

平成 2 5 年

第 4 回西原村定例会会議録

平成 2 5 年 1 2 月 1 0 日

平成 2 5 年 1 2 月 1 3 日

熊本県阿蘇郡西原村議会

目 次

第1号(12月10日)

議事日程第1号	.....	1
応招議員氏名	.....	2
出席議員氏名	.....	3
事務局職員出席者	.....	3
説明のため出席した者の職氏名	.....	4
開会・開議	.....	5
日程第 1	会議録署名議員の指名	..... 5
日程第 2	会期の決定について	..... 5
日程第 3	諸般の報告	..... 5
日程第 4	村長提案理由説明(議案第44号～57号・同意第4号～第5号)	..... 5
日程第 5	参考人の出席要求について	..... 11
追加日程第1	発議第 8号 議長不信任決議案	..... 16
追加日程第2	発議第 9号 泉田洋一議員に対する議員辞職勧告決議案	..... 22
日程第 6	休会の件について	..... 23

第2号(12月12日)

議事日程第2号	.....	25
応招議員氏名	.....	26
出席議員氏名	.....	27
事務局職員出席者	.....	27
説明のため出席した者の職氏名	.....	28
開 議	.....	29
日程第 1	一般質問	..... 29
	(山下一義)	..... 29
	・灰床地区に新たに約8町分の全伐申請について	
	・県道山西大津線(県道225号線)について	
	(中西義信)	..... 35
	・3点セット(農業遺産・文化遺産・ジオパーク)に関連して	
	・健康への取り組みは、決算(24年度)から	
	(田島敬一)	..... 41
	・河原灰床地区の開発規制について	
	・健康な村づくりについて	

	・世界ジオパーク認定に向けた西原村の観光戦略は (宮田勝則) .....	4 9
	・村開発条例を見通し強化できるか	
散 会 .....		5 6
第3号(12月13日)		
議事日程第3号 .....		5 7
応招議員氏名 .....		5 9
出席議員氏名 .....		6 0
事務局職員出席者 .....		6 0
説明のため出席した者の職氏名 .....		6 1
開 議 .....		6 2
日程第 1	議案第44号 西原村税条例の一部を改正する条例 の制定について .....	6 2
日程第 2	議案第45号 児童福祉法に基づく保育料徴収条例 の一部を改正する条例の制定につい て) .....	6 4
日程第 3	議案第46号 西原村子ども・子育て会議設置条例 の制定について .....	6 6
日程第 4	議案第47号 西原村介護保険条例の一部を改正す る条例の制定について .....	6 7
日程第 5	議案第48号 西原村後期高齢者医療に関する条例 の一部を改正する条例の制定につい て .....	6 8
日程第 6	議案第49号 西原村国民健康保険税条例の一部を 改正する条例の制定について .....	7 0
日程第 7	議案第50号 西原村工業用水道事業給水条例の一 部を改正する条例の制定について .....	7 1
日程第 8	議案第51号 高遊原南消防組合の解散について .....	7 3
日程第 9	議案第52号 高遊原南消防組合の解散に伴う財産 処分について .....	7 4
日程第10	議案第53号 平成25年度西原村一般会計補正予 算(第5号)について .....	7 6
日程第17	参考人からの意見聴取 .....	8 9
日程第11	議案第54号 平成25年度西原村国民健康保険特 別会計補正予算(第2号)について .....	1 1 1
日程第12	議案第55号 平成25年度西原村介護保険特別会 計補正予算(第2号)について .....	1 1 3

日程第 1 3	議案第 5 6 号	平成 2 5 年度西原村後期高齢者医療 特別会計補正予算(第 2 号)につい て .....	1 1 4
日程第 1 4	議案第 5 7 号	平成 2 5 年度西原村工業用水道事業 会計補正予算(第 1 号)について .....	1 1 5
日程第 1 5	同意第 4 号	西原村教育委員会委員の任命につき 同意を求めることについて .....	1 1 7
日程第 1 6	同意第 5 号	西原村教育委員会委員の任命につき 同意を求めることについて .....	1 1 8
日程第 1 8	総務福祉常任委員会審査報告 .....		1 1 9
追加日程第 1	「議案第 4 1 号 村有財産の貸付について」の撤回 について .....		1 2 1
日程第 1 9	産業教育常任委員会審査報告 .....		1 2 5
日程第 2 0	組合議会報告 .....		1 2 6
日程第 2 1	委員会報告 .....		1 2 6
日程第 2 2	請願書審議 .....		1 2 7
日程第 2 3	委員会の閉会中の継続審査(調査)申し出について .....		1 2 8
閉 会 .....			1 2 9
署 名 .....			1 3 1

## 平成 2 5 年第 4 回定例会会期日程表

月 日	曜	区 分	日 程	備 考
1 2 月 1 0 日	火	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開会</li> <li>・会期決定</li> <li>・諸般の報告</li> <li>・村長提案理由説明</li> <li>・議長不信任決議案</li> <li>・議員辞職勧告決議案</li> <li>・休会の件について</li> <li>・全員協議会</li> <li>・常任委員会</li> </ul>	
1 2 月 1 1 日	水	休 会		
1 2 月 1 2 日	木	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般質問（4名）</li> </ul>	
1 2 月 1 3 日	金	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議案審議 （議案第44号～57号・同意第4号～5号）</li> <li>・委員会審査報告</li> <li>・組合議会報告</li> <li>・委員会報告</li> <li>・陳情書審議</li> <li>・委員会の閉会中の継続審査（調査）申出書</li> </ul>	

# 提 出 議 案 等

(平成 2 5 年 1 2 月 1 0 日提出)

(村長提出議案)

- 議案第 4 4 号 西原村税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4 5 号 児童福祉法に基づく保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4 6 号 西原村子ども・子育て会議設置条例の制定について
- 議案第 4 7 号 西原村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4 8 号 西原村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4 9 号 西原村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5 0 号 西原村工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5 1 号 高遊原南消防組合の解散について
- 議案第 5 2 号 高遊原南消防組合の解散に伴う財産の処分について
- 議案第 5 3 号 平成 2 5 年度西原村一般会計補正予算 (第 5 号) について
- 議案第 5 4 号 平成 2 5 年度西原村国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号) について
- 議案第 5 5 号 平成 2 5 年度西原村介護保険特別会計補正予算 (第 2 号) について
- 議案第 5 6 号 平成 2 5 年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号) について
- 議案第 5 7 号 平成 2 5 年度西原村工業用水道事業特別会計補正予算 (第 1 号) について

同意第 4号 西原村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

同意第 5号 西原村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

(平成25年12月12日提出)

(一般質問)

1番 山下一義君 2番 中西義信君 3番 田島敬一君 4番 宮田勝則君

第 1 号 (12月10日)



平成 2 5 年第 4 回西原村議会定例会会議録

平成 2 5 年 1 2 月 1 0 日、平成 2 5 年第 4 回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

平成 2 5 年 1 2 月 1 0 日 (火曜日) 議事日程第 1 号

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 村長提案理由説明 (議案第 4 4 号～第 5 7 号・同意第 4 号～5 号)

日程第 5 参考人の出席要求について

追加日程第 1 発議第 8 号 議長不信任決議案

追加日程第 2 発議第 9 号 泉田洋一議員に対する議員辞職勧告決議案

日程第 6 休会の件について

1、応招議員 (11名)

1 番	坂 本 隆 文 君
2 番	中 西 義 信 君
3 番	村 上 貞 廣 君
4 番	西 口 義 充 君
5 番	上 野 正 博 君
6 番	山 下 一 義 君
7 番	林 田 直 行 君
8 番	坂 梨 公 介 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	田 島 敬 一 君
11 番	泉 田 洋 一 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (11名)

1 番	坂 本 隆 文 君
2 番	中 西 義 信 君
3 番	村 上 貞 廣 君
4 番	西 口 義 充 君
5 番	上 野 正 博 君
6 番	山 下 一 義 君
7 番	林 田 直 行 君
8 番	坂 梨 公 介 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	田 島 敬 一 君
11 番	泉 田 洋 一 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	中 村 義 光 君
議会事務局書記	岩 本 千 波 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村 長	日 置 和 彦 君
副 村 長	坂 本 武 君
教 育 長	曾 我 敏 秀 君
総務課長	泉 田 元 宏 君
企画商工課長	高 本 孝 嗣 君
教育課長	塚 元 利 文 君
会計管理者	矢 野 富 士 男 君
税務課長	佐 藤 光 弘 君
産業課長	海 東 義 朗 君
住民課長	片 島 信 幸 君
保育園長	園 田 久 美 代 君

午前10時00分 開会・開議

○議長（坂梨公介君）おはようございます。

本日は第4回の定例会が招集されましたところ、全員出席であります。

定足数に達しておりますので、平成25年第4回西原村議会定例会を開会します。

ただいまから本日の会議を開きます。本日の会議は、お手元に配付の議事日程第1号のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、7番議員、林田直行君、9番議員、宮田勝則君を指名します。

日程第2、会期の決定について議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、12月3日に行われました議会運営委員会で、本日10日より13日までの4日間と決定しておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（坂梨公介君）異議なしと認め、よって会期は、本日10日より13日までの4日間と決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告として議長から、会議規則第122条のただし書きの規定により、議員の派遣について報告します。

去る11月26日、佐賀市富士町支所に行きまして、宗教法人宝珠宗宝珠会のこれまでの進出の経緯と現状について話を聞きました。「健康を守る会・泰道」の総本部で開かれる月に1回の例会と、年に1回の総会の際の車の渋滞による迷惑、町への税収はなく、地元からの雇用はないようで、地域の活性化にはつながらない、住民とのトラブルの発生は現状ではないが、メリットは何もないという話を聞きました。

また、12月3日に熊本市消防局に高機能通信指令システムの視察を行いました。110番の着信から出場指令、現場情報の把握という指令管制員が行わなければならない一連の作業の時間が大幅に短縮され、迅速かつ的確に現場活動が行えるシステムを視察してきました。

以上で、諸般の報告を終わります。（「諸般の報告の訂正をお願いいたします。119番の訂正でお願いします。110番と言われましたので、警察のほう」の声あり）すみません。119番です。

日程第4、村長に提案理由の説明を求めます。

（村長 日置和彦君 登壇 説明）

○村長（日置和彦君）おはようございます。

平成25年第4回西原村議会定例会の招集をお願いしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに大変ご多忙の中、全員のご出席を賜りお礼を申し上げます。

師走の声を聞き、今年も残すところ20日余りとなりました。議員各位におかれましては、年末の慌ただしい中、それぞれがそれぞれの立場でご活躍のことと察するところであります。

昨年は7月12日、九州北部豪雨により阿蘇を中心に大雨による甚大な被害が発生したところであります。今現在も復興に向けた工事が進められているところであります。一日も早い完全復旧・復興を願うものであります。

本年においては、9月に台風18号による京都桂川の氾濫で8名の犠牲者、10月には台風26号による伊豆大島では39名の死者、行方不明者が起き、そのほかにも秋雨前線等で日本各地において大きな被害が発生し、連日テレビ・新聞等で報道されていきました。いつ発生するかわからない災害の恐ろしさを痛感したところであります。

幸いなことに、私ども西原村では大きな災害もなく、農家も無事実りの秋を迎え安堵しているところであります。

国政に目を向けてみますと、昨年暮れの衆議院選挙と今年の夏の参議院選挙ともに自民党の圧勝となっておりますが、最近の国政を見ますと、多少の強引さと少なからずもおごりが見え隠れするような感じがするところであります。しかし安定政権となり、私ども地方にとって潤いのある政策を期待するところであります。

私ども西原村におきましては、西原村に転入したい、住んでみたい3つの要素の子ども医療費の無料化、光ブロードバンド整備、そして保育園の待機児童0対策、これらを本年で全て解消することができました。子ども医療無料化は中学3年生までを対象とさせていただきました。定住促進に不可欠であります光ブロードバンド整備におきましては、7月に完成し村内全域をカバーすることができました。待機児童問題では高遊地区に民間保育園を誘致することができ、4月から開園をしております。

また、安全・安心な村づくりの一環として消防の広域化を検討してまいりましたが、消防議会を中心にご理解をいただき、いよいよ来年4月から益城西原消防署西原出張所として内容の充実を図り稼働します。救急車、消防ポンプ車を配備して24時間体制で新たにスタートをいたします。村民の生命、財産を守る大きな期待とスピードと安全を与えるものと思っております。

堂園小森線におきましては、構造改善センター交差点から高遊地区区間を子どもたちの登下校時における交通事故防止のガードパイプの設置を完成することができました。

また、村内主要道路におきましても舗装のたわみや亀裂等が多くある路線につきましては、舗装の打ちかえ工事も発注させていただきました。中学校

大規模改修工事とあわせ国の交付金、補助金等を最大限に活用して、そして議員各位のご理解をいただき、住みよい村づくりを推進しているところであります。

さて、私ども西原村は豊かな緑と水に恵まれた素晴らしい自然環境を有し、熊本市に近いということもあり、人口も着実に増加するなど順調に発展を続けております。このように村が順調な歩みを進める中で、村の発展を阻害し、村の将来を危うくするおそれのある事態が河原の灰床地区に起きております。西原村の未来、特に河原地区の将来を展望しますとき、村として過去に経験したことの無い一大事になるおそれがあると思っております。

議員各位におかれましても、第3回定例会、今定例会と一般質問等で大変心配をしていただいていることに対し、ありがたく感謝を申し上げます。議会におかれましても、開発行為に反対する決議を採択していただき、また住民集会を開催させていただいたところ、約550名の参加をいただき、多くの質問や要望、苦言をいただきました。

村民の皆さんが自分たちの生活を守るため、そして村の発展と河原地区の活性化と安泰を願う悲痛な声をお聞きし、参加者全員で進出反対の決議をしていただいたところであります。

今後とも、議会、執行部、そして村民の皆さんと三位一体となり安全で安心して暮らせる住みよい村づくりに、全ての住民の方々と心を一つにして進出反対を貫いてまいりたいと強く思うところであります。議員各位には、今後ともご指導とご協力をよろしくお願い申し上げます、今定例会に提案させていただいている議案の説明をさせていただきます。

議案第44号、西原村税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

今回の村税条例の一部改正は、地方税法の一部改正する法律が公布され、同法による改正について、地方税法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い改正を行うものであります。

主な改正点といたしましては、公的年金からの特別徴収における徴収額の算定方法の見直し及び金融所得課税の一体化に伴う村民税課税所得計算の変更等でございます。詳細につきましては、税務課長よりご説明いたします。

議案第45号、児童福祉法に基づく保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）の施行に伴い村税における延滞金の割合の特例が見直され、保育料に係る延滞金においても同様の措置を講じ、それぞれの条例に規定するため、児童福祉法に基づく保育料徴収条例の一部を改正するものであります。詳細につきましては、住民課長よりご説明いたします。

議案第46号、西原村子ども・子育て会議設置条例の制定についてご説明申

申し上げます。

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づき、審議会その他の合議制の機関として、西原村子ども・子育て会議を設置する必要があるため、条例制定するものであります。詳細につきましては、住民課長より説明いたします。

議案第47号、西原村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）の施行に伴い村税における延滞金の割合の特例が見直され、介護保険料に係る延滞金においても同様の措置を講じ、それぞれの条例に規定するため、西原村介護保険条例の一部を改正するものであります。詳細につきましては、住民課長よりご説明いたします。

議案第48号、西原村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）の施行に伴い、村税における延滞金の割合の特例が見直され、後期高齢者医療保険料に係る延滞金においても同様の措置を講じ、それぞれの条例に規定するため西原村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するものであります。詳細につきましては、住民課長よりご説明いたします。

議案第49号、西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

今回の国民健康保険税条例の一部改正は、地方税法の一部を改正する法律が公布され、同法による改正について、地方税法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い改正するものであります。

主な改正点といたしましては、村税条例の改正と同じく金融所得課税の一体化に伴う国民健康保険税課税所得計算の変更等でございます。詳細につきましては、税務課長よりご説明申し上げます。

議案第50号、西原村工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

今回の西原村工業用水道事業給水条例の一部改正は、地方税法の一部が改正され、村税における延滞金の割合の特例が見直されることに伴い、工業用水道料に係る延滞金においても同様の措置を講じるものです。詳細につきましては、産業課長よりご説明いたします。

議案第51号、高遊原南消防組合の解散についてご説明申し上げます。

平成21年11月に中央ブロック消防広域化協議会を設置し、熊本市、高遊原南消防組合並びに関係町村である益城町、西原村において消防広域化に関する協議を進めてきた結果、平成26年3月31日限りで高遊原南消防組合を解散し、平成26年4月1日より消防事務を熊本市へ委託するとの結論に至りました。



た。一部事務組合を解散するときは、地方自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要があり、提案させていただくものであります。詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第52号、高遊原南消防組合の解散に伴う財産の処分についてご説明いたします。

今回の高遊原南消防組合の解散に伴い、組合の財産であります土地、建物、備品等の財産処分について協議を重ねてまいりましたが、消防本部のある土地につきましてはそれぞれの町村の基準財政需要額のうち、平成24年度の常備消防費に相当する額を基準として算定した数値で按分。建物については、消防本部及び消防署庁舎については益城町、西原出張所庁舎については西原村に帰属する。備品については、それぞれの消防業務、救急業務に十分対応できるように配分いたしております。債務につきましては益城町が引き継ぎ、負担相当額を西原村が益城町に支払うこととしております。平成25年度の決算に伴う残金及び基金につきましては、按分して配分することとなっております。詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第53号、平成25年度西原村一般会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。

今回の補正（第5号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,709万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億7,831万3,000円とするものでございます。

補正の主なものについて申し上げますと、歳入につきましては村税1,790万円の増額補正、国庫支出金2,077万6,000円の増額補正、山西小学校体育館天井改修工事に伴う学校施設環境改善交付金、地域元気臨時交付金限度額等の補正でございます。県支出金1,072万9,000円の増額補正、民生費県補助金、災害復旧費県補助金等でございます。村債は山西小学校体育館天井改修工事に伴う借入金等でございます。

歳出につきましては、民生費の児童福祉総務費390万円、児童措置費489万9,000円の増額補正でございます。土木費、道路新設改良費900万円の増額補正、村道改良に伴う土地購入費でございます。消防費では、高規格救急車入札残の減額でございます。教育費では山西小学校体育館天井改修に伴う委託料、工事請負費等の増額補正でございます。詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第54号、平成25年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,268万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億1,065万5,000円とするものでございます。

歳入につきましては、国庫支出金及び県支出金の高額医療費共同事業負担

金のおの107万7,000円の増額補正、療養給付費等交付金1,383万5,000円の増額補正、前期高齢者交付金669万8,000円の増額補正でございます。

歳出につきましては、保険給付費に2,366万円の増額補正、共同事業拠出金に300万円の増額補正、諸支出金に1,477万4,000円の増額補正、これらの財源として予備費を1,874万7,000円減額補正しております。詳細につきましては、住民課長よりご説明申し上げます。

議案第55号、平成25年度西原村介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7,548万4,000円とするものでございます。歳入予算の補正はございません。歳出につきましては、保険給付費に722万1,000円の増額補正、この財源としては予備費を732万1,000円減額補正しております。詳細につきましては、住民課長よりご説明申し上げます。

議案第56号、西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ26万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,403万2,000円と定めるものでございます。歳入につきましては、繰入金に26万円の増額補正でございます。歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合給付金に26万1,000円の増額補正、予備費1,000円の減額補正でございます。詳細につきましては、住民課長よりご説明いたします。

議案第57号、平成25年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の収益的収入支出予算の総額を1,637万7,000円と定めるものでございます。主な内容といたしましては、営業費100万円の増額補正及び予備費に100万円の減額補正を行っております。詳細につきましては、産業課長よりご説明いたします。

同意第4号、西原村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

教育委員曾我敏秀氏の任期満了に伴い、再任いたしたく提案させていただきます。詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

同意第5号、西原村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

教育委員堀田清治氏の在任中の逝去に伴い、新たに荒木均氏を提案させていただきます。詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

以上、議案14件、同意2件、合計16件でございます。

議員各位におかれましては、全案件とも慎重に審議をしていただき、何と

ぞご議決、ご同意を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。大変お世話になります。

○議長（坂梨公介君）以上で、村長の提案理由の説明は終わりました。

日程第5、西原村大字河原の灰床地区における開発行為の今後の事業計画について、参考人の出席要求変更について議題とします。

参考人の出席要求について、お諮りします。

11月11日に開催された第2回臨時会において、西原村大字河原の灰床地区における開発行為の今後の事業計画について、開俊久氏と山崎三男氏を参考人として13日の本会議に出席を求めておりましたが、12月3日の議会運営委員会でこれを変更し、13日の本会議終了後に開催される全員協議会で意見を聞くことになりましたが、これにご異議ございませんか。

（「異議あり」の声）

○議長（坂梨公介君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）私、議運のメンバーで、当日そういうお話になって、一理あるというところで議運の中では賛同した経緯があります。後日、いろいろ議員控室等のスペース並びに前回のこの本会議場での議決の重さ並びに勘案しまして、その中で当然傍聴の方も多数お見えになると。13日ですね。果たして議員控室、その多くの方々は当然傍聴を希望されると思います。当然そういう決議をしておりますので、本会議場でやるのが筋じゃないかと。もし控室でやるならば、傍聴の方も、これは全協ですので議長のお許しが要ると思います。傍聴を許可されて、大勢の方が入ったときに控室のスペースはどういうふうになるかということも考えてみて、再度検討されて、できるならば本会議場で行わせていただきたいと思います。以上です。

○議長（坂梨公介君）ほかにごございませんか。

ただいま、宮田議員のほうから異議があるという意見がございました。これにつきましては採決をとらなければなりません、どのようにお諮りしますか。

それでは、参考人の出席を本議会にすることによって賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（坂梨公介君）起立多数であります。

したがって、13日の開俊久氏と山崎三男氏を本会議に参考人として出席を求めることに決定いたしました。

日程第6、休会の件について議題とします。

お諮りします。明日11日は本会議を休会したいと思います、ご異議ございませんか。

9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）今のところ、異議ありのほうで発言させてください。

議運の当日までは、明日は休会ということで何ら問題ないと思っておりましたが、前回の議運の終了後に一つゆゆしき問題が発生いたしましたので、明日休会にするかどうかはそのお話次第では、明日も会議を開いてほしいと思っております。

議長にお尋ねですけれども、ようございますですか。

○議長（坂梨公介君）はい。

○9番議員（宮田勝則君）去る11月11日の臨時会において、本日は出席されております、当日は欠席されましたけれども、泉田議員の議員辞職勧告決議案が全員賛成のもとに本会議場で可決されております。その後、事務局から議長に対して、文書での決裁を依頼があったかと思えます。本日まで決裁がされておられません。どういったことだろうかと、私、議運の後に事務局に寄ってそれがちょうどテーブルの上に置いてありましたので、その折に確認しております。どういった経緯のもとに議長がその判断をされたのか、お伺いしたいと思います。ようございますですか。

○議長（坂梨公介君）このことにつきましては、事務局よりそういう文書により本人欠席のもとでしたから、伝えたいという相談がございました。県の委員会なり、阿蘇郡の監査委員会に問い合わせをいたしましたところ、前例がないために、その文書の様式もないためにどういう方向であるかということで、事務局と相談いたしました。12月3日の日に口頭において、議会事務局長と立ち会いのもとにこういうことが出ましたよと、その日は欠席でしたがこういうふうに決定いたしましたという生の声を通告いたしました。以上です。

○9番議員（宮田勝則君）12月3日の日に泉田議員のほうに事務局長立ち会いのもとということで、口頭で伝えられたと申しますが、あくまで口頭。当日、議員が出席されておれば、入室されたあとに決議文、当日ですから聞かれております。その決議文もないというところで、本来、口頭というのは立ち会いのもと、議員がみんな立ち会いですよ、本議会議場で言いますと。誰も知らなかったといった経緯は議会軽視、議会のリーダーである議長が独断でそれを決められておるということは、非常に心外なことです。口頭によりまして、いつ、誰が、どこで、何を、どうした、これは普通でいう5つの項目は最低限の条件です。それに今回は議決文の内容の説明を本人に通告をしなければ、大体のことは本人さんもわかられると思えますけれども、極論、何だったんだということが、文書でないとなかなか口頭では伝えられないというのが現実です。一般常識から考えてちょっと首をかしげるとするのは私だけでしょうか。

そういった観点から、議長、本日は泉田議員がおられます。当日でしたら、議長告知ということで皆さんの前で、内容等も告知されて、どういう状態で可決されましたという告知をするはずで、それが行われてない以上、本日

はお見えですので、議長のほうからその当日の内容を含めて、本日告知をまず願えればと思いますけれども、了承してもらえますか。

○議長（坂梨公介君）暫時休憩します。

（午前10時31分）

（午前10時33分）

○議長（坂梨公介君）会議を再開します。

ただいま、宮田議員のほうから告知されていないということでしたので、今休憩中でしたけれども、本人、泉田議員のほうから先ほど辞職をしたいという預かりをしておりますので、そういうことでよろしゅうございますか。

宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）泉田議員におかれましては、男らしい、議員らしい態度であると評価するものですが、議長としていかがですかというお話であります。話がすりかわったようなお話の回答ですので、議長としてどう考えておられますか、これができるかというお話ですので、泉田議員は本日、議長にそういう届けが出たと、預かっておるということは各議員、本日聞いたところで、大変泉田議員におかれましては断腸の思いの決断と思います。私たちもそれを真摯に受けとめたいというふうに思いますけれども、議長としてそれが、泉田議員が言いましたからそれを伝えましたでは、議長の役割では若干違うような回答ですので、議長として、前後しましたけれども、当然告知をされて、やって初めてこの議会を成り立っていかせなければいけない神聖な議会です。議長として、そのひな壇の頂点に立たれている議長がそれができないという形になると、非常に議事進行にも支障があるというふうに考えます。本来、私の要望というよりも、議員全員の要望じゃなかろうかなど、決議は全員で賛成しておりますので、その辺を踏まえて再度お答え願えればと思います。

○議長（坂梨公介君）お答えいたします。

日数が足りないとか、足りないではなくて各議員とも一緒でございますけれども、皆審判を受けてきております。その重さもありまして、人権もありまして、名誉もありまして、文書をさらに出すということは、その当日につきましては私も大分考えました。しかし、ただいま休憩中ではございましたけれども、本人からもそういう要望があったということになれば、告知をしたいと思います。文書によって告知をいたしたいと思いますので、それによろしゅうございますか。

宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）1カ月間、議長の職責を果たされていないと。通常、速やかに提出するのが一般的な措置。事務局が当日の議事録の中で文書的に

できておりましたので、速やかにというかその週ぐらいには、当然泉田議員のほうに渡って、その内容を泉田議員が告知内容を読まれて、何で今までの行動の中で、どこが今回の決議文の対象になったのかというのが理解されて、初めて今回の経緯に至るとというのが普通の道筋です。今回の中で中抜きに、議長の職務の中でなったというのは、非常にいけないと思います。今回、おくれませであります、告知をするという、本人が来られておりますので、決議文を読まれて一応告知していただければ。前後しますけれども、そこまで今回は議長に求めたいと思います。ようございますか。

○議長（坂梨公介君）暫時休憩します。

（午前10時37分）

（午前10時39分）

○議長（坂梨公介君）休憩前に引き続き議事を再開します。

泉田洋一議員に対する辞職勧告決議を申し上げます。

西原村大字河原の灰床地区において土地の所有者である開俊久氏によって印刷工場などの建設が計画され、また日本一の自然公園を建設する山林伐採が行われている。この開氏は今まで新聞等で報道されたように、手かざし、いわゆるハンドパワーで病気が治るとし、高額のお金を集めたことが社会問題となり、元会員の損害賠償訴訟で開氏と泰道傘下の宗教団体宝珠宗宝珠会に対して損害賠償の支払い命令が下される判決が下され、平成9年に解散した団体「健康を守る会・泰道」の元会長である。

また開氏はこの解散した泰道の活動を実質的に引き継いでいるが、判決により認定された宗教団体宝珠宗宝珠会の本源と見られる人物である。さらに灰床地区の開氏所有の家屋内に事務所を構えるNPO法人自然を守る会の山崎理事長は当時の泰道で筆頭理事を務めた人でもある。そのNPO法人自然を守る会の筆頭理事に泉田洋一議員がなっている。さらに同じ事務所に入居する株式会社宝珠製作所は、開氏が設立発起人で筆頭株主でもある。役員の大半は解散した泰道の元理事であるという状況である。

この灰床地区の開発は人的な絡みがあり、過去に社会的に大きな問題を起こして解散した泰道の場合と何ら変わらない環境の中で進められると判断するものである。まだ明確な事業計画、運営計画も提出されておらず、不透明な部分が多いのが実情である。しかも日本一の自然公園の建設という構想であるが、果たしてどれぐらいの人たちが来るのか。また印刷工場については、なぜ利便性のいい市内近郊ではなく、利便の悪い山林の中のさらには自然公園の入園料、使用料は全て無料ということでもどう考えても費用対効果、採算性の面から見て理解できず、不信感、疑いの念を持たざるを得ないところである。

開発は村の条例により、事前協議が必要である等もかかわらずこれを無視

する形で開発が進められている。さらに山林採木については間伐での申請でありながら全伐を行うなど、違法性がある手法で実施されたところである。この開発の現場においては、環境の保全、災害の防止措置がとられていないため、現に土砂の流出などが起きており、地すべり、がけ崩れなど大きな災害の危険性を増大させている状況である。特に灰床地区の集落は地すべり危険地域そして急傾斜地危険地域と指定されており、地下水が音を立てて流れることも確認されている。こうしたことから、今後一旦集中豪雨などに見舞われた場合には、山肌がむき出しの現状を見れば大量の土砂が下流域に流れ込み、民家そして田畑などに深刻な被害が想定されるところである。この灰床地区の開発の伐採責任者が泉田洋一議員であることは、また灰床地区の土地を6月28日と10月8日に約1ha程度、開氏に売られていることは議会議員としてあるまじき行為であり、今回の行動は村民、本議会に対する信頼、信用を大きく失墜させるものであり、断じて許されるものではない。

したがって、西原村議会は泉田洋一議員の事態の重大さを真摯に受けとめ、西原村議회를辞職されることを勧告する。以上、決議する。

これでいいですか。（「議長、告知いたします」の声）告知いたします。

本人、来ておられますが、何か求められますか。話が前後しますが。

○9番議員（宮田勝則君）もう決議がありましたので、そこは求めません。

○議長（坂梨公介君）ほかにございますか。

宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）議회를、きょうは冒頭ですのでやらせていただきました。

なお、議長におかれましては、今回の対応は非常に、まだ議長になられて数カ月でございます。議長としてもっとリーダーシップを発揮して、みんなの中立性を保っていくのが議長の職責だと私は思っております。そういった中で今回1カ月以上、この議員の議決を議員に何の相談もなく、自分の信条並びに泉田議員に対する友情の中で、なかなか言いづらいことだったという釈明はありましたけれども、あくまで議長はこの議会議員の代表であります。そういった形で職責の資質を幾分欠かれている傾向にあります。相談されればみんなそういった形を相談の中で回答していきますので、今回議長に対しては緊急動議として、不信任の緊急動議を申し上げたいと思います。

（「賛成」の声）

○議長（坂梨公介君）暫時休憩します。

（午前10時46分）

（午前10時48分）

○議長（坂梨公介君）休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいま9番、宮田議員のほうから議長の不信任案の動議が提出されまし

た。この動議は1人以上の賛成がありましたので、会議規則第16条の規定により成立いたしました。

議長不信任案の動議を日程に追加し、追加日程第1号として日程の順序を変更し、直ちに議題にすることを採決します。

この採決は起立によって行います。この動議を日程に追加し、追加日程第1号として議題とすることに賛成の方の起立をお願いします。

(起立多数)

○議長(坂梨公介君)起立多数。

したがって、この動議を日程に追加し、追加日程第1号として直ちに議題とすることに可決されました。

暫時休憩します。

(午前10時49分)

(午前11時 9分)

○副議長(林田直行君)休憩前に引き続き会議を開きます。

議長にかわりまして、私がこの職務を行いますので、よろしく願いいたします。

地方自治法第117条の規定により、坂梨議長の退席を求めます。

(議長 坂梨公介君 退場)

○副議長(林田直行君)追加日程第1、発議第8号、議長不信任決議案の動議を議題とします。

内容の説明を提出者、宮田勝則議員に求めます。

○9番議員(宮田勝則君)9番議員、宮田です。発議第8号につきましては、議長不信任決議(案)ということで朗読にてご説明いたします。

西原村会議規則第14条の規定により、別紙のとおり決議案を提出する。

平成25年12月10日。西原村議会議長、坂梨公介様。

提出者、西原村議会議員 宮田勝則。

賛成者、同 上野正博、西口義充、中西義信、山下一義。

坂梨公介議長に対する不信任決議案。

以下の事由により村議会として坂梨公介議長に対する不信任決議案を提出する。

平成25年12月10日。

熊本県阿蘇郡西原村議会。

1. 議長としてのリーダーシップと責任感の欠如。

村政の懸案事項への対応において消極的であり、議会をまとめて事に当たるといふ議長としてのリーダーシップと責任感に欠けるものがある。一例を挙げるとすれば、村民の大きな不信と不安を抱いている河原地区における開発問題においても、去る9月20日開催の定例会において灰床地区における開



発行為に反対する決議が可決されたところであるが、これも住民からの請願という外圧でなされたものであり、これに至るまでの間、議長としてのリーダーシップが発揮された形跡は何ら見当たらないのが実状である。

2. 議長としての職責の放棄。

去る11月11日開催の臨時会において、泉田洋一議員に対する辞職勧告決議案が全員の賛成により可決されたところであるが、この原案可決された決議を、臨時会当日欠席された泉田議員へ送付するための決裁の伺いに対して、坂梨議長は独断で決裁を拒否し、その職責を果たさず、保留扱いとしたところである。このことは議会を代表する議長としてあるまじき行為であり、議会を私物化するものと言わざるを得ないところである。

3. 議会運営委員会における不当な指示、干渉。

11月6日開催の議会運営委員会における審議の途中で会議録作成のため行う録音を急遽ストップさせた上で発言するなど、中立であるべき議長として不信感を持たれる行動をとられたところである。どういう意図があつてなされたのか不明であるが、由々しき問題である。

以上が、坂梨議長に対する不信任決議(案)の内容でございます。以上です。

○副議長(林田直行君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

10番、田島議員。

○10番議員(田島敬一君) この中の3番目、議会運営委員会のメンバーに入っていないものですから状況がわからないのですが、審議途中で録音を急遽ストップさせてということは、ままだり得ることだろうとは思いますが、個人のプライバシーだとか、そういう何かやむを得ないことで録音をストップしたのか、それとも何か、ここにもどういう意図があつてなされたのかということとは不明であるがというふうに書いてありますけれども、どのような議論が、あるいは発言が録音ストップになったのかお尋ねいたします。

○副議長(林田直行君) 宮田議員。

○9番議員(宮田勝則君) 田島議員にお答えいたします。

議会運営委員会における11月6日開催と書いてあります。当日の議案の中で、泉田議員の議員辞職勧告決議の発議に対して、委員会の中でどういうふうな取り扱いをするかというところで、決定的には本議会で取り扱うという決議に至ったわけですが、その議論の途中で坂梨議長から、今回の件につきましては、私、議長に一任してもらえないだろうかというところで、何を一任するのもわからず任せてほしいという旨を言われて、それじゃ賛同できませんというところで結論には至ったわけですが、その経過を求める必要も何もなかったと私は解釈しております。

本来ならば、40年来の付き合いと、親友であるという要所要所の発言の中であるなら、議長として、男として、本人にどうかもちょっと考えようが

あるんじゃないかとか、あるいは相談を受けて、逆に相談を持ちかけるような行動になられておったのがよかったのかなど。そういうふうな形になればこういったことにはならなかったと、私は今でも思っております。以上です。

○副議長（林田直行君）ほかに質問ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○副議長（林田直行君）質問がないようですので、自席に帰ってください。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○副議長（林田直行君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決いたします。

議長不信任決議案の動議について、この動議を原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○副議長（林田直行君）起立多数であり、よって議長不信任決議案の動議は可決されました。

ここで、坂梨議長の入場を許可します。

（議長 坂梨公介君 入場）

○副議長（林田直行君）ただいまの議長不信任決議案の動議は可決されましたことを告知いたします。坂梨議長、重く、真摯に受けとめてください。

暫時休憩いたします。

（午前 11 時 20 分）

（午前 11 時 21 分）

○議長（坂梨公介君）休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど、日程の追加がございましたが、これにつきまして何かご意見ございませんか。

9 番、宮田議員。

○9 番議員（宮田勝則君）9 番議員、宮田です。

追加日程については、今回決議をいただいたというところで、議長席に戻られて、非常に断腸の思いがあられるかと思えますけども、一言発言いただきたいのが 1 点と、不信任案動議が出される前のまだ保留が、会期の休会の件というところ、それと泉田議員の辞職申し出に対して受けられておるところであります。本来なら議会中、休会中じゃありません、議会中に本人からそういう申し出があったということを議長が受けとめられておるならば、本議会中の取り扱いをご存じだと思います。私からは深くは申しませぬけれども、議案に追加されて、その決議がされるのは、そこまでしか言いません。議長として不信任案決議のされる前のこの 2 件について、審議をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（坂梨公介君）暫時休憩します。事務的にちょっと。

（午前 11 時 23 分）

（午前 11 時 24 分）

○議長（坂梨公介君）休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの 9 番議員、宮田議員の質問に対して、私の答えは人間として尊重すべき点もあるし、しかも泉田議員は身体障害者の 1 級でもあります。そういうことを鑑みますと、それからもう一つは今までなかったことが書類上、私も勉強いたしましたけれども、そういう欠席議員に対しての通告義務が、私もそこまで信条を破るということはできなかつたし、また勉強不足だったということは反省はしております。

しかしながら、人に、辞職勧告決議案がマスコミ報道でもされておりましたし、それを考慮して文書通告は延期しておったわけです。泉田議員に対して辞職の文書につきましては、直ちに送付したいと思います。

暫時休憩します。

（午前 11 時 26 分）

（午前 11 時 28 分）

○議長（坂梨公介君）休憩前に引き続き会議を再開します。

先ほど宮田議員のほうから 2 番目の質問でございますけれども、泉田議員の辞職勧告決議案で不手際があったので、きょうここでどういう決断を出すかということでございますけれども、このことにつきましては、「議員辞職の申し出です。泉田議員が先ほど、議員として私は断腸の思いだったと」の声あり）

○議長（坂梨公介君）暫時休憩します。

（午前 11 時 28 分）

（午前 11 時 30 分）

○議長（坂梨公介君）休憩前に引き続き会議を再開します。

泉田議員の辞職に伴います手続につきましては、先ほど私が冒頭申し上げましたように、本人からも口頭ではありましたけれども、その時期につきましては私もまだ把握しておりませんので、文書によって本議会に提出をしていただくということでよろございますですか。

9 番議員、宮田議員。

○9 番議員（宮田勝則君）文書は後でつけられますけれども、本人が本議会の話の中で、相当勇気が要ったと思います、本人さんも。私が当事者だったらその場で言えたかどうかというのは、首をかしげます。非常に男らしい、議員らしい先ほどの発言だったと、私は敬意を表したいと思います。その議員

の発言に対して、議長として承った坂梨議長が、口頭ではあれ本議場での発言です。それを無にするようなお話で、文書が出ていませので後日対応しますというのは、ちょっといかなものかなと。議運を開いてでも本日やるのか、明日が休会、休会の件もその辺で、ほかの件でございましたけれども、休会もまだ、明日休会にするのかも決めておりません。保留ということで返事をしておりませので、議長としてこの場で採決しますという話でしたら、泉田議員の意思の確認は要るかもしれませんが、この辺を進行していただければというのが私の意見でございます。以上です。

○議長（坂梨公介君）この件につきまして。

11番、泉田議員。

○11番議員（泉田洋一君）11番、泉田です。

私、先ほど一応やめると言いましたが、坂梨議員に不信任案をつきつけた、いろいろ名目あたりに対しても私に言うた、言わん、そういう関係で不信任案つきつける、議会としての流れを私は鑑み、一応やめると、坂梨議員に朝は言っていましたけれども、それは撤回します。

○議長（坂梨公介君）暫時休憩します。

（午前11時33分）

（午前11時34分）

○議長（坂梨公介君）休憩前に引き続き会議を開きます。

この件につきましては、議会運営委員会に諮ってもよろございますですか。

9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）私は議運のメンバーであります。議運で、会議が中断した場合とかいうのは当然議運を開いてもらって、議運の委員長と。ただ対象者がおられます。対象者に関しては、議運のメンバーであれば、それは除斥させていただいた皆さんで協議をするというのが筋かなというふうに判断はしておりますけども、議長の判断が違えば異議を申し立てたいと思いません。以上です。

○議長（坂梨公介君）ほかにございせんか。

7番、林田議員。

○7番議員（林田直行君）7番、林田です。

議運委員長という立場で、これを議題として上げるのか上げないのかを、ちょっと議長、議運に任せるということでありますが、そうなれば辞職願ということで、本人の提出でないという意味合いが立たないといひますか、そういうことでございせんか、そういうところを議運としては考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（坂梨公介君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）泉田議員が冒頭申されたことは、最新の話でいうと

撤回されております。意見が2つ存在して、後のほうが生きるというのが鉄則ですので、今のところ今回の件で議員をやめないという発言が最新だと思えます。そういった形から議運は、通常は議長には振りまされたけれども、開きません。やめないという意味ですから。やめるという意味があれば本議会議中に議案を審議する必要があるということです。本人がやめないというのが最新ですので、議会に諮る必要はありません、本人の申し出については。それで、間違いはないですね。わかりますか。

○議長（坂梨公介君）暫時休憩します。

（午前 11時37分）

（午前 11時38分）

○議長（坂梨公介君）休憩前に引き続き会議を開きます。

明日は休会となっておりますけれども、いかがいたしましょうか。

9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）二転三転、本日の議会、しております。泉田議員もやめないという姿勢をつい3分前に言われました。議長も聞かれて、みんな聞かれたということです。議員辞職勧告を発して、決議を可決しておりますが本日は出席であります。再度、議員辞職勧告を動議として発議いたしたいと思えます。いかがでしょうか。

（「賛成」の声）

○議長（坂梨公介君）ほかにございませんか。

ただいま9番、宮田議員のほうから、再度、泉田議員に対する緊急動議が発せられました。

会議規則第16条の規定により動議は成立いたしました。

泉田洋一議員に対する辞職勧告決議案の動議を日程に追加し、追加日程第2として、順序を変更し議題とすることに採決いたします。

この採決は起立によって行いますので、動議日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに賛成の方の起立を願います。

（起立多数）

○議長（坂梨公介君）起立多数。

したがって、この動議を日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題とすることに可決されました。

会議を午後1時より再開します。

暫時休憩します。

（午前 11時40分）

（午後 1時00分）

○議長（坂梨公介君）休憩前に引き続き会議を再開します。

追加日程第2、発議第9号、泉田洋一議員に対する議員辞職勧告決議案について議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、泉田洋一議員の退席を求めます。

(11番議員 泉田洋一君 退場)

○議長(坂梨公介君) 議員辞職勧告決議案について提出者の西口義充議員の趣旨説明を求めます。

(4番議員 西口義充君 登壇)

○4番議員(西口義充君) 4番議員、西口です。

発議します。

発議第9号。

平成25年12月10日。西原村議会議長、坂梨公介様。

提出者、西原村議会議員、西口義充。

賛成者、西原村議会議員、宮田勝則、林田直行、山下一義。

泉田洋一議員に対する辞職勧告決議。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

泉田洋一議員に対する辞職勧告決議案。

泉田議員に対する辞職勧告決議については、去る11月11日開催の臨時会において決議案が全員の賛成により可決されたところである。しかしながら、泉田議員はこの決議を無視するとともに、公器である新聞社の取材に対して、辞職せず議会や村と戦う等の発言をするなど村民を愚弄した態度を示し、また自らのこれまでの所業を省みることなく、辞職せず今日に至っていることはまことに遺憾に思うところである。同僚議員として、至極残念で悲しくもあり、村民に対して申しわけない気持ちで一杯である。

また対外的にも、西原村議会が軽んじられることでもあり、大変恥ずかしい思いをしているところである。このような態度は村民の負託を受けて村政に携わっている議員としてあるまじきことであり、許し難く、先般の辞職勧告決議においても指摘されたように、議員リコールに値するものと言わざるを得ない。

更にはこうした振る舞いに対しては、議員としての資質が問われる以前の問題として大きな疑問を持つところでもある。泉田議員がこのまま議会にとどまることは、議会の混乱が一層深まり、村政の停滞を招き、村の発展を阻害する大きな要因になることが危惧され、村にとっては不幸な事態である。したがって村議会としては、泉田議員が自らの良識に基づき、再考の上、直ちに議員を辞職されることを再度勧告する。以上、決議する。

平成25年12月10日。

熊本県阿蘇郡西原村議会。以上です。

○議長(坂梨公介君) 説明が終了いたしましたので、これより提出者に対する

質疑を行います。質疑ございませんか。

10番、田島議員。

- 10番議員（田島敬一君）議員辞職勧告決議といたしますのは、私も去年の6月の議会で受けたことがございます。そのときは、私も当該の方にすぐ謝罪に行くと同時に、まず議会の中でも謝罪をいたしました。そしてしばらく熟慮をした後に、辞職届を出したわけでございます。

やはり人間誰しも間違ふことはあるわけで、その間違つたときに、いかに直ちに反省し誤りを正すかということが、やはり議員としても、また一人の人間としてもこれは必要であると思います。その点で、泉田議員はこれまでの経過にありますように、灰床地区に対しまして地すべり危険地帯と、そのすぐ上に伐採をして、全伐して集中豪雨によって大変な土砂流出の被害が及ぼされているということに対して、これだけの被害があつていることに対しまして、灰床地区の皆さん方に何らかの謝罪なりそういった態度を表明されておられるかどうか、聞いておられるかどうかお尋ねいたします。

- 4番議員（西口義充君）お答えします。

泉田議員のほうからは、個人的に謝りはしたと言いますけれども、灰床地区全体における謝罪はなかったと思います。区長さんからもそのような話は聞いておりません。災害等においても地元の方が自分たちで処理をされているということで、甚大な被害を受けられたことは間違いございません。

- 議長（坂梨公介君）ほかにごございませんか。

（「質疑なし」の声）

- 議長（坂梨公介君）質疑がないようですので、自席に帰ってください。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

- 議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

発議第9号、泉田洋一議員に対する議員辞職勧告決議案について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

- 議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、発議第9号は原案どおり可決されました。

泉田洋一議員の入場を許可します。

（11番議員 泉田洋一君 入場）

- 議長（坂梨公介君）泉田洋一議員に申し上げます。

ただいま泉田洋一議員に対する辞職勧告決議案が賛成で可決されましたので、告知いたします。

日程第6、休会の件について議題とします。

お諮りします。明日11日は本会議を休会したいと思います。ご異議ござ

いませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 異議なしと認め、明日11日は休会とすることに決定しました。

以上で、本日の議事日程は、全部終了しました。

本日はこれをもって散会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 異議なしと認め、次の会議は12月12日午前10時より議事日程第2号のとおり行います。

本日はこれをもって散会します。

午後 1時10分 散 会



第 2 号 (12月12日)

平成 2 5 年第 4 回西原村議会定例会会議録

平成 2 5 年 1 2 月 1 2 日、平成 2 5 年第 4 回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

平成 2 5 年 1 2 月 1 2 日 (木曜日) 議事日程第 2 号

日程第 1 一般質問

1、応招議員 (11名)

1 番	坂 本 隆 文 君
2 番	中 西 義 信 君
3 番	村 上 貞 廣 君
4 番	西 口 義 充 君
5 番	上 野 正 博 君
6 番	山 下 一 義 君
7 番	林 田 直 行 君
8 番	坂 梨 公 介 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	田 島 敬 一 君
11 番	泉 田 洋 一 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (11名)

1 番	坂 本 隆 文 君
2 番	中 西 義 信 君
3 番	村 上 貞 廣 君
4 番	西 口 義 充 君
5 番	上 野 正 博 君
6 番	山 下 一 義 君
7 番	林 田 直 行 君
8 番	坂 梨 公 介 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	田 島 敬 一 君
11 番	泉 田 洋 一 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	中 村 義 光 君
議会事務局書記	岩 本 千 波 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村 長	日 置 和 彦 君
副 村 長	坂 本 武 君
教 育 長	曾 我 敏 秀 君
総務課長	泉 田 元 宏 君
企画商工課長	高 本 孝 嗣 君
教育課長	塚 元 利 文 君
会計管理者	矢 野 富 士 男 君
税務課長	佐 藤 光 弘 君
産業課長	海 東 義 朗 君
住民課長	片 島 信 幸 君
保育園長	園 田 久 美 代 君

午前 10 時 00 分 開議

○議長（坂梨公介君）おはようございます。

本日は全員出席であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第 2 号のとおり行います。

日程第 1、一般質問を行います。

一般質問については、12月 3 日に行われました議会運営委員会の中で、発言時間はおのおの 40 分以内と決定しておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（坂梨公介君）異議なしと認め、40 分以内と決定します。

受領番号 1 番、6 番議員、山下一義君。件数 2 件、発言を許します。

（6 番議員 山下一義君 登壇 質問）

○6 番議員（山下一義君）おはようございます。6 番議員、山下です。

まず最初の質問は、灰床地区に新たに約 8 町分の山林伐採、全伐申請についてであります。

平成 25 年 9 月 23 日付で、灰床地区開発エリアの約 12 町分のうち 8 町分の山林について全伐及び伐採の申請、造林の届け出が提出されていますが、村長の住民集会での説明や村議会の反対決議の文のよう、灰床地区の集落は地すべり危険地帯、そして急斜面危険区域に指定されており、山林 8 町分も大量に全伐をされた場合、灰床地区とその下流域の将来はないと考えます。また、造林しても木に根が張るまで何年、何十年、長い年月を要します。このようなことから、今回の全伐申請を許してはならないと思います。

また、平成 25 年 11 月 26 日、佐賀市役所富士支所に村長を初め議員 10 名、計 21 名で宗教法人宝珠宗宝珠会のこれまでの経緯と現状において視察に参りました。今回 2 回目の視察で私の感じたことは、大和町 40 町分の山林が宗教法人の買収に対し、森林組合で 40 町分の周りの山林が地主に話しかけ、協力をしてもらい、宗教法人山林 40 町分に対して孤立化し、開発が進まなくなるようにしたという話を聞きました。これに対し私も、西原村も具体的な対策を実行する必要があると思い、今回の質問をいたします。村長、よろしく願います。

○議長（坂梨公介君）村長。

（村長 日置和彦君 登壇 答弁）

○村長（日置和彦君）お答えをさせていただきます。

1 番目の灰床地区に新たに 8 町分の全伐申請についてということで、村の対応ということでございます。

この件に関しましては、第 3 回定例議会において、河原地区代表区長、河

原地区全区長、山西地区代表区長から「河原灰床の山林・原野への宝珠宗宝珠会の印刷工場などの進出と乱開発を阻止することを求める請願書」が議会に出され、9月20日、請願書が議会定例会において採択され、採択を受けまして「西原村大字河原地区における開発行為に反対する決議」が提出され、審議の結果、可決をなされております。可決されました決議書を平成25年9月24日付で開発申請者の開俊久氏へ送付がなされております。

この経緯につきましては、河原小学校体育館、構造改善センターで開催いたしました住民集会の中で、今後、全ての住民が一致団結して進出反対を貫くために、村民に情報を発信し、情報を共有することが大事ではないかという貴重な意見をいただきまして、資料を全戸に配布してくれという要望で、平成25年12月号、広報西原へ掲載しているところでございます。

お尋ねのように、24日付で決議書を送付されておりますが、平成25年9月27日に役場に来訪され、8haの伐採について、9月23日付で伐採及び伐採後の造林届出書が灰床地区の山林伐採の説明者でありますNPO法人自然を守る会の山崎三男氏より提出をされました。

内容といたしましては、灰床地区開発エリアの約12haのうち、既に全伐されている箇所も含めて今回届け出筆数は22筆で、合計面積は8.0682haとなっております。

しかしながら、届出書については確実に水と土砂の流出防止対策をとっていただくことと、エリア内にある里道の法定外公共工事施行承認申請書等を行っていただかないと受理できない旨の説明をしております。現在、約8haの届け出については産業課のほうで保留中であります。

また、今回の届出書についても内容が不明なところや記入の不備等がありますので、さきに述べた各種要件をクリアした際には、現在出されている届出書の指摘・指導を行うことをあわせて説明しております。

村としては、その後の対応でございますが、定期的な植栽の進捗状況の確認、阿蘇地振興局林務課との伐採届出提出に伴う修正等の指導・協議、県庁関係各課、阿蘇地域振興局関係各課、そして阿蘇保健所、村の関係各課との協議を重ね、対応については検討を今しておるところでございます。

以上です。

○6番議員（山下一義君）村長にお尋ねします。

平成25年11月26日に佐賀市役所に、富士町に、村長を初め議員10名、11名で宗教法人関係の宝珠宗の会に経過について行きましたけれども、そのときの村長の感想はいかがだったでしょうか。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）先月、11月26日ですかね、佐賀市富士町の宝珠宗宝珠会の研修所と本部と見られるところを、あのとき議員さん10名と役場執行部11名で合計21名だったかと思えますけれども、行きまして、支所長と係長から

お話を聞きましたが、当時、議員さんもいろいろ考えられたことと思いますけれども、その考えと同じかもしれませんけれども、私の感想といいますか、お話をまとめてみますと、当初の流れといいますか、土地の移動経緯と申しますか、杉山生産森林組合が地域振興に役立ててほしいということで利用される方を公募したところ、約6haをL&Gから申し入れがありまして土地賃貸契約を締結、その後、L&Gの名称が変わっていることは知らないままに、今度は杉山生産森林組合から山林を3.6ha購入されたと、全体の面積で約10haになったということであります。

最初の購入後、事業者の名称も変わっております。当初がL&Gということで、大村市の会社でありましたが、後で泰道との関係があると判明しております。その後はグローバル健康センター、そして宝珠宗宝珠会となって二転三転しております。そういうことで最初は税収もあったということでもありますけれども、ご存じのとおり宗教法人非課税ということで、税収は0というところであるというふうにお聞きをしております。

最初、泰道との関係がわかった時点では、地元では先々のことを大変心配されて何度も協議をされたということで、しかしながら、賃貸者契約後ということでどうしようもなかったというふうな話であったかと思えます。

問題点についても、お話がありましたように月に1回、500人から800人参加される例会と、そしてまた年1回の総会では1,000人から3,000人ほど集まるので車の渋滞が8キロほど続いて、地元としてはかなり迷惑をしているというようでございました。その間、多くの人が富士町に来られても、例会、総会を終えると、買い物もすることなくすぐ帰られるので、富士町としては何のメリットもないと、地域振興に役立つどころか0以下でデメリットのほうが多いというような話であったかと思えます。

また、建物を見させていただきましたけれども、外部のほうから入ることができないように施設玄関には監視カメラが設置され、封鎖的で内部を見せないように入りにくいような状況であったかと思えます。地区の人も一定の距離を置いて余り近づかないで、関係を持たないようにしているというようなことでございました。こういうことは、内部で何が行われているのかなと私も疑問と不安があり、それで地元の人たちもそういったことで巻き込まれたくないと、危険な施設と捉えておられるというようなお話であったかと思えます。

現在、富士町では施設をふやすとか土地を買うとかいったことはやっておりませんが、先ほど議員が言われたように、隣町の大和町では、四、五年前から宝珠宗宝珠会が40haほどを購入しておると、その40haも1カ所じゃないということで、周囲を森林組合の方々が集落を回って、一生懸命回って売ってはいかんと、売らないようにというように訴えられて周囲を固められておると、現在そのままの状況で進んでおらず、いわば塩漬けの状態であ



るというお話をお聞きをいたしました。大和町ではそういったことで、宗教法人ということで進出阻止の反対運動が展開されているというふう感じたところでもございます。

今回お話を聞く中で、当時の資料はわからないと、そしてまた当時の担当職員も退職してわからないということでありましたが、やはり対応された支所長あたりの話を聞くと、全てを話すには忍びないと、自分たちのまちを今さら悪いイメージで話したくないではないかと、私だけかもしれませんがけれども、そんな感想を持ったところでもございます。

もし逆の立場で西原村にそういった宗教法人がいたとするならば、騒ぎだけはしてほしくない、静かにしていただだけませんか、私たちの村は宗教村ではありませんよと、これ以上村のイメージを悪くしたくないと、たとえ悪くても、もとには戻れない現状に諦めざるを得ないというふうに思います。

そんなことにもならないように、今できることを、山下議員さんを初め良識ある議員さんたちと、そして村民の方々と一体となり、三位一体となって阻止することを目標に定めて貫きたいというふうに思っております。この問題がある限り、私ども本来の職務に支障があるのも事実であります。後で後悔することなく、涙することなく、現実の難題と捉えて打開策を練ってまいりたいというふうに考えております。

このような問題が起きることは、もう私に与えられた試練であり、運命であるかもしれませんが、しかし、人は窮地に立てば立つほど強くなるというふうに思います。村を売ることも、村政に支障があっても停滞することなく、停滞させるつもりもございませんけれども、やはりこういった問題、私も矢面に立つ気持ちで負けることなく正々堂々と正道を貫きたいというふうに思います。

今日は、そういったことで、議員のまたこの開発に対する質問、ありがたく受けております。また今後ともご指導いただきますようお願いいたします。

○議長(坂梨公介君) 山下議員、3回、まとめてください。

○6番議員(山下一義君) 次の質問は、県道山西大津線、県道の255号線の通学路についてであります。

現在、下鳥子児童11名が山西小学校に通学をしております。県道山西大津線の通学路は、車道と歩道の歩車道境界線がないところはこの県道だけではないでしょうか。児童たちは、毎日危険性を感じながらこの道を通学しています。歩行者優先でなく車優先のこの道路を通学しなくてはならない、また道路脇には草が大きくなり道路幅も狭くなり、車が通るたびに児童たちは脇に寄って車に道路を譲らなければならない状態であります。このような児童の通学事情を、児童を持つ父兄の私も非常に心が痛み、今回の質問をいたしました。

県道の草刈りが業者によって春と秋、2回行われますが、そのたびにこの通学路の草刈りを最優先して作業をしてくださいとお願いをしております。小学校児童父兄も私の考えと同様であります。一刻も早く安心して安全な山西大津線の改良を、まず村長にお考えをお聞きしたいと思っております。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）2問目、県道山西大津線の通学路についてということで、車道と歩道の歩車道境界の設置をとということであるかと思っております。

この件に関しましては、山下議員におかれましては地元でもございます。子どもたちの安全・安心の通学をできるようにということで、ご心配であつての質問かと思っております。

確かに、現在、子どもたちは馬場のヘアピンカーブから万徳の改良した道路のところまで小学校に通学をしております。ことし3月、万徳バイパスが供用を開始されました。万徳区間については旧道の交通量も減っております。通学の安全が確保されたというふうを考えております、その区間はですね。しかし、子どもたちが通学する区間においては現在歩道がないと、今ご指摘のような状況でございます。夏場、道路のり面の草が伸びますと、子どもたちは車道寄りに、外側線と申しますが、車道寄りを通学することを余儀なくされておるということであります。

村といたしましても、山西大津線のバイパス工事が完了に近づいた平成22年度より、土木部所管の事業要望調書に、堂園小森線用地買収とともに、馬場の交差点より万徳方面のヘアピンカーブの解消に向けた測量の要望を続けているところです。既に地権者の方から測量同意はいただいております。

ヘアピンカーブの解消のための道路改良に合わせて、そこは歩道の設置をお願いしたいというふうに思っております。まず、通行に支障はありませんけれども使いやすい道路として、そのヘアピンカーブの改良工事をするならばというふうに県のほうにお願いしたいというふうに考えております。

議員もご存じのとおり、山西大津線、中央線が引いてあります。ということは、一種改良工事が整備されている道路でもございます。今後さらに改良工事になれば、万徳バイパスが改良いたしましたので、通行量調査を行わせていただくならばと、また県のほうもそれはしなくてはなりませんので、そこで通行量が基準に満たさないと、改良工事は先送りになりはしないかと心配されておりますけれども、しかしそこは県に強く要望しなければならないというふうに思っております。

また、県道に歩車道境界ブロックの設置は、子どもたちが安全で安心して通学できるためにも、今現在の車社会において歩道は必要なものであることは十分に理解をしております。

現在、村内の県道で歩道がないのは、先ほど申されましたようにこの山西大津線だけでございます。そういうことで、当面はこのヘアピンカーブの解

消工事区間から、あのS字の、それから改良工事をお願いするならば、それから万徳寄りを県に要望してまいりたいというふうに思います。その間は、草が伸びたころ早く刈っていただけるよう、できますならば草に合わせた施工をお願いしたいと要望していきたいというふうに思います。

参考まで申しますと、6年か7年前だったと思いますけれども、議員さんあたりからの提案で、産業教育委員会と産業課職員等によりますボランティア活動として、山西大津線の両脇の道路に出ている立木の枝の伐採をしたことがございます。暑い中、汗を流して作業したことを、私も参加したことを覚えております。だからといって、そうしてくれということではございませんので、村道につきましても、現在、通学路の安全確保のために、今現在、役場堤下線、万徳新所線の道路改良をするならばと、これも歩道がついた道路改良をするならばということで、今、用地交渉を行っているところでございます。

堂園小森線におきましても、直線部分のガードパイプと申しますか防護柵の設置が完了いたしました。未設置予定でございました「あぜみち」という店がありますけれども、あの前の部分につきましても、事故も発生しておりましたので、大変危険な場所でありましたので、西口議員のほうから指摘を受けていまして、県に立ち会いをお願いし、県の単独事業として設置を要望し、11月に設置も完成したところでございます。

今後、子どもたちの通学に際しては、安心して登下校ができるよう県のほうに強く要望していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（坂梨公介君）2回目の質問。

○6番議員（山下一義君）山西大津線の県道225号線の通学路について、教育長であります曾我教育長も地元であります。どのような考えをお持ちであるかお伺いしたいと思います。

○議長（坂梨公介君）教育長。

○教育長（曾我敏秀君）私も地元でありますし、県道の区役といいますか、地元の県道清掃が中止になってからもう3年ぐらいになるんですかね。それ以降、県のほうにお願いして伐採は、道路清掃は行われていると思いますが、私も何回かご指摘のところは草刈りをさせていただきました。非常に草も背の高い草が生えておりまして、路側帯はあるんですが、路側帯を越えて草が茂っております。以前はあそこは、迫の谷というところですので谷だったわけですがけれども、災害のときの土砂をあそこに埋めて、非常に本来は県道と民有地の境界はまだ奥のほうにあるというふうには思っておりますが、その区切りをちゃんともとに戻せば、今の歩道ぐらいの幅は出るんじゃないかというふうに思っています。

ですから、その辺も何回となくうちの産業課とか課長会ではそのような話

は出ているんですが、きょうはそういった形で一般質問で出していただきまして、本当にありがとうございます。保護者も何回かは草は自分たちで切っているというふうに思います。

以上です。

○6番議員（山下一義君）以上で質問を終わります。

○議長（坂梨公介君）受領番号2番、2番議員、中西義信君。件数2件、発言を許します。

（2番議員 中西義信君 登壇 質問）

○2番議員（中西義信君）2番議員、中西です。よろしくお願ひします。

私は、昨年議員になったときから、阿蘇広域事務組合の担当として上野議員さんと田島議員さんとともに阿蘇に活動に行っております。

阿蘇地域は現在、ここと同じく、消防組合のデジタル化に伴って庁舎の改築とか、本当に過疎の中で大変な中でお金をつくりながらやっておられます。

その中でやっぱり起爆剤といいますか、一番元気になるのを期待して頑張っておられることが、ここに書いております農業遺産、文化遺産、そしてジオパークに関して、農業遺産のほうは無事いただきましたけれども、今後、文化遺産、ジオパーク等の認定ですか、そういうのに向けて取り組んでおられます。

ここ西原も、阿蘇ではありますけれども、阿蘇の雄大な自然の中にあります。その中の形成をしておるわけで、当然そんな大きな問題にかかわってくると思っています。そこで大事なのは、この雄大な自然に対していろんな開発もこれまで行っておられます。西原の風車もそうであるし、観光牧場、高森に月廻り牧場とかいろいろ密着したものができておりますし、今後も観光を目指したり地域開発に沿うような開発は出てくると思っています。

しかしながら、認定をいただくには、もう郡市町村全体でルールづくりも必要ではないかと思っております。乱開発も出てくるかもしれません。そのために各町村長間では、本当はもうぼちぼち話し合いの時期に来ているのではないかと思ひまして、現在のそこまでの状況と村長の意向をまず伺いたいです。

○議長（坂梨公介君）村長。

（村長 日置和彦君 登壇 答弁）

○村長（日置和彦君）中西議員の質問にお答えさせていただきます。

3点セット（農業遺産・文化遺産・ジオパーク）に関連してということ、ルールづくりをする取り組みはあるのかと、建物建設を拒否できるのではということでもあります。

この3点セット、熊本県知事が言っていますようにホップ・ステップ・ジャンプということ、まずは農業遺産が認定されました。それぞれ地球規模の「世界」がついておるわけでもあります。

まず最初に文化遺産については、市町村指定の文化財から県・国指定の文化財、これらの頂点に世界文化遺産として「人類のたからもの」と位置づけ、かけがえのない文化と自然を国境や民族を超えて保護し、未来へとつなぐこと、引き継ぐことを目的に登録されるものであります。農業遺産につきましては、地球環境に生かした伝統農法や生物多様性が守られた土地利用のシステムを世界に残すとして「阿蘇の草原の維持と持続的農業」、それからジオパークとは「科学的に見て特別な重要で貴重な、あるいは美しい地質遺産を含む一種の自然公園」と、この3点セット全てにおいて、自然のままで環境の保護に努め、未来へ残すことが共通の認識と捉えられております。

ご存じのとおり、世界農業遺産につきましては本年度認定をされました。5月29日だったと思いますけれども、石川県でありました。阿蘇地域ジオパークにおいては、日本ジオパークの推薦をいただいております、本年度には世界ジオパークとして認定がなされるのではなかろうかなという予定であります。

ことしの6月3日に行われました平成25年度阿蘇世界文化遺産登録推進協議会総会において、蒲島知事は、阿蘇が世界農業遺産に認定されたことをファーストステップとして、阿蘇の価値を世界に認められるよう一丸となって世界文化遺産への登録推進を進めていきたいと述べられております。

ご質問にありましたように、首長会議等で原野等の開発に関してルールづくりの取り組みはあるのかという質問でありますけれども、阿蘇郡管内は以前からいろいろな取り組みに対し「阿蘇は一つ」を掲げて、阿蘇デザインセンターと広域的な取り組みを行っているところでございます。

今回は特に知事の文化遺産の登録推進の働きかけもあり、阿蘇管内の各市町村に統一的な阿蘇景観条例の設置を踏まえ、自然のままで環境の保護に努め、未来へ残すことに今頑張っているところでございます。

ある一定の規制枠内の建物建設に対し拒否はできるかと思いますが、全てにおいて拒否は不可能ではないかというふうに思っております。

今現在、そういったことでいろんな角度から話を進めております。今現在は以上のようなところでございます。

○議長（坂梨公介君）2回目の質問どうぞ。

○2番議員（中西義信君）できれば早急に対策会議はとっていただくべきかなと思っております。先日、阿蘇広域の全協でも市長からそういう話をいただいております。

9月の議会で村長が言われた開発申請とか建物申請とか、現在の法律ではなかなか来たことに対してできないとおっしゃっておられました。

しかしながら、こういった認定のほうから、不似合いな建物とかそういうことに関して言えることができるのではないかと思っております。

ただ単に一般的な開発願いや建設許可に対しては、この間聞きました法律等の障害があるみたいですが、この3点セットのルールづくりをきち

んと早目に取り組んでいただいて、そちら方面から不似合いなことに関しては拒否ができるじゃないかと思っております。何とかそういった会議を頑張っ  
てほしいと思いますが、いかがですか。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）いろんな形で今進めておりますけれども、今議員が言わ  
れましたように、法令、条例ではできないところはいっぱいございます。そ  
してまた上位法がございますので、それを越していろんな規制をすることも  
できませんので、そこら辺は阿蘇郡市一体となりまして現在進めております。

山林のことに、灰床地区の関係した話もちよっとされましたけれども、そ  
こら辺につきましても、今、県といろんな角度で検討を重ねております。い  
ましばらくその結果はお待ちいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（坂梨公介君）3回目まとめてください。

○2番議員（中西義信君）これまで自然に対して当たり前だと思ってきたと思  
っています。全く無警戒と言うとあれですけれども、無関心過ぎてきたので  
はないかと思っています。

例えば俵山の登山にしても、草を切っていたのは当時は小学校6年の保護  
者だったと思っています。4月だったですか、地蔵峠から西原村の山を歩い  
たんですけれども、遊歩道等の案内板は自作ではありませんでした。熊本市  
かどこかのチームの方がつくっていただいたやつだったと思っています。山  
を愛していると言いながら、本当に山のほうに関心があったのかという  
と、そうではなかったのではないかと思っています。

いろいろ対応しなければいけないところを検討するとか、実行まではいか  
なくても概算の予算どれぐらいかかるとか、それぐらい山に対して取り組ん  
でいれば、ちよっとは今回の件にしても違った対応ができたのではないかと  
思っています。自然は普通に自然で、自然の山を見守ってきたのが普通だと  
は思っていますけれども、村の自然にももうちよっと気をかけるべきではな  
かったかと思っています。

先ほど山下さんのときの、余り聞いていなくて申しわけありませんでした  
けれども、先月一緒に視察に行ったいろんな、職員さんとかも書かれて記録  
されたことを、公表はされるんでしょうか。西原とか口頭でいくんでしょう  
か。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）何か問題が別のほうに飛んでいったような気もいたしま  
すけれども、内容、行って録音しておりますので、そこらのちよっと中身を見  
ながら、公表するだけのことがあるのかなのか精査しながら、ちよっと  
テープ起こしをして検討したいというふうに思います。

○2番議員（中西義信君）よろしくお願いします。

では、次に移ります。

ことしの9月の定例会、決算等のゆうすいの広報の役員をしまして取り組んでまいりました。特に監査のところとか担当いたしましたして、前年、前々年等を見てみますと、何とか順調にはいつているけれども、検討しなければいけないと常々書いてあります。それで思ったんですけども、必ずまとめといいますか、各課のまとめにもそのところをきちんと書いてありますけれども、本当にまとめだけは熱心に書かれておられますけれども、その後、検討を本当にどれぐらいされているのかというのをちょっと気になりまして質問してみたいと思いました。

やっぱり課長だけでなく、各チームの方々、住民課だけではなく、教育委員会は教育委員会で活動をされているのはわかりますけれども、やっぱりスポーツ、運動、触れ合い、人づくりが大事かもしれませんけれども、そこに国民健康保険が増大するのはわかっているわけですから、そこらあたりを本当に一緒に取り組んでいるのかと思って質問しています。

やっぱり課長級ばかりじゃなく全体でそういった取り組みを、各課だけでなく横のつながりでもやっているのかというのがちょっと本当に寂しいな、そういうふうにも感じないところも多々思ったものですから質問しました。本当にそういった問題に対して一緒に取り組んでいるのかというのをまず伺いたいです。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）健康への取り組みということですね。

多分、中西議員が言われるのは、平成24年度の決算審査のまとめという中での質問かと思えます。

その中で、特別会計決算については、医療費の高騰が継続する中、財政運営はますます厳しく、長期展望に立った健康維持活動対策が必要と考えられる。健康づくりの推進について、食生活の改善や地域づくりへの参加等、枠を越えた関係者の積極的な指導助言により医療費抑制に向けた連携が必要と思われる、これを読まれての質問でしょう。

健康管理については、子どものころから生活習慣病予防の視点で取り組みをしております。まず、母子手帳発行時、母になったそのときから、生活習慣の見直し、保健指導を行い、健康への意識改革を図っています。

2カ月児には全世帯家庭訪問を実施しております。

乳児健診でも、子どもの健やかな成長の確認とともに、保健分野からは健康・生活のアドバイスを行っております。これはひよこ学級、お誕生学級、1歳8カ月健診とかいろいろございます、5歳健診まで。

また、3歳児と5歳児健診においては、教育長もしくは学校長に参加をしていただき、家庭生活が基本である内容の講話の時間を設けて今実施しております。

そして、平成20年度から、教育委員会と連携して、小学6年生の親子を対象に両小学校において健康診断と健康教育を実施しております。また、ふれあい祭りでは養護教諭、子育て広場のスタッフ等も参加してコーナーを設けております。このように、教育委員会、学校、あるいはほかの機関とも連携を図りながら、生活習慣病予防に努めて今現在進めております。

さらには、地域の中には社協とまた一緒にミニデイサービスやサロンも実施されており、公民館単位で健康づくり、介護予防も行っております。

ほかの自治体では健康管理の取り組みについてはいろいろな手法があると思いますけれども、西原村では学校や地域と連携をしながら、人と人とのつながりを重視した健康づくりを今展開しているところでございます。

また、庁内連携といたしましては、平成23年度から健康づくりプロジェクトを立ち上げ、まず第1弾の取り組みとしてはウォーキング教室の開催。これは総務課の防犯灯整備に伴いましてウォーキング人口の増加によるバックアップ、より効果的な健康づくりの目的に、平成23年11月に教育委員会とタイアップし、スポーツ推進委員が専門的指導を受講後、指導員となって住民を対象に教室を開催しております。

第2弾といたしましては、ラジオ体操です。その推進に取り組んでおります。行政無線を活用して、平成24年4月より、地域の特性に対応できる時間帯に、地域ごとを単位としてラジオ体操を放送しております。今現在、11地域において継続的に実施中であります。体を動かすきっかけづくりとして行っているところでございます。

また、平成25年度、教育委員会でもラジオ体操を取り入れた生涯学習を実施しておりますけれども、そしてまた平成25年度、ご存じのとおり8月22日、村民グラウンドにおいて夏季巡回全国ラジオ体操を誘致いたしました。1,000人を超える参加者をいただいております。ラジオ体操を通じて、さらなる健康づくりの啓発を行っておるところでございます。

今やっておるのは以上なところで、各課あるいは教育委員会、あるいは地域と連携をしながら、健康づくりに取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（坂梨公介君）2回目どうぞ。

○2番議員（中西義信君）私が体験して何となく感じて、教育委員会さんや保健師さんが本当にまとまって取り組んでいるというふうにはなかなか受けていなかったものですから、質問いたしております。

やっぱり目標の設定や結果を求めるのはおかしいと思いますけれども、お互い取り組んだ成果を話し合った後のようなことを聞いたこともないです。やっぱりそういうのはもっと必要かなと思っています。例えば各地域で行っているミニデイや生き生きサロン等を、活発なところのほうの医療費が少ないとか高いとかそういった話を今まで聞いたこともない。やっぱり少しはそ



ういうのを出しながら次につなげていくべきではないかと思ひます。そういうのをやっけていただくべきではないかと思ひています。

園田園長先生もおられますから、あれなんですけれども、けさは6度でした。朝の9時ごろ、うちの宿舎内の温度が6度でしたんですけれども、相も変わらず9時過ぎには隣の保育園さんは、上半身裸で走り回ってラジオ体操をして頑張っておられます。やっぱりそれをどうこうではなくて、いろんな見習うところがいっぱいあると思ひんですよ。もうちょっと課ごとの枠にこだわらず、やっぱり横断的にやっけていただきたいなという感想を1年間やってきて思ひましたから、質問しました。

できれば、そういう課長級、幹事会と申しますか、そういうのをもっと綿密にやっけていただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○議長(坂梨公介君) 村長。

○村長(日置和彦君) 先ほど申しましたように、今はそれなりに課横断的な形で進めておるのは事実でございます。

健康づくりと申しましても、その健康づくりをどうなったかという数値に出すのはなかなか難しゅうございます。結果として数字に出てくるものではなくして、ございます。

今、保育園のことも言われましたけれども、それぞれこうのとりの保育園にはこうのとりの保育園の保育方針がござひます。にしはら保育園にはにしはら保育園の保育方針がござひますので、いいことはいいこととして、にしはら保育園でも取り入れるところは取り入れていきたいと、またそうすべきであるというふうに思ひております。

以上です。

○議長(坂梨公介君) 3回目まとめてください。

○2番議員(中西義信君) この話は、やっぱり先月の臨時会のときに教育委員会のほうから出ました補正ですか、デジタル化の話にしても、もうちょっと専門の人がおれば早目に最初から予算に組めたのではないかという気がしたからもあります。

最後ですけれども、たばこの話です。

やっぱり、先日、人権フェスティバルのときか何かだったと思ひます。課長さんと会話をした途端に正面玄関のやつを撤去していただきまして、よかったと思ひています。今の時代ですから、予算の都合もあると思ひますけれども、せめて1階だけでも何とか予算を組むときではないかと思ひて、最後の質問にしたいと思ひます。いかがでしょうか。

○議長(坂梨公介君) 村長。

○村長(日置和彦君) もうこの分煙とかなんとかは以前からお話がござひます。確かにそばにおる受動喫煙防止、人のたばこの煙を吸う、周りの人たちには被害がかなりあるというふうなお話も聞いております。敷地内、禁煙、望ま

しいということは十分に理解をしております。まず庁舎内禁煙、そしてまた禁煙室の設置に取り組むならばというふうな思いでございます。あとは場所とかをどこにしたらよいかということ、住民課あたりと相談しながら進めるならばというふうに思っております。

とりあえず役場玄関は、先ほど申されましたように、灰皿は撤去しております。玄関口にあるのは多少見苦しい面もあるし、玄関に入ってきたときにたばこのにおいがするというのでありますので、玄関のところは取り払っております。

そういうことで、どこにか喫煙室をつくるのか、庁内は禁煙というふうな方向で進めるならばというふうに思っております。言った以上はしなくてはならないと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○2番議員(中西義信君) 私は、正面玄関はやっぱりおかしいと思っております。

ただ、現場の職員の方々もおられますね、長靴、作業着、やっぱり汚れたり。だから、裏に置いたりするのはいいと思っております。

でも、やっぱり現在の状況を踏まえますと、まず正面玄関と1階の分煙室ぐらいは必要かなと思っておりますので、どうかよろしくお願ひします。

もういいです。3回言いましたから。

○議長(坂梨公介君) 村長。

○村長(日置和彦君) 確かに中西議員が言われたように、中通路の産業課のところあたりにするならどうだろうかというふうなことでありますので、庁舎内だけは禁煙せざるを得ないかなというふうに思っております。

ちなみに、喫煙推進大会もあっておりますので、そういうこともよろしくお願ひいたします。

○2番議員(中西義信君) せめて1階だけでもよろしくお願ひします。

終わります。

○議長(坂梨公介君) 暫時休憩します。

(午前10時51分)

(午前11時05分)

○議長(坂梨公介君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

受領番号3番、10番議員、田島敬一君。件数3件、発言を許します。

(10番議員 田島敬一君 登壇 質問)

○10番議員(田島敬一君) 10番議員、田島敬一です。一般質問をさせていただきます。

まず、河原灰床地区の開発問題が起きてまいりましたけれども、これにつきまして、村内の村条例開発関係の西原村開発行為等の基準及び手続に関する条例とか、法令とかいろいろあります。私、特に新興住宅地の開発がど

んどん広がっていく中で、ミニ開発、ミニ開発ということで、次の年、次の年ということで、結果的に大規模な開発が無秩序に行われていくというのはよろしくないのではないかとということを以前の議会からずっと言い続けてまいりまして、一つはこの西原村開発行為等の基準及び手続に関する条例というのできたと思いますが、これに1,000㎡以上の土地の現状変更を行う行為というようなことで、今回の灰床地区の面積も当然これに入るわけでございます。またこれからも、さらに隣接するところが土地を買われたりしまして、広がりがまた出てくるかもわかりません。

そうしたときに、私はせつかくこの条例があるならばこれを周知徹底しまして、そういう話があったならば直ちにこの条例に基づいて、例えば協議申請書の提出、また利害関係者への事前説明及び協議と、開発者は当該開発行為区域の近隣住民から云々かんぬんということで説明をしなければならないというふうなことを書いてありますし、また当然、環境の保全、災害の防止ということで、開発行為等の実施に起因する災害が発生し、または発生しようとしているときはこれを防止し、拡大することのないような措置を直ちに講じなければならないというふうにしちんとうたってあるわけです。ですから、今回は泉田議員も担当してかかわって、開俊久氏に土地が売られているというようなこともありますけれども、十分に議員もですけれども、役場職員もこの条例をしっかりと活用していくべきではないかと思うわけですが、その点で役場としての課横断的な情報共有、これはいろんな課でいろんな届け出が出ると思います。こういったときに、やはり特別な対策ということで、課横断的な対応をする役場内の機関、情報を集約できるようなそういう仕組みが必要ではないかと思いますが、その点いかがでしょうか。

○議長（坂梨公介君） 村長。

（村長 日置和彦君 登壇 答弁）

○村長（日置和彦君） お答えをさせていただきます。

田島議員の河原灰床地区の開発規制についてということで、役場として課横断的な情報共有が求められる課題があり、何らかの特別対策が求められるのではないかとご質問であります。

ただいまの質問につきましては、灰床地区における約3町歩の山林全伐採問題及び印刷工場建設の開発行為事前協議並びに8町歩の山林全伐申請等における河原地区の開発行為に係るそれらの開発について、関係各課の横断的な情報共有や対策についてという中身であるかと思っておりますけれども、村といたしましては、7月31日に住民より当該地域の全伐採等についての情報が入りまして、その日に産業課職員で現地を見に行き、伐採等の確認を行っており、全伐、抜根及び整地がなされていたので、企画商工課へ連絡をとり今後の対策を講じ、翌日に産業課及び企画商工課とともに本庁、県庁の森林整備課、森林保全課、都市計画課へ出向きまして、それぞれの対策の指導を

仰いでいただいております。

森林保全課より、伐採後に造成を行っている箇所については、土砂流出等の災害の危険性があるため、早急に対策を講じるよう指導すること、森林整備課からは、適合通知では間伐での伐採と明記してあり現在の主伐とは違うのでまず話を聞くこと、また都市計画課では、建物を建設するとなると大規模開発に当たる可能性がある等の指導を仰いでおります。

そのことを踏まえまして、村としましては早急な対応策が急務となることを予測したところであります。ただ、西原村開発行為等の基準及び手続に関する条例がありますが、その前の関係法令等、例えば森林法や都市計画法、また県の地下水条例の関係法令・条例等の上位法がございますので、それぞれの関係機関において調整する必要があるのではという認識で、村の企画商工課を窓口として、総務課、産業課、住民課、それぞれの課長及び担当者を中心に調整会議を設置いたしました。また、県においても本庁の窓口としては地域振興課、阿蘇地域振興局の窓口としては総務振興課を中心に、関係法令等の協議、指導等の対策、対応を行って現在に至っております。

問題のこの河原灰床地区の開発規制について、その都度流れに沿った協議を行ったり指導を行っております。例えば、国土利用計画法においては、早急な土地取引の関係届け出提出を求め計画内容の確認を行ったり、河川法に基づいては、調整池の設置を設けるよう指導したり等対策を行って、現在の調整会議を中心に対策を講じているところであります。そして、県のほうからの連絡の窓口としては、うちの企画商工課を窓口として一本化して今進めておるところでございます。

今後とも検討、あるいは地域振興課と相談しながら進めていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（坂梨公介君）2回目の質問どうぞ。

○10番議員（田島敬一君）7月31日に住民から全伐が行われているという情報があつて、確認されたということでございます。しかし、その前にやはり土地の移動、土地の所有権が点々とある個人に集まってきているというようなことが、担当者がそれは把握できていたはずだと思います。それがやはり村長だとか、また企画商工課だとか、こういったところにもし早く伝わっておれば、もっと早く打つ手があつたのではないかと思うわけです。

佐賀県の富士町、富士支所に行ってお話を聞いたときにも、大和町だとか森林が大分買われているということ、大分それが進んでからキャッチして、慌てて森林組合の人が逆に売らないようにという説得に回ったと、こういうふうなことがございました。やはり情報のキャッチが早くできるようなシステム、これが必要ではないかと思ひます。

現在、購入されているということは法務局に行つて聞けばわかりますけれども、まだ手続がなされていないところで、これから浮かび上がってくると

いうこともあり得ないわけではありません。そうしたときに要望したいことは、できるだけ早くキャッチするような、そのような課横断的な情報連絡体制をぜひ構築していただきたいというふうに提案したいと思いますが、その点いかがでしょうか。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）確かに土地の移動、役場のほうに上がってまいります。しかし最初はこのようなことになろうとは誰も思っていなかったということでございます。今回の問題におきましても、県選出の国会議員、また進出の団体、関係者のことを大分心配はなされました。第二のオウム教あるいはネズミ講と、熊本県に関係する人物のこの事件を憂慮されまして、熊本県の名を汚さないためにも、副知事と協議をしていただきました。本庁においては、副知事を筆頭にこの対策会議も定期的になされておるということでございます。

また、先ほど申しましたように、役場内では企画商工課を窓口として、本庁あるいは地域振興局と連絡を密にしているところでございます。また本庁担当者も数回役場のほうに来ていただいて、対策連絡会議を行っているところでもございます。

そしてまた、今月の課長会議におきましても、伐採後の現状の把握や開発されている現状の状況を理解するためにも、全職員交代で現場を視察するよう指示をしたところでございます。そのことで全ての職員が問題意識を共有して、この危機的状況を理解するならばというふうに考えて指示をしたところでございます。

ともあれ、この灰床地区に進出計画をしている団体関係者が断念をさせていただくことを願って、我々も戦っていかなければならないというふうに思っております。田島議員におかれましても、どうか今後ともご協力をよろしくお願いいたしたいというふうに思います。以上です。

○議長（坂梨公介君）3回目まとめてください。

○10番議員（田島敬一君）では、まとめに入ります。

佐賀県富士町にあります宝珠宗宝珠会、開俊久氏が本源となっております。そこに行きまして、私はこういう「神様の集団」という、これは開俊久氏が書いた本なんです。これを買ってきました。この中には、要するに手かざしがいかに効果があるか、あるいは雲を消すとか、そういったことが書いてありまして、その売店の人はこれは神様の本ですねと、開俊久氏のことを神様と言ってあがめておられたわけです。

本件でも、平成23年から平成24年にかけて12町歩が開氏に売却されておるとか、またことし1月10日のプレゼンの後、開俊久氏がNPO法人の残高証明ではなくて、開俊久氏個人の残高証明書をもって20億円だったと、20億円入っているんだというふうなことで、あしたも山崎三男氏と一緒に来ていた

だくように要請が出ておりますけれども、この開俊久氏というのは、このよ  
うな全く新興宗教団体の神様だと言われている人物なんだということがこれ  
でもおわかりいただけると思います。

皆さんご存じのように、毎日新聞等で、これまで平成9年が特にですけれ  
ども、武器の取引だとか日本刀の200本購入だとか、会員が出資した20億円  
が使われているんじゃないかとか、いろいろとそういう疑惑の新聞がこのよ  
うに連載で出てきているわけなんです。だからそういうことを、まさしくこ  
れはNPOという仮面をかぶった宗教団体、そしてその本源、すなわち教祖  
であるということがこれでも証明されたと思います。ぜひ村民こぞって断固  
として一体となって阻止できるように頑張ることを、私も含めてですけれ  
ども、誓って、次に移りたいと思います。

健康な村づくりについてということで、いかに医療費を抑えるかというこ  
とで、日夜担当課も頑張っておられることと思います。その中にがん、肝臓  
がんということで、大変医療費が高くなるということで、それに絞って医療  
費削減を提案したいと思います。

まず、テレビでチョイスという番組がNHKでありまして、その中でも紹  
介されておりましたけれども、B型肝炎、C型肝炎というのが、これはウイ  
ルス感染が原因となっておりますけれども、これは早目の治療をすれば医療  
費の負担はぐっと抑えられるということで、特に日本一、佐賀県が対策がお  
くっていたということで懸命になっておられる様子を紹介してありました。

血液の検査とかいたしますと、例えばいろいろと数値が出てまいりまして、  
GPTだとかこういうのがありまして、間接的にはその変化でわかるという  
こともありますけれども、そのわかったときにはもう治療はなかなかおくれ  
がちというようなことになっていると思います。潜在している感染に気づい  
ていない人は、NHKの報道によりますと全国で300万人いると、肝機能  
検査だけではわからないケースがかなりあるというようなことでもございま  
した。

C型については、注射の打ち回しだとか、以前の医療機関の不手際という  
ようなこともありますけれども、一生に1回の検査でそれはカバーできるか  
もわからない。しかしB型については、一生に1回ではわからないと、5年  
に一度ほどウイルス検査をしなければ新たな感染になっているかもわから  
ないというようなことでもございますので、西原村では40歳のときに健診を呼び  
かけるようなことをされていると思いますけれども、やはりそれよりもっと  
5年に一度ぐらいの頻度で呼びかけることが必要ではないかというふうに思  
いますが、いかがでしょうか。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）健康な村づくりについてということで、B型肝炎、C型  
肝炎はウイルス感染が原因となっている。悪化すれば肝硬変から肝がんへの

道が待っている。ウイルス感染の有無を知り、早期に治療を始めれば医療費負担は抑えられる。健診補助項目として上げて啓発してはどうかということでございます。

今、村がやっております住民健診あたり等について話をさせていただきたいと思います。

肝炎検査については、健康増進事業に位置づけられている肝炎検査については、数年前より健診の補助項目に入っております。2,463円の検査料に対し個人負担は700円に設定し、受診を勧奨しております。全世帯にがん検診、特定健診の案内と一緒に肝炎検査の受診勧奨を行っております。村では40歳到達者全員に肝炎検査の無料クーポン券と受診勧奨案内を送っております。健診結果から、陽性者の方には医療機関へ受診を勧めております。受診率は平成25年度で、40歳到達者96人中22人が検査受診をしておられます。全年齢対象に希望者も受診できるので、平成25年度は13人が受診をされております。今後も過去に検査したことのない方には、積極的に受診勧奨を行い、啓発をしていきたいと思っております。

肝炎検査については、過去に1回検査し、陰性であれば今後医療状況、生活状況から感染することはないので、今後何回も検査する必要はありませんというふうになっております。

啓発方法は、国民健康保険被保険者の世帯、20歳以上の5歳刻みの方には無料クーポン券を出しております。住民健診申し込みの方には、住民健診のお知らせというものを配付し、このお知らせの中に肝炎ウイルス検査についても記載をなされております。そういうことで、住民健診、特定健診の中でそういった健診を勧めている状況であります。以上です。

○議長(坂梨公介君) 2回目どうぞ。

○10番議員(田島敬一君) 言われまして、確かに啓発をされて受診者がおられるようでございます。C型肝炎につきましては、一生に一度でほとんど、二度と受ける必要はないというふうに大体言われておりますけれども、私も初めて知ったのでございますけれども、B型ワクチンというのはC型肝炎よりもウイルス感染力が10倍もあるというようなことで、1回受診しても、検査をしても、やはり5年に1度ぐらいは検査をしたほうがよいと、望ましいというようなことが放送で紹介されておりましたので、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

次に移りたいと思いますけれど、立野、阿蘇のジオパーク認定に向けて西原村の観光戦略というのを、私は俵山トンネルだとかグリーンロード、あそこを頑張って南阿蘇へ行く、こういう通路が大体、最近皆の認識がふえてきていると思いますけれども、もう一つ、鳥子を通りまして、お客さんとしては空港や空港線などから西原村に入ってくるお客さんが大変多いと思います。そこから鳥子を通して立野へ抜ける経路というのは、これまで私たちも余り

重視してこなかったのではないかと思います。

しかし、世界ジオパークという位置づけとなりますと、やはり立野の溪谷というものは、日本の中部地方にフォッサマグナというのがあります。そこで地質の構造が完全に分かっていると、それから今度は西日本に向けまして中央構造線というのが、紀伊半島から四国を通りまして九州阿蘇、ずっと中央構造線が来ております。その途中には愛媛県の道後温泉だとか、大分県の別府温泉だとか、こういう温泉の地熱が大変豊かな地域もあります。そして阿蘇、立野峡谷が真っ二つに分かれて、西原村にも布田川活断層というふうな形で流れてきているというふうに思っておりますけれども、そのような日本の根本的な地層構造を証明するのが阿蘇の立野の峡谷ではないかと思うわけです。

このジオパーク認定に向けて、大変重要な要素であるその立野というのがあるながら、いろんなパンフレットを見ましても、役場にも置いてありますけれども、なぜか立野峡谷のすばらしさについては触れていないのでございます。これは恐らく立野ダムというのが建設されるというような話もありまして、遠慮しているのかもわからないとは思いますが、やはり大きな魅力のあるこの立野峡谷に対して、それを生かして西原村としても観光戦略を考えてはどうかというふうに思うわけですが、いかがでしょうか。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）阿蘇ジオパーク認定に向けた西原村の観光戦略ということでございます。

今、るる立野溪谷、あるいはいろんな話をなされましたけれども、今のご質問は2つの質問になるかと思いますが、その前に阿蘇ジオパーク認定に向けた西原村の観光戦略の質問でありますけれども、阿蘇ジオパークは特に重要なテーマを持つ場所、ジオサイトとして定義をされております。この阿蘇ジオパークのテーマは、阿蘇火山の大地と人間生活、阿蘇地域にはこのテーマを理解するための手がかりとなる場所が数多く存在をしております。阿蘇ジオパークではこれらの地域の一つ一つをジオポイントとして位置づけております。西原村のジオポイントとしては、まず外輪山溶岩がつくる滝として白糸の滝ジオサイトと、活断層を実感する大峯火山ジオサイトの2カ所がございます。

今、質問の中にありました阿蘇への3つの入り口ということで、鳥子を通っている路線を重要視してこなかったのではということですが、私の地元の道路でありまして、田島議員にお願いしたわけではございませんけれども、ありがたい質問であります。この路線につきましてはご存じのとおり、大津南部農免道路と第3空港のトンネル出口の方面から、大津町の温泉であります岩戸の里への道路区間の一部であるというふうに思っております。特に今回は重要視と言われておりますけれども、西原村としましては、あの



道路はゴルフ場の入り口の手前に調整池がございますが、あそこまでが西原村の区域でございます。そこから先は大津町の行政区域でございます。西原村としましては、ゴルフ場ができました昭和40年代後半、昭和50年代前半までかかったかな、ゴルフ場の誘客道路として拡張整備を行っているところでございます。そしてその後、福祉施設であります真和館が建設されるころ、再度改良工事がなされています。必ずしも重要視してこなかったことではございません。現在、阿蘇への入り口の道路として、立野方面へ抜ける道路の誘客路線は、逆に大津町の鳥子側地区よりの案内が適切ではなかろうかなと考えております。

その次、あと1点と申しますか、立野溪谷の観光資源に連動した戦略を考えてはどうかとありましたけれども、これもまた西原村区域外のことでありまして、他町村区域に対して連動した戦略をしてはどうかと考えますけれども、先ほど述べましたとおり、西原村のジオサイトは、白糸の滝あるいは大峯火山ジオサイトの2カ所であります。ほかの観光スポットとして、西原村には俵山の風車とか馬頭山付近、あるいは河原地区のミルク牧場等、西原村にはほかにもいろいろな観光スポットがございます。

確かに、議員がおっしゃる立野溪谷の観光資源と連動することも考えられますけれども、私は西原村の観光戦略として捉えるならば、まずは西原村の観光スポットを一番に考え、西原村のジオサイトと連動したことを進めるほうが先決ではなかろうかなというふうに思います。議員が申されますけれども、やはりよその行政区に入ってどうこうするわけにはまいりませんので、西原村は西原村なりのジオサイトが2カ所ございますので、そこらあたりの地域を拠点とした観光戦略のほうが村のためにはなりはしないかというふうに思っております。以上です。

○議長（坂梨公介君）2回目お願いします。

○10番議員（田島敬一君）村長がおっしゃいますように、確かに西原村内のジオサイト、これを本当に生かしていくということは、私も大いに賛同したいと思います。それと同時に、やはり先ほど中西議員も質問の中で言われていましたけれども、阿蘇全体の中でジオパーク世界認定にしる、また世界農業遺産にしる、世界遺産にしる、阿蘇全体の中の西原村というようなことで、やはり連携した取り組みというものが求められているのではないかと思います。その点で、この立野溪谷の意義と申しますのは、もともと古代は阿蘇のカルデラは大きな湖であって、それが建磐龍命ですかね、神様が蹴破って水が流れ出て、それが結局嘉島町に鯰という地名もあるぐらいに、阿蘇の湖にナマズが流れ出たと、そしてまた熊本平野もできたと、こういうふうな神話、伝説も含めまして、阿蘇全体のイメージを形づくる大事な要素ではないかと、その中でいろんなパンフレット、阿蘇を統一したパンフレットを見ましても、立野峡谷のすばらしい魅力、もちろん原生林もありますし、柱状節理や、ま

た韓国からも訪れてキャニオニングということで、そこを人が流れ下ると、そしたら崖から温泉の水がそのまま流れ落ちてきているというようなところもあったりして、大変魅力的な体験型、そして神話と伝説にも結びつく、阿蘇全体のイメージにも結びつく、そういうものでありますので、ぜひこういったことを活用して、西原村の観光戦略の一つとして、関連する流れといたしまして検討していただけたらと思います。

○議長（坂梨公介君）答弁求めますか。

○10番議員（田島敬一君）はい。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）今、田島議員のほうから神話についても話がございました。それから文化遺産は人がつくり上げた遺産と、阿蘇ジオパークは自然がつくった遺産ということで、今、立野溪谷あたりのことをる申し上げられましたけれども、先ほど申しましたように、我々は西原村と大津町のほうに通じる道路で、あの道路は向かう先は大津町でございますので、その道路に関してはなかなか私どもが思うようにできないところは仕方がないというふうに思います。先ほど申しましたように、村のジオサイト2つを利用した観光戦略のほうが先決でありますので、そちらのほうから進めるべきであるならばそちらのほうから進めていきたいというふうに思っております。以上です。

○10番議員（田島敬一君）はい。ありがとうございました。

○議長（坂梨公介君）暫時休憩します。

午後1時より会議を再開します。

（午前11時42分）

（午後 1時00分）

○議長（坂梨公介君）休憩前に引き続き会議を再開します。

受領番号4番、9番議員、宮田勝則君。件数1件、発言を許します。

（9番議員 宮田勝則君 登壇 質問）

○9番議員（宮田勝則君）9番議員、宮田です。本日、事前通告しております1件について、村長及び関係課長にはご質問をいたします。

村開発条例、もとは村の開発要綱から条例に今昇格して数年がたっております。今回、質問の要旨の中で申し上げておりますが、現在、きょうも質問の中で出ておりますけれども、通常時ならばそのままの条例で解釈をすれば大丈夫なのかなと思いますけれども、今回はちょっとそういう状況でもないということで、今回の質問をいたしております。開発条例の強化はできるか、例に挙げれば地元住民への説明、周知の義務を開発事業者に与えさせるというところと、違反行為に関して罰則規定を設けたらどうかというお話であります。

せんだっての臨時会におきまして、議運の中では産業委員長のほうより西原村開発調整条例の議員発議をしたらどうかという話がありまして、総務委員会のほうでもう少し検討しようということで現在に至っております。各おのおのの議員にはその用紙を配付して、それぞれちょっと研究してくれないかというお話をしています。

現在、山林の8町歩の全伐のお話はもう既に出ていますので触れません。建物の工場建設、こちらの開発申請は受理されたまま取り下げられていないのが実情かと思えます。まだ変更があるというお話の中で、まだその受付分は残っておるとい形です。このまま大丈夫かと不安を持っているところで。現在とまっているということはとりあえず休止ですので、廃止じゃありませんので、その辺を含めて現在の条例について少し触れさせていただきます。

西原村の開発行為等の基準及び手続に関する条例、まず第1条を読めばこの条例の目的が明確になるわけです。冒頭外しまして途中から読みます。魅力ある住みよい村づくりを推進するため、本村における開発行為等に関する手続その他必要な事項を定めることにより、無秩序な開発を防止し、村民の健康でかつ快適な生活を営むために必要な自然環境及び生活環境の形成及び確保を図ることを目的としている条例です。この条例が施行された後も、村内において条例違反ではありますが、何度か数度、私もそんなような現状を見ております。ただ今回の場合とは違って、個人さんが自分の土地に住宅地をとる形で、条例的には違反しておられますが、結果的にはよかったというところで指導されておりますと思えますけれども、申請書が出ていないので何とも言えない範囲だったというふうに記憶しております。これが西原村特有の無指定地域、なおかつ山林におきましてはほとんどが無法地帯になりかねないというところで今苦慮しておるところです。この条例の目的で解釈しますと、非常にいい文、中身は非常に条例としてはほぼ99%正しい方向の条文がずっと書かれております。

その中で強化ということで、開発事業者に届け出義務、または無許可、開発における罰則規定を設けんとなかなか難しいのではないかというふうにただいま考えているところです。その辺に対して現在の村の開発事業、特にあそこだけということではなくて、全般にわたって村として今までこの条例が制定された以降、現在に至るまで、何らかのトラブルがあったのか、またそれに対してどういう行為をしていったのかというところを聞いてから次の質問に移りたいと思えますので、現在の状況を教えていただければと思います。

○議長（坂梨公介君）村長。

（村長 日置和彦君 登壇 答弁）

○村長（日置和彦君）村の開発条例の強化はできるかという質問でございます。

議員、今申されましたように、平成21年度までは西原村開発行為指導要綱

に基づきまして、一定規模以上の開発行為を実施する開発事業者に対し、要綱に基づく行政指導を行うとし、開発事業の規制と誘導を図ってまいりました。当時の指導要綱は、行政内部のみを拘束するものでありまして、法的拘束力がなく、一部業者には指導要綱であるから従う義務がないということを経由にするケースも多々あったかなというふうに思います。そのようなことでありますので、村として条例化することによって開発基準を明確化させ、強制力を持たせるということで西原村の自然や魅力ある景観、先ほど申されましたけれども、住環境の維持と向上を図るということで、平成22年度より現行の条例、西原村開発行為等の基準及び手続に関する条例が制定をいたしました。

質問の村の開発条例の強化でありますけれども、この条例の第9条、事前協議等や第10条の利害関係者への事前説明及び協議等が制定をされております。また指導、勧告、命令、及び公表等も制定をされております。村独自に条例で開発許可制を想定することや法令以上の基準を規定することは、上位法がありますので法令の範囲を超えることになるため、開発の許可制はできないというふうに思います。

現在の村の開発に対してトラブルはあるかということでもありますけれども、一、二あったかなというふうに思っています。全ては把握しておりませんが、その都度対応してやっておるところでございます。どれだけあったかということは今ここではわからないということでございます。以上です。

あと、担当課の企画商工課のほうからも答弁があると思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（坂梨公介君）企画商工課長。

（企画商工課長 高本孝嗣君 登壇 答弁）

○企画商工課長（高本孝嗣君）ただいま村長のほうからご説明があったかと思っておりますけれども、ご存じのように西原村におきましては、高遊地区を中心に宅地開発が盛んに行われるようになりまして、宅地開発法については農地、農用地以外の区域にはほとんど許可、同意等がなく建設されておりました。中には、住宅の建設数年後には問題などが起こりまして、道路の問題、または防火水の問題、ひいては一般的には考えられませんが上水道の問題など、村が介入せざるを得ないような状況まで多々ありました。特に上水道の問題ですが、数年もたたないうちに濁り水や泥水が出るといった苦情、または最悪の場合は水が出ないといった苦情まで役場に伝わってまいっております。

村といたしましては、そのような乱開発につながるような状況を未然に防ぐために、開発進出に向けた計画時において許認可や同意等の確認を都市計画法に基づく事前協議を義務化し、開発協議を実施して、適正な開発計画の誘導をしていくことを目的とし、また公共施設等については村への帰属、管理の同意条件を前提に村が一定の基準を示して、開発者の負担による整備を

することとして要綱を条例化することに向けて、西原村開発指導要綱条例化検討委員会を設置し、平成19年5月より委員会を開催しております。

先ほど村長も申されましたように、自然環境や魅力ある景観、住環境の維持と向上を図られるということで、計6回の検討委員会を開催し、その後において熊本県の土木部建設課、都市計画課及び総務部市町村総室において条例案に関する協議、総務部私学文書課において条例制定の質疑等の問題点の協議を行い、また顧問弁護士に相談し法令と条例の関係についての意見配置を行っております。村といたしましては、村独自の条例で開発許可制を規定することや、法令以上の基準を規定することは法令の範囲を超えるということになるため、開発の許可制とはできないと考えております。それらを基本に検討し、平成22年4月1日より現行の条例、西原村開発行為等の基準及び手続に関する条例が制定されたのです。

条例の主な内容といたしましては、先ほど村長が申されましたようにいろいろありますけれども、西原村開発業者、村民それぞれの責務を明確にする、一定要件の開発行為を行うときは事前協議を義務づける、道路、公園、緑地、駐車・駐輪施設等の整備基準を規定し、事業者には公共施設等の整備に関する村長との協議を義務づけるなど、乱開発を未然に防げるとして条例に盛り込んでおります。第9条の、先ほど村長が申されましたように、事前協議や、第12条の3項にもありますけれども、利害関係者への事前説明及び協議等を制定し、また37条の指導、勧告、命令及び第38条の公表等も制定されております。

ただ、評価につきましては、先ほど宮田議員のほうからご質問がありましたように、これにちょっと補足いたしますならば、利害関係者への事前説明及び協議等の内容を村への報告義務化が現在まだされておられませんので、今後そのような条例の規定整備等に向けて協議していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（坂梨公介君）2回目。

○9番議員（宮田勝則君）2回目いきます。

課長、丁寧なご説明ありがとうございます。

課長が申しましたように、条例的にはほぼ99%正しい条文で書かれています。ただその残りの1%というのが、先ほど申しましたように、これは役場全庁各課に共通することですけれども、いろんな確認とか申請が出てきます。確認印を当然担当部署は、その審査でよければ確認を押すわけですが、その後その行為があったのか、完成したのか、途中で中断しているのかという確認、最後まで確認がなかなかされていないというのが各課の中でありはしないかと思えます。当然、事業者側からすれば確認がとれたから、したいので確認を出すんでしょうけれども途中でやめられたり、その行為の完成形には至らず違う形になりましたという形で、そのまま書類が出ておるから

完成しただけで終わっているのか、そういった形もあると思います。要は、行政側としてこの条文を運用するのに当たって申請が出たと、この条例に関しては添付書類その他でできるわけですが、地元が一番大きな今回の質問の中で、地元住民への説明周知義務、義務と言いますけれども、これは義務化されてこの中で開発条例の中でもそれはうたってありますけれども、報告義務が逆にされていないんですよ、事業者さんから。その辺を強調していきたいという質問でございます。

その中で、通常時なら当初この条例がつくられる前の要綱の中で、私が1期目の中で加藤村長にこのままの形で村の住宅地の開発がいいのかというお話の中で、条例化に向けた動きが出てきたという経緯もあります。確かに道が途中でなくなって、向こうから違う道をつくっていたとか、水道の問題、先ほど触れられましたけれどもありました。届け出はせんで工事が終わりがたに、何か知らんけれども少しの書類が出て終わっていたというお話の中でこの条例化がされたというところです。

現在は非常な事態です。役場の担当の方々は、村長の辞令が出ればその部署を渡して次の方に引き継ぐわけです。それぞれ引き継いだときに問題がある箇所は当然引き継ぎの中で申し渡されて、それが継続するわけですけれども、これが長期化しまして担当がかわられまして、その問題が一時期中止していると、今回もそうですね、そういった中で、同じ解釈、これで条文でできるのかと、条例を解釈するとき厳しく解釈するということはなかなかしないものです。この条例の中でこの辺はいいんじゃないかとかいうふうに少し緩めるような傾向がやはり人間の中にあります。なお一層厳しい条例でしておいて、それを運用の中で考えていかなければいけないんじゃないかとか、今は厳しい担当者があります。非常に細目にわたっているような指導をされております。

たまには私も相談を受けたことがありますけれども、なかなかいい担当者、厳しい、やはり公務員として平等性並びに村民のためということを考えてやっておられるところです。ただし、みんなが外圧の中でそれができるかといったらなかなか難しいところです。やはりこういう条例でその課、その職員、部署もあらかたといいますか、全体として守っていかん時期じゃなからうかと思えます。

そういった中で、よその条例を利用して、議会のほうからいろいろ検討させていただいております。まず周辺住民への周知義務の徹底並びにその周知した内容、また意見を聴取したところの報告を事業者に課しております。これが最も大きいところです。ただ印鑑をもらってきましては済まないというところです。その内容で、またどこまでが影響の周辺住民なのか、利害関係者なのかという判断です。個人によってそれぞれ違います。庁舎内で決まらなければ第三者のあらかた有識者の中に、この宅地開発、この工業地

開発、商業地開発にはここまでが範囲だろうという決定する機関がまず欲しいところ。そういったところを条文の中に設けていただければというふうに思っております。

なお、違反行為というところで、現在まで違反行為は村内の開発の中であっているかと思えますけれども、やはり皆さん優しい方がというか、条文の解釈をやはり優しくされている。村民に対してそこまでは迷惑かけてないだろうという感覚が出てきて、公表までには至ってないのだろうと思えます。例えば公表されておるなら条文が生きておるのかなと思えますけれども、なかなかそこまで運用的にいかないというところで、罰則規定の中にさらに厳しい違反行為をした方の、当時加藤村長は要綱の中のお話で名前のところは公表したいというお話をされておりました。これが日置村長になって条例化されて、名前の公表までいたしますという答弁を聞いた記憶がございます。

なかなかそこには至らないという今まででしたけれども、今回非常時ということでその辺、名前の公表及び罰則規定の中に罰金刑までという思いで、議会側としては考えております。まず、開発のこの地元説明、地元の周知義務をしましたというその報告をされた場合でも罰則規定があると、非常に重たいことです。ただそういう重たい武器を持ったときになかなか打たないもので、当然防御的な罰則ということで、いざとなったら打たにゃいかんという防御的なやつですので、その辺も含めまして企画商工課長、条例の強化ということで条例改正をできますでしょうか。一部改正ですが、お願いいたします。

○議長（坂梨公介君）企画商工課長。

○企画商工課長（高本孝嗣君）ただいまの質問の中にありましたように、先ほども答弁いたしましたけれども、利害関係者への事前説明及び協議内容については報告義務化していない点については、今後の条例の規定整備に向けて協議していきたいというふうに思っております。しかし罰則規定につきましては、開発許可条例ではございませんので、すぐさまこれを条例化の整備には向かないんじゃないかなと、この関係法令等を再度十分精査して検討していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（坂梨公介君）3回目、まとめてください。

○9番議員（宮田勝則君）まだ3回目ですので、4回目にまとめます。

規制の強化については一定のお話、協議が入るというお話だと聞こえましたけれども、要は今、先ほど冒頭申しましたように、今の開発の申請書は受理したままだと思います。生きております。また変更届は出るかと思いますが、また変更なのか、取り下げなのかという形で、場所を変え、品を変え、名前を変え、いろんな形で出てくる可能性はあります。やはり協議されるというお話であれば、まずこの周知義務と義務の報告というところを早急にやっていたきたいと、議会としてこの条例を提出しようかどうか検討してい

るところですので、ぜひとも3月の定例会には条例の一部改正という形で、形に残るところまで検討させていただきたいと。罰則規定に関しては、また検討をされればいかと思います。まずその周知義務、報告というところを、住民の方々も非常に関心があられます。そういった形で、非常時ということではこれは早急にやらないかと、そういった形の中にほかの開発事業者さんに対して非常にマイナス要因であるというところもあります。条文の中でその辺が緩和できる条文も同時に必要という形、地元の方、周辺の住民の方も当然誘致してほしいという意見の中で、早期にそういうのができるような形を、この条文の中にうたえればと思います。

なお、先ほど申しました中で、条文の取り扱いについて職員間の中でも温度差が出ないように、担当職員で担当された方で、ならないような体制づくりが、いろいろこういう申請が上がったときの対応の形に関しましては庁舎内だけしかありません。なかなか議会が関与するとか、一般的な有識者が関与するとかいう組織立てにはなっていないというところで、村内の方にもこういう事業関係に詳しい方、県庁のOBの方もおられます。いろんな形の第三者機関も、庁舎内だけで悩まず、そういった形の方を利用して、これは村長部局の中の諮問機関として持っていければという形で思っておりますので、今回提案ながら質問の中に入れさせていただきませうけれども、まず企画課長にそういったことが企画課の中で可能なのか、当然村長にもお聞きしたいですけれども、そこら辺を聞きたいと思います。

○議長（坂梨公介君）企画課長。

○企画商工課長（高本孝嗣君）この条例文の中身を精査して、私も今度企画のほうに参ったわけでございますけれども、開発審議会という制度がこの条例の中に入っております。第41条の中にです。この中に、精査いたしますと、先ほど言われましたように有識者の方々だったり、そういった方々を交えて審議会があるということは、やはり周知をするということの一つの義務化でもあるかなというふうに考えております。

あと庁内も役場内のことではございますけれども、役場内のそれぞれの担当課が、産業課だったり住民課だったり、そちらのほうも一緒になって開発については審議しているところがございますので、今後ともその方向で参っていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。以上でございます。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）いろいろご指摘とご要望があったかと思えます。今現在つくっております条例は、ほとんどが宅地開発に関する条例であるというふうに思えます。その中で今回の村の開発等が出てきた関係で、このままじゃいかんだろうということで宮田議員のお尋ねではなかろうかなというふうに思えます。今までも事前協議の申請がなされても、なかなか思うようにいか



なかったこともありました。では公表しますよと言いますと提出があつておつたということで、この辺に少しこちらのほうの指導もぬるかったかなというような思いはありますけれども、今後庁内でも、庁内の異動も毎年ありますけれども、そのときは必ず文書で引き継ぎをするようにというふうなことで、自分のほうに担当課長含めて言っているところは、引き継ぎのときは申し上げております。

それから、条文の内容をまた精査してするならばということでもありますけれども、必要であればその条例のできる範囲内、上位法を超えてはなりませんので、そのことを念頭に置きながら内容を精査し、改正できるところがあれば改正をしていきたいというふうに思います。以上です。

○議長（坂梨公介君）まとめてください。

○9番議員（宮田勝則君）はい、まとめます。

きょうはちょっと、3月の定例会までには条例制定一部変更までというふうに、きょうは申し過ぎたところもありますけれども、やはり非常時です。非常事態のときにこの議会、議員含め、村民もこの目的ではございませんけれども、村の秩序ある開発、発展並びに快適な生活環境、職場環境、全てを西原村に望むわけです。そういったことで、その開発行為自体にはブレーキをかけにやいかんものと、率先して進めていかんやいかん、逆に時間を短縮してでもやらにやいかん案件、こういうやつをきちんと仕分けをしながら進んでいかれることを切に望みます。

以上をもって、質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（坂梨公介君）以上で本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（坂梨公介君）異議なしと認め、次の会議は、明日13日午前10時より行います。

本日はこれをもって散会します。

午後 1時33分 散 会

第 3 号 (12月13日)

平成 2 5 年第 4 回西原村議会定例会会議録

平成 2 5 年 1 2 月 1 3 日、平成 2 5 年第 4 回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

平成 2 5 年 1 2 月 1 3 日 (金曜日) 議事日程第 3 号

- 日程第 1 議案第 4 4 号 西原村税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議案第 4 5 号 児童福祉法に基づく保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 4 6 号 西原村子ども・子育て会議設置条例の制定について
- 日程第 4 議案第 4 7 号 西原村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 4 8 号 西原村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 4 9 号 西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 5 0 号 西原村工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 5 1 号 高遊原南消防組合の解散について
- 日程第 9 議案第 5 2 号 高遊原南消防組合の解散に伴う財産処分について
- 日程第 1 0 議案第 5 3 号 平成 2 5 年度西原村一般会計補正予算 (第 5 号) について
- 日程第 1 1 議案第 5 4 号 平成 2 5 年度西原村国民健康保険特別会計補正

予算（第 2 号）について

- 日程第 1 2 議案第 5 5 号 平成 2 5 年度西原村介護保険特別会計補正予算  
（第 2 号）について
- 日程第 1 3 議案第 5 6 号 平成 2 5 年度西原村後期高齢者医療特別会計補  
正予算（第 2 号）について
- 日程第 1 4 議案第 5 7 号 平成 2 5 年度西原村工業用水道事業会計補正予  
算（第 1 号）について
- 日程第 1 5 同意第 4 号 西原村教育委員会委員の任命につき同意を求め  
ることについて
- 日程第 1 6 同意第 5 号 西原村教育委員会委員の任命につき同意を求め  
ることについて
- 日程第 1 7 参考人からの意見聴取
- 日程第 1 8 総務福祉常任委員会審査報告
- 追加日程第 1 「議案第 4 1 号 村有財産の貸付について」の撤回について
- 日程第 1 9 産業教育常任委員会審査報告
- 日程第 2 0 組合議会報告
- 日程第 2 1 委員会報告
- 日程第 2 2 請願書審議
- 日程第 2 3 委員会の閉会中の継続審査（調査）申し出について

1、応招議員 (11名)

1 番	坂 本 隆 文 君
2 番	中 西 義 信 君
3 番	村 上 貞 廣 君
4 番	西 口 義 充 君
5 番	上 野 正 博 君
6 番	山 下 一 義 君
7 番	林 田 直 行 君
8 番	坂 梨 公 介 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	田 島 敬 一 君
11 番	泉 田 洋 一 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (11名)

1 番	坂 本 隆 文 君
2 番	中 西 義 信 君
3 番	村 上 貞 廣 君
4 番	西 口 義 充 君
5 番	上 野 正 博 君
6 番	山 下 一 義 君
7 番	林 田 直 行 君
8 番	坂 梨 公 介 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	田 島 敬 一 君
11 番	泉 田 洋 一 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	中 村 義 光 君
議会事務局書記	岩 本 千 波 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村 長	日 置 和 彦 君
副 村 長	坂 本 武 君
教 育 長	曾 我 敏 秀 君
総務課長	泉 田 元 宏 君
企画商工課長	高 本 孝 嗣 君
教育課長	塚 元 利 文 君
会計管理者	矢 野 富 士 男 君
税務課長	佐 藤 光 弘 君
産業課長	海 東 義 朗 君
住民課長	片 島 信 幸 君
保育園長	園 田 久 美 代 君

午前 10 時 00 分 開議

○議長（坂梨公介君）おはようございます。

本日は全員出席であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第 3 号のとおり行います。

日程第 1、議案第 44 号、西原村税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を税務課長に求めます。

（税務課長 佐藤光弘君 登壇 説明）

○税務課長（佐藤光弘君）おはようございます。

議案第 44 号についてご説明いたします。

議案第 44 号、西原村税条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村税条例（昭和 39 年西原村条例第 14 号）の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成 25 年 12 月 10 日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由、今回の西原村税条例の改正は、地方税の一部を改正する法律がことしの 3 月に公布されました。それに伴いまして、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が公布されましたので、それにあわせて税条例の一部を改正するものであります。

改正の内容につきましては、公的年金からの特別徴収における徴収額の算定方法の見直しと、金融所得課税の一体化に伴う一部改正が主なものです。内容の説明は、添付しております新旧対照表、それと、けさほど配付しております税務課資料 1 と 2 をお開きください。

新旧対照表の 1 ページから 2 ページ及び税務課資料 1 を見てください。

条例第 47 条の 2（公的年金等に係る所得に係る個人の村民税の特別徴収）の改正は、現行の制度では年度途中で転出した場合、公的年金から天引きされる特別徴収から普通徴収に強制的に変更されていたが、改正によりそのまま特別徴収で天引きされる改正案です。

次に、条例第 47 条の 5（年金所得に係る仮特別徴収税額等）の改正ですが、公的年金からの特別徴収における徴収の方法及び税額の算定方法の見直しの改正案です。現行制度では、公的年金からの個人村民税の特別徴収については、個人村民税の年税額が 6 月に決定し、その後 8 月に日本年金機構等へ通知し実施することから、年 6 回の支給月のうち 4、6、8 月を仮徴収、10、12、翌年の 2 月を本徴収として、それぞれの税額を算定しています。このうち、仮徴収額は前年 2 月の税額と同額とされているため、年税額が前年より大きく変動し、差が大きく生じても翌年度以降も仮特別徴収税額は前年度の



2月の本特別徴収税額と同額を仮徴収時に徴収しています。そこで、仮特別徴収税額の算定方法を現行の前年度の2月の本特別徴収税額と同額から、前年度の年税額を6で割ったものとみなし、年税額が2年連続で同額の場合には、徴収税額が一定化するという改正案です。

税務課資料1の表で、現行と改正後の数字的な例題の表を表示しておりますので、見比べていただければと思います。

この2つの条例改正案は、平成28年10月以降の年金特別徴収から適用されます。

新旧対照表の2ページの寄附金税額控除における特別控除額の特例に特定管理株式等が価値を失った場合の株式に係る譲渡所得等の課税額が加わりました。

新旧対照表の2ページから16ページまでの附則第16条の3、第19条、第19条の2、第19条の3、第19条の4、第19条の5、第19条の6、第20条の2、第20条の3、第20条の4の改正及び削除は、個人投資家が税負担に左右されずに金融商品を選択できるように、公社債等の利子及び譲渡損益に対する課税と、上場株式等の配当及び譲渡損益に対する課税が一体化されることに伴い、これらの金融所得に対する個人村民税の課税の方法の改正案です。

具体的には税務資料2の表を見てください。現行は、公社債等の利子が源泉課税で5%の課税、公社債等の譲渡損益は非課税です。また、上場株式等の配当、譲渡損益は、損益通算して申告課税で5%、ただし、平成25年度までは特例で3%の課税であったが、今回の改正により区分して計算していたものが課税を一体化し、損益通算して申告分離課税5%で課税することになる改正案です。適用は平成29年度からの課税分からです。

新旧対照表の17ページの附則第20条の5、保険料に係る個人の村民税の課税の特例の削除は、地方税法との重複により総務省自治税務局長からの通知において条例から削除することが望ましいとされた単に課税標準の計算の細目を定める規定を削除するものです。以上で説明を終わります。

どうぞご審議方よろしくお願いいたします。終わります。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第44号、西原村税条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(坂梨公介君) 全員起立であります。

よって、議案第44号は原案どおり可決されました。

日程第2、議案第45号、児童福祉法に基づく保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を住民課長に求めます。

(住民課長 片島信幸君 登壇 説明)

○住民課長(片島信幸君) おはようございます。

それでは、議案第45号につきましてご説明いたします。

議案第45号、児童福祉法に基づく保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

児童福祉法に基づく保育料徴収条例(平成15年西原村条例第26号)の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成25年12月10日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由、地方税法の一部を改正する法律(平成25年法律第3号)の施行に伴い、村税における延滞金の割合の特例が見直され、保育料に係る延滞金においても同様の措置を講じ、それぞれの条例に規定するため、児童福祉法に基づく保育料徴収条例の一部を改正するものでございます。

地方自治法第231条の3に、督促、滞納処分について規定がされております。同条第1項では、納期限までに納付しない者がいるときは、普通地方公共団体の長は期限を指定してこれを督促しなければならないと規定されております。同条第2項では、前項の歳入について同項の規定により督促をした場合においては、条例の定めるところにより手数料及び延滞金を徴収することができることと規定されております。これが、この議案を提出する理由でございます。

あけていただきまして、児童福祉法に基づく保育料徴収条例の一部を改正する条例。

児童福祉法に基づく保育料徴収条例(平成15年西原村条例第26号)の一部を次のように改正する。以下に、改正の条文を記載しております。

あけていただきまして、4ページの新旧対照表と、けさ配付させていただきました説明資料でご説明をさせていただきます。

4ページの新旧対照表でございますが、主な改正事項としましては、第5条に督促の規定、第6条に督促手数料、第7条に延滞金、あけていただきました5ページに、改正前の第5条を削除し、改正後に第8条に滞納処分に関する規定を追加しております。

今回、住民課から出しております3つの一部改正につきましては、全てこの特例に関する部分が主になりますので、後で別添の資料で説明させていただきますが、6ページに延滞金の割合の特例につきまして附則第2に規定し

ております。お手元にけさ配らせていただきました延滞金の割合の特例の見直しについてというこの資料ありますので、こちらで説明させていただきます。

最近の低金利の状況を勘案し、国税及び地方税において市中金利を踏まえた水準に延滞金の割合の特例が見直され、地方税においても同様の見直しが行われました。平成26年1月1日以降の期間に対応するため、地方税の一部を改正する法律が施行され、保育料、介護保険料及び後期高齢者医療保険における延滞金の割合を見直すことといたしました。

左側の表が、現行平成25年12月31日までの特例の取り扱いになります。右側が、平成26年1月1日以降の改正後の取り扱いになります。まず、納期限の翌日から1カ月を経過するまで、これは最初の一月です。本則では7.3%になります。現行の特例としましては、商業手形の基準割引率プラス4%となっております。この商業手形の基準割引率は平成18年に表現が改正されておりますが、従来の公定歩合のことになります。これが現在0.3%ですので、現在の利率としましては参考のところに4.3%と表記しております。納期限の翌日から1カ月を経過した日以後、これにつきましては本則は14.6%です。現行の特例はございません。よって14.6%で現在は計算しております。これが改正後になりますと、本則はあくまでも変わりません。最初の一月までは本則では7.3%になります。改正後の特例では、特例基準割合プラス1%となっております。この特例基準割合は米印の2に書いてありますが、財務大臣が告示する割合に年1%を加算した割合ということで、貸出約定平均金利がこれは前々年というふうにされておりますので、平成23年10月から平成24年9月までの平均値が今現在では約1%でございますので、この特例基準割合を一応2%としたところに表示しております。参考でいきますと3%になります。それと、納期限の翌日から1カ月を経過した日以後につきましては、本則は14.6%のままです。改正後の特例につきましては、特例基準割合プラス7.3%というふうになりますので、先ほど説明しました現在の2%プラス7.3%ですので、参考としては9.3%になります。

裏面のほうには延滞金の計算方法、徴収取り扱いの注意事項等を記載しております。

積極的な納付の勧奨を行って、延滞金が発生しないように努力しております。ただ、やむを得ず延滞金が発生する事態となった場合には、期限内に納付されない方と期限内に納付された方との公平性を保つために、納めていただくこととして、今回の一部改正をさせていただきました。また、ほかの条例とか、法律へのリンク等もありましたので、これ一つの条例で業務が完結するように、今回整理もさせていただいております。

この改正は平成26年1月1日以後の適用となります。以上でございます。

あとは議員各位の質問によりお答えさせていただきます。何とぞよろしく

お願いいたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第45号、児童福祉法に基づく保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、議案第45号は原案どおり可決されました。

日程第3、議案第46号、西原村子ども・子育て会議設置条例の制定について議題とします。

内容の説明を住民課長に求めます。

（住民課長 片島信幸君 登壇 説明）

○住民課長（片島信幸君）議案第46号につきましてご説明いたします。

議案第46号、西原村子ども・子育て会議設置条例の制定について。

西原村子ども・子育て会議設置条例を次のように制定することとする。

平成25年12月10日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づき、審議会その他の合議制の機関として、西原村子ども・子育て会議を設置する必要があるとございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

あけていただきまして、西原村子ども・子育て会議設置条例。

第1条、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づき、審議会その他の合議制の機関として、西原村子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

第2条、子ども・子育て会議は、委員10名以内をもって組織する。

2、委員は、次に掲げる者のうちから、村長が委嘱する。

1号、子どもの保護者。2号、事業主を代表する者。3号、労働者を代表する者。4号、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者。5号、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者。6号、村内の各保育園を代表する保育士。

以下に、3条に委員の任期、4条に会長、副会長の役職、第5条に臨時委員、第6条に会議、あけていただきました3ページに、第7条に庶務、第8

条に委任などの規定を定めております。

附則として、この条例は公布の日から施行いたします。

この西原村子ども・子育て会議の設置につきましては、平成24年8月22日に公布された子ども・子育て支援法で市町村が行う子ども・子育て支援に関する附属機関として、審議会その他の合議制の機関を条例で設置することが努力義務として課されております。平成27年4月施行予定の子ども・子育て新支援制度に関する事業の計画の策定、進捗管理などについて、保護者の方を含む子ども・子育て支援の当事者などの意見を聞くための会議であり、本村の子どもや子育ての家庭の実情を踏まえてその施策を実施し、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指すことを目的としております。以上でございます。

あとは議員各位の質問によりお答えさせていただきます。何とぞよろしくお願いたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第46号、西原村子ども・子育て会議設置条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、議案第46号は原案どおり可決されました。

日程第4、議案第47号、西原村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を住民課長に求めます。

（住民課長 片島信幸君 登壇 説明）

○住民課長（片島信幸君）議案第47号につきましてご説明いたします。

議案第47号、西原村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村介護保険条例（平成12年西原村条例第18号）の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成25年12月10日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由、地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）の施行に伴い、村税における延滞金の割合の特例が見直され、介護保険料に係る延滞金においても同様の措置を講じ、それぞれの条例に規定するため、西原村

介護保険条例の一部を改正する必要がございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

あけていただきまして、西原村介護保険条例の一部を改正する条例。

西原村介護保険条例（平成12年西原村条例第18号）の一部を次のように改正する。

以下に改正の条文を記載しております。

4 ページからの新旧対照表でご説明をさせていただきます。

平成12年に、西原村介護保険条例が制定されておりますが、督促、延滞金に関しては、国が示した制定当時の標準的な条例、以前は条例準則と言っておりましたが、それに規定はされておりましたけれども、本村の条例にその部分が規定されておりました。原因はなぜかというのはちょっとわかりませんでしたけれども、税外収入のほうでの適用をしているものというふうに思っております。先ほどの保育料徴収条例のように、一つの条例で業務が完結するように、今回、改正をさせていただきました。

主な改正事項としましては、第8条に督促の規定、第9条に延滞金に関する規定を追加しております。延滞金の特例につきましては、6 ページの附則に第6条を追加しております。この附則第6条につきましては、先ほど児童福祉法に基づく保育料徴収条例の折に説明した、お手元に配付している説明資料のとおりでございますので、この部分については省略させていただきます。以上でございます。

あとは議員各位の質問によりお答えさせていただきます。何とぞよろしくお願いいたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第47号、西原村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、議案第47号は原案どおり可決されました。

日程第5、議案第48号、西原村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を住民課長に求めます。

(住民課長 片島信幸君 登壇 説明)

○住民課長(片島信幸君) 議案第48号につきましてご説明いたします。

議案第48号、西原村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成25年12月10日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、村税における延滞金の割合の特例が見直され、西原村後期高齢者医療保険料に係る延滞金においても同様の措置を講じ、それぞれの条例に規定するため、西原村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するものでございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

あけていただきまして、西原村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例。

西原村後期高齢者医療に関する条例(平成20年西原村条例第5号)の一部を次のように改正する。

以下に改正条文を記載しております。3ページの新旧対照表でご説明をさせていただきます。

西原村後期高齢者医療に関する条例には、第5条に督促、第6条に延滞金に関する規定がございますので、今回は附則第3条の改正のみでございます。附則第3条につきましては、先ほど児童福祉法に基づく保育料徴収条例の一部改正の折、説明をさせていただいておりますので、省略をさせていただきます。

その資料の裏面に、延滞金の計算の中に注意事項というのがございまして、2ページになりますけれども、徴収金が2,000円未満の場合は延滞金は発生しません。徴収金に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるということになりますので、2,000円から3,000円、4,000円というふうに計算の基礎になります。算出した延滞金が1,000円未満である場合は、その全額を切り捨てるということでございますので、1,000円に達するまで何日かかるかということによってちょっとシミュレーションをしてみましたので、参考に申し上げますと、現在の取り扱いでいきますと2,000円の徴収金に対して1,000円の延滞金が発生するまで約3年6カ月かかります。改正後でいきますと5年5カ月ほどかかります。それまでに長くというのではなく、先ほど言いましたように早目、早目に納めていただくという勧奨を今後も続けていきます。以上でございます。

あとは議員各位のご質問によりお答えさせていただきます。何とぞよろしくお願いいたします。

○議長(坂梨公介君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入りま

す。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第48号、西原村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(坂梨公介君) 全員起立であります。

よって、議案第48号は原案どおり可決されました。

日程第6、議案第49号、西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を税務課長に求めます。

(税務課長 佐藤光弘君 登壇 説明)

○税務課長(佐藤光弘君) 議案第49号について説明いたします。

議案第49号、西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村国民健康保険税条例(昭和35年西原村条例第24号)の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成25年12月10日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案の理由、今回の西原村国民健康保険税条例改正は、地方税法の一部を改正する法律がことし3月に公布されました。それに伴いまして、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が公布されましたので、それにあわせて国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

今回の改正の内容は、金融所得課税の一本化に伴う一部改正案が主なものです。内容の説明は、添付しております新旧対照表と、先ほど見ていただきました税務資料の2をお開きください。

新旧対照表の1ページの改正前の附則3、上場株式等に係る配当所得に係る国民健康保険税の課税の特例から、4ページの旧附則14の条例適用配当に係る国民健康保険税の課税の特例の改正及び削除は、個人投資家が税負担に左右されずに金融商品を選択できるように、公社債等の利子及び譲渡損益に対する課税と上場株式等の配当及び譲渡損益に対する課税が一体化されることに伴い、これらの金融所得に対する国民健康保険税の課税方法の改正案です。具体的には、現行においては公社債の利子が源泉課税で課税、公社債の譲渡損益は非課税です。また、上場株式の配当、譲渡損益は、損益通算とし



て申告課税であったが、今回の改正により区分して計算していたものが課税一体化し、損益通算して申告分離課税で課税することになります。適用は平成29年度課税の分からです。

なお、今のページの削除による附則番号の繰り上げがっております。

新旧対照表の4ページの附則第10号、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例の削除は、地方税法との重複により総務省自治税務局長からの通知において条例から削除することが望ましいとされた単利課税標準の計算の細目を定める規定を削除するものです。

以上で説明を終わります。どうぞご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第49号、西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、議案第49号は原案どおり可決されました。

日程第7、議案第50号、西原村工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を産業課長に求めます。

（産業課長 海東義朗君 登壇 説明）

○産業課長（海東義朗君）おはようございます。

議案第50号について説明いたします。

議案第50号、西原村工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成25年12月10日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由、地方税法の一部が改正され、村税における延滞金の割合の特例が見直されることに伴い、工業用水道料に係る延滞金において同様の措置を講じる必要がある。これが、この議案を提出する理由でございます。

内容についてご説明いたします。次ページをお願いいたします。

西原村工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例。

西原村工業用水道事業給水条例（昭和61年西原村条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則第1項に見出しとして（施行期日）を付し、附則第2項に見出しとして（西原村工業用水道料金の徴収等に関する条例の廃止）を付し、附則に次の1項を加える。

延滞金の割合の特例、第3項については、先ほどから住民課長のほうより説明がありました議案第45号、47号、48号と同じでありますので、省略をさせていただきます。

附則といたしまして、施行期日、第1項、この条例は、平成26年1月1日から施行する。

経過措置、第2項、改正後の西原村工業用水道事業給水条例附則第3項の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものとして適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。以上でございます。

内容につきましては、産業教育常任委員会のほうでも資料を配付しましたが、本日、住民課長より資料の配付がっておりますので、同じものでございますので参考にさせていただければと思います。よろしくご審議方お願いします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）9番議員、宮田です。

本日の議案の45号、47号、48号、50号というところは、全て同じようなことが変わったというふうに理解しております。延滞金の計算で金利が現行のやつより下がるという方向の中で、今回の改正が平成26年1月1日ということで本年度内にシステムが変わると、金利の計算が変わりますよという施行令、施行日になっております。

そういった中で、電算システムの金利計算の変更が年を明けるとされると思いますが、その辺のチェック体制とか、料金につながりますけれども、間違えたらいかんというような問題ですので、その辺のチェック体制だけ聞きたいと思っておりますけれども。

○議長（坂梨公介君）住民課長。

○住民課長（片島信幸君）ただいまのシステムの改修の件ですけれども、電算の担当からも随分早目でありましたけれども、これは先ほどから承認いただきました、住民課の場合は保育料、介護保険、後期高齢者医療、それと水道料、それ以外の税にも当然かかります。全ての担当者、担当課長宛てに今後のスケジュールについてということと、システムの対応前のチェック、いろいろ延滞金の端数計算等ではらつきがあったように思えましたので、そこら

辺の修正、チェックについては全て指示が来ておりますので、今その確認作業をしている途中でございます。

○議長（坂梨公介君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）わかりました。

先ほど、条例的には何ら問題ありませんけれども、事務的なミス、そういうのがないように、条例改正後の運用については正確なもので期待しておりますというか、間違いのないようによろしくお願いいたします。以上です。

○議長（坂梨公介君）ほかにございせんか。

（「なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございせんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第50号、西原村工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、議案第50号は原案どおり可決されました。

日程第8、議案第51号、高遊原南消防組合の解散についてを議題とします。内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 泉田元宏君 登壇 説明）

○総務課長（泉田元宏君）議案第51号についてご説明いたします。

議案第51号、高遊原南消防組合の解散について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条の規定により、平成26年3月31日をもって、高遊原南消防組合を解散する。

平成25年12月10日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由、一部事務組合を解散するときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定により、議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由であります。

消防体制の充実強化や、住民サービスの一層の向上を図るため、平成18年6月に消防組織法が改正され、熊本県においても消防組織法の改正に基づき、熊本県消防広域再編検討委員会等での検討を経て、平成20年5月26日、熊本県消防広域化推進計画を策定し、県内を城北、中央、城南、天草の4ブロックに分けて広域化を推進することになりました。これを受けて平成21年11月4日、中央ブロック消防広域化協議会を設立し、これまで熊本市消防局、高遊原南消防本部並びに関係町村であります益城町、西原村において29項目の消防広域化に関する協議を進めてきた結果、平成26年3月31日限りで高遊原

南消防組合を解散し、平成26年4月1日から益城町、西原村それぞれの消防事務を熊本市へ委託するとの結論に達し、6月定例会におきまして、熊本市への消防事務委託につきましてご議決をいただいたところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第51号、高遊原南消防組合の解散について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、議案第51号は原案どおり可決されました。

日程第9、議案第52号、高遊原南消防組合の解散に伴う財産処分についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 泉田元宏君 登壇 説明）

○総務課長（泉田元宏君）議案第52号についてご説明いたします。

議案第52号、高遊原南消防組合の解散に伴う財産の処分について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、高遊原南消防組合の解散に伴う財産処分を、別紙のとおり関係町村の協議の上、定めるものとする。

平成25年12月10日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由、一部事務組合を解散する場合の財産処分については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定により、議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由であります。

財産処分の内容のご説明をいたします。

次のページをお願いいたします。

土地につきましては、高遊原南消防本部のある益城町寺迫の9筆、面積1万1,490㎡につきましては共有とし、それぞれの持ち分は地方交付税法第11条、基準財政需要額の算定方法の規定により算定されたそれぞれの町村の基準財政需要額のうち、平成24年度の常備消防費に相当する額を基準として算定した数値で按分しております。建物につきましては、消防本部及び消防署庁舎2,303.2㎡につきましては益城町に、西原出張所庁舎175.90㎡について

は西原村に、備品につきましては、別紙1に掲げる備品につきましては益城町に、別紙2に掲げる備品につきましては西原村に帰属させる、所有ということになっております。

消防本部及び消防署庁舎分は益城町、西原出張所分は西原村の所有としておりますけれども、西原村出張所の24時間体制に必要な備品、それから消防業務、救急業務に必要な備品につきましては、十分割り振りをさせていただいているところでございます。

債務につきましては益城町が引き継ぎ、当該債務に係る償還金については、関係町村であります益城町、西原村の基準財政需要額のうち平成24年度の常備消防費に相当する額を基準として按分する。益城町は按分された償還金を負担し、西原村は按分された償還金に相当する額を益城町に支払うものとする。西原出張所分につきましては、益城町、西原村及び高遊原南消防組合で取り交わしております協定書により、西原村が引き続き償還金を負担するとしております。

平成25年度決算に伴います歳入歳出予算差引残額及び財政調整基金積立金並びに消防賞じゅつ金基金、これにつきましては基準財政需要額のうち平成24年度の常備消防費に相当する額を基準として按分し、町村に配分する。その他の財産の処分については、関係町村の協議の上、定める。この協議書に定める事項について疑義が生じた場合は関係町村の長がその都度協議するものとしております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長(坂梨公介君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第52号、高遊原南消防組合の解散に伴う財産処分について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(坂梨公介君) 全員起立であります。

よって、議案第52号は原案どおり可決されました。

暫時休憩します。

(午前10時57分)

(午前11時10分)

○議長（坂梨公介君）休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第10、議案第53号、平成25年度西原村一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 泉田元宏君 登壇 説明）

○総務課長（泉田元宏君）議案第53号についてご説明いたします。

議案第53号、平成25年度西原村一般会計補正予算（第5号）。

平成25年度西原村の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,709万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億7,831万3,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条、地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

平成25年12月10日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

内容のご説明をいたします。5ページをお願いいたします。

第2表の地方債補正でございます。

起債の目的、全国防災事業債。

限度額1,620万円。

起債の方法、証書借り入れ。

利率年7%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。

償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、村財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

次に、歳入の主なものについてご説明いたします。8ページをお願いいたします。

款1村税、項2固定資産税1,440万円の増額補正でございます。現年課税分の土地、家屋、償却資産それぞれ増額補正でございます。

9ページをお願いします。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目5教育費国庫補助金826万8,000円の増額補正でございます。山西小学校体育館天井改修に伴う学校施設環境改善交付金でございます。

目6総務費国庫補助金923万2,000円の増額補正でございます。地域の元気臨時交付金の交付限度額算定の結果、増額となったものでございます。平成

24年度国の緊急経済対策事業関係でございます。

款15県支出金、項2県補助金、目1民生費県補助金510万5,000円の増額補正でございます。子ども子育て支援新制度事業費補助金等でございます。

目4災害復旧費県補助金535万円の増額補正でございます。農地等災害復旧費県補助金でございます。

10ページでございます。

款18繰入金、項1繰入金、目2特別会計繰入金480万6,000円の増額補正でございます。平成24年度後期高齢者医療療養給付費負担金返還金でございます。

11ページをお願いします。

款21村債、項1村債、目2一般単独事業債480万円の減額補正でございます。高規格救急車導入事業の入札に伴う購入額の確定により減額補正でございます。

目3全国防災事業債1,620万円の増額補正でございます。山西小学校体育館天井改修事業に伴う借り入れでございます。

続きまして、歳出でございます。12ページをお願いいたします。

各款ごとの給料、職員手当、共済費につきましては、育児休業から復帰しました職員の人事異動等により増額、減額の補正をさせていただいております。

款2総務費、項1総務管理費、目6諸費85万3,000円の増額補正でございます。地方バス運行等特別対策補助金等でございます。

13ページをお願いします。

項4選挙費、目3参議院議員選挙費112万8,000円の減額補正でございます。参議院議員選挙に伴う支出額決定により減額補正をさせていただいております。

14ページをお願いいたします。

款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費390万円の増額補正でございます。子ども子育て支援新制度に係る電子システム構築委託料等でございます。

目2児童措置費489万9,000円の増額補正でございます。私立保育園負担金、保育士等处遇改善臨時特別交付金等でございます。

15ページをお願いします。

款5農林水産業費、項1農業費、目8農地費100万円の増額補正でございます。原材料で農道等生コン支給等のための補正でございます。

16ページをお願いします。

款7土木費、項2道路橋梁費、目2道路新設改良費900万円の増額補正でございます。村道改良に伴います土地購入費でございます。

款8消防費、項1消防費、目2消防施設費455万4,000円の減額補正ござ

います。高規格救急車購入費の入札残の481万3,000円の減額補正でございます。

款9教育費、項2小学校費、目1学校管理費3,654万9,000円の増額補正でございます。山西小学校体育館天井改修工事に伴う委託料、工事請負費等でございます。また、備品購入費といたしまして教職員用パソコンを山西小学校で16台、河原小学校で8台分を計上させていただいております。2014年4月からウィンドウズXPの更新プログラムが配信されないことから、ネット環境が危険にさらされるということによります買いかえでございます。

17ページをお願いいたします。

項3中学校費、目1学校管理費147万円の増額補正でございます。工事請負費でガス遮断弁の改修工事費15万円、備品購入費で教職員用パソコン12台分132万円を計上いたしております。

款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目1現年度農地等災害復旧費600万円の増額補正でございます。農地等災害復旧工事請負費でございます。

項2公共土木施設災害復旧費、目1現年度災害復旧費239万9,000円の増額補正でございます。公共土木施設災害復旧工事請負費でございます。

あと予備費に324万3,000円の増額補正をいたしております。

あとは議員各位のご質問によりお答えさせていただきます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

3番、村上議員。

○3番議員（村上貞廣君）3番、村上です。

二、三点ちょっとお伺いします。

まず、款項目からいくと款15の項2の目3の1の県補助金ですけれども、くまもと里モンプロジェクト推進事業補助金というのが、ここに20万円ほど掲載されておりますが、この事業の中身の説明と、これは20万円の金額の補助金の中で事業が行われる、事業の中身がちよっとわかりませんが、事業が行われるものなのか、プラスこれは一般財源も同じ額を計上するものなのか、それが1点。

それから、17ページの款10の項1の目1の1の15、同じ15ですが、現年度農地災害復旧工事請負費、それから同じく公共災害工事請負費、これが何件であったのか。それと、ことしは結構雨が少なかったと思いますが、大体日雨量80mm以上だったと思いますが、これはいつがその対象になったのか、雨量として、これをちょっと教えてください。以上です。

○議長（坂梨公介君）産業課長。

○産業課長（海東義朗君）まず1点目でございますが、くまもと里モンプロジ



エクトにつきましては、阿蘇が世界農業遺産のほうに指定をされまして、一応県の補助で今度、協会が設立されまして、先進地であります新潟県佐渡におきます朱鷺と暮らす郷づくりの視察研修に2名参加するならということで申請しまして、いただいた補助金でございます。歳出のほうにつきましても、15ページの款5 農林水産費、項1 農業費、目5 農業振興費、節9 旅費のほうで、阿蘇地域世界農業遺産推進協議会先進地視察旅費ということで計上させていただきます。

それから、現年度農地等災害復旧費でございますが、工事費につきましては農地が1件、それから施設が3件でございます。同じく現年度災害復旧費で、公共土木施設災害のほうにつきましては道路が1件でございます。被災につきましては、たしか2回、雨量があったかと思しますので、すみません、期日についてはちょっと確認してからまたご報告したいと思っております。以上でございます。

○議長(坂梨公介君) ほかにございませんか。

10番、田島議員。

○10番議員(田島敬一君) 10番、田島です。

きのうの一般質問でも、私は今、西原村の非常時ということで、課横断的な情報の共有、それから機敏な対応というものができるように、そういう体制づくりということで一般質問させていただいたところでございます。

村長が、住民集会でも説明の中で、住民と議会、そして役場の職員、村民、これが一体となって取り組んでいかななくてはならない事態が起こっておるといことで、村民の皆さんにも協力をお願いしたいというふうに強くおっしゃられました。

その点で、今回は補正予算ということでございますけれども、この中にもやはりそれに対応した情報の共有化、そういったことで何らかの措置があつてしかるべきではないかと思っておりますが、その辺はいかにお考えでしょうか。

○議長(坂梨公介君) 村長。

○村長(日置和彦君) きんのうの一般質問で、課の横断的な共有を図っていきながら、そしてまた三位一体となって進めるならばということで申し上げました。予算が伴うか、伴わないかという問題でありまして、そういった情報交換あたりには予算は伴わないでもできるのではなかろうかなというふうに思っております。そういうことです。以上です。

○議長(坂梨公介君) 10番、田島議員。

○10番議員(田島敬一君) 私は、今回の西原広報、これに大変詳しく数ページにわたってこれまでの経過、宝珠宗宝珠会とのやりとりの状況、詳しく載せていただいたことは大変感謝しておりますし、また多くの村民も村の態度が本当にこれではっきりしたということで、喜んでいる声が聞こえてきます。

私は、そのようなことでやはり村がいかにか本気になっているのかというこ

とを示す必要があるのだろうかというふうに思います。緊急な事態が、いつ、どのように発生するかわかりませんし、また場合によっては広報のように特別増ページとかそういったことも考えられますでしょうし、また、私がかねてから申し上げておりましたけれども、議会情報を今これだけたくさんの方々が毎日詰めかけておられまして、時には傍聴席に入れられないというような状況も見受けられます。図書室に行けば、この映像を前と後ろから、これが録画されて誰でもそこに行けば見ることはできるようにはなっておりますけれども、それができ上がるまでに時間がかかります。

私は、モニターテレビで実況、今、議会でどういった議論が行われているかということ、近隣町村議会でも多くのところがモニターテレビがロビーあたりに設置されておりまして、見ておられる状況をよく見ております。このような、もっとたくさんの方に傍聴に来てほしいということから、これは予算的にはただつなぐだけということですので、ほとんど予算的にはかからないと思います。

ぜひそういったことを、村長の意気込みはいかがでしょうか。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）広報には、住民集会のときにその資料を全戸配布してくれということで、広報に載せたところでございます。

今お尋ねの、モニターテレビと言われますけれども、傍聴席に今入れられない状況ではないと、補助椅子を持ってきてでも今まで入れたのではなかろうかというふうに思います。いつかは立ち見があったというふうに思いますけれども、傍聴席に余裕があれば、下でモニターテレビを見るよりか生の声をここで聞いていただいたほうがよりわかりやすいのではなかろうかなというふうに思います。

モニターテレビのことは、当面はそういったことで考えていないというか、傍聴席で対応できるというふうに思っております。以上です。

○議長（坂梨公介君）ほかにはございませんか。

9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）9番議員、宮田です。

2つの部署に質問をさせていただきます。

まず、産業課の範囲のところ、ページにしまして、これは産業課かどうかちょっとわからないところはありますけれども、総務課が若干絡んできます。

立木伐採補償金、雑入で上がっております。これ多分産業課のほうだと思いますけれども、この立木伐採補償、11ページ、雑入で上がっています。これの内容、場所等、本数、立米数等までわかればそこまでお願いいたします。

それに関連して、産業課は林業振興費、立木伐採の委託料ということで30万円、これとの関連があるのかもちょっとお伺いしたいと思います。

それと、産業課は農地災害復旧費、先ほど村上議員からありましたけれども、これの財源内訳で、一般財源等的には65万円の補正で、あとは災害復旧補助金のところで535万円ということで、受益者の方の負担が一般財源の中に含まれておるのか、精算後に財源として入ってくるのか、その辺を質問したいと思います。

もう1点、今回は16ページで、道路改良費ということで村道の土地の購入費900万円、これは村道の新しい路線、計画路線の村長の計画の中で、執行部の計画の中で2路線が主に該当するのかなと思いますけれども、これの用地費に対して国庫支出金が適用できたというところで900万円、元気交付金だと思いますけれども、そこら辺で、今後また用地購入、用地費の中でそういう対応ができるのかどうかを質問させていただければと思います。ちょっと多かったですけれども、ようございますか。

○議長(坂梨公介君) 産業課長。

○産業課長(海東義朗君) 1点目でございます。

11ページの雑入の立木補償につきましては、大字宮山の医王寺向の県営で治山工事に伴いまして村有林の伐採が発生いたしましたので、その補償費でございます。立木につきましては杉が36本、ヒノキが57本、広葉樹が62本でございます。

それから、歳出につきましては、15ページの立木伐採料ということでございますが、これにあわせまして補償費は木の補償費しか出ませんので、一応切り出しは村でしなくてはなりませんので、そのための先ほど述べました同じ本数の伐採費用でございます。杉、ヒノキ、物になるようなものは道路まで出して、森林組合の方で売買をしてもらって、それが幾らで売れるかというのはこれ出してみないとわからないところでございますが、その売買が入ってくれば、また財産収入の方で上がるかと思えます。

農災につきましては、低額ですと農地が50%、施設が65%でございますが、ことしにつきましては激甚災害の指定は多分見込めませんし、補助率で今のところ大体農地の場合で80%ぐらいまで上がりはしないかと、それから施設のほうで90%近くまでいくのではないかと、その分の見込みで、これがまだ確定しておりませんので、確定しないと個人負担の分もわかりませんので、今回は補助分についての分でございます。

次は、道路改良につきましては3路線、万徳新所線、それから役場堤下線、それから堀切多々良線の用地交渉を進めておりますが、補助金につきましては、工事分につきましては補助がつきますけれども、用地につきましては単独でございます。用地が終わった部分につきましては、よければ来年ぐらいからは工事を始めたいと考えているところでございます。

工事につきましては、用地につきましては単独。

○議長(坂梨公介君) 暫時休憩します。

(午前 11 時 37 分)

(午前 11 時 38 分)

○議長（坂梨公介君）休憩前に引き続き会議を再開します。

村長。

○村長（日置和彦君）この900万円でありますけれども、今、用地交渉を進めております。意外と用地交渉が順調ということで、その分、もともとアバウトで予算を組んでおりましたので、用地が、急すぎはせんばってんが、進みますので、追加で900万円の事業費を組ませていただいたということでもあります。（「交付金で使えたということですか」の声）いや、交付金ではないです。900万円は。（「財源内訳が国県支出金で」の声）そうですね、国県支出金で、はい。

○議長（坂梨公介君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）ありがとうございました。

まず確認です。新設道路改良費は、答弁ありました3路線についての用地が非常に進んだというところで、今回の国からの交付金が財源として用地購入費にも充てられたといった形だと確認しました。わかりました。

それで、災害復旧費に関しても精算後の補助金の率が確定し、工事金額が最終的に確定した後、受益者負担のほうも計上されるというお話だったかと思えます。了解でございます。

次に、教育委員会、教育課長にまず質問いたします。

今回、補正予算で3,650万円とか、87万円とか、約3,800万円程度の補正予算を組まれております。主なものとしましては、当然天井改修工事が主なものだと思いますが、その他でプールのろ過改修工事、これは夏休みのプールの使用が頻繁になる8月、学校の授業では9月までされた中で不具合があったというふうに推測はされますが、どちらの小学校か、学校名は書いてありませんですね。どちらの小学校のろ過機の改修工事なのかというところで、まずはそれが1点と、体育施設費という、保健体育費の中でスズメバチの巢駆除手数料ところであります。委託料とかそういうのはありますけれども、手数料が駆除にかかるのかどうかはちょっと疑問がありますけれども、3万2,000円、場所と役務費の中で打たれた根拠等教えてもらえればと思えます。

○議長（坂梨公介君）教育課長。

○教育課長（塚元利文君）お答えいたします。

まず第1点目は、山西小学校のプールの関係でございます。使用で腐食によりろ過機本体に穴があいたということが発見できましたので、上げさせていただきます。工事は一応6月から使用するというので、本年度の補正で上げさせていただきます。

それと、あとスズメバチにつきましては、場所につきましては村民グラウ

ンドのEコート裏の土管の中ということになります。手数料のほうで対応できるということで考えていたしました。よろしいですか。

○議長（坂梨公介君）ほかにございませんか。

宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）ありがとうございました。

山西小学校も来年に向けてまた補修がされるということで、一部繰り越しにはなりはしないかというような感じも受けております。

あと教育全般について、関連ということで質問をいたしますので、議長には許可をもらいたいと思いますが。

○議長（坂梨公介君）はい、どうぞ。

○9番議員（宮田勝則君）今回、教育長におかれましては、今後の議案の中で同意が要るわけでございます。同意されますと3期目の教育長のスタートということになります。

今回、2期目の曾我教育行政体制の総括と、3期目、万が一なされた場合、まだ確定はしておりませんのでなされた場合の、当然3期目ということで教育長としてのある意味教育行政機関の長としての総括になりはしないかと思っておりますというところで、抱負なり目標等をこの場を借りないとなかなかできないものですからお答え願えればと思います。

○議長（坂梨公介君）教育長。

○教育長（曾我敏秀君）2期8年やがて満期、任期ということであります。私も長年役場職員として54歳まで勤めさせていただきまして、それから今の職ということであります。教育畑は若いころ社会教育に5年間、34歳までだったと思いますが、当時は社会教育主事講習とかがかなり行政からも行っておりまして、学校の先生が登竜門的な形で社会教育主事講習会に行かれるわけですが、それをした経緯もございます。ずっとその後も35歳ぐらいからは一般行政でしたので、ただ気持ち的には社会教育的発想でずっと仕事は、相手が住民さんですからそういった思いでやってきたところです。

ですから、この8年間、学校教育、どちらかという教育委員会は学校教育が主力があるように一般的には受けとめられがちですけれども、学校は学校としてちゃんと管理職、校長、教頭、以下スタッフがおるわけでありまして、それをどう支援していくかが、我々の一方では教育行政のあり方だろうというふうに思っています。

平成24年、教育基本計画を策定いたしました。これも2年ぐらいかけて手づくりで、自分たちだけで計画。その中で、議会にも配ったかと思いますが、新しくなられてからは配っていないかもしれませんが、なかなか中は文言等いろいろあると思いますが、思いはあれにびっしりと詰まっています。かといって100%できるかというところでもないですので、目標的な部分もかなり、理想的な部分もかなりありますが、目標、理想は掲げておかないとなか

なかできませんので、ことしはそれに議会報告という形で教育委員会も自己評価をするようになっております。自己評価をするにはやっぱり計画がないとできない部分もありますので、昨年つくった計画をもとに自己評価をして、議長宛てに提出を、平成24年度分を報告させていただいて、あれを見ていただければ大体わかりますが、キーワードとしては、今思っておりますのはやっぱり命とふるさとです。これがやっぱりキーワードかなと、子どもたちにとっては。

それと、やはり社会教育的には難しいところもありますが、醍醐味は成人教育ですので、その成人教育の難しさは以前に比べると非常に厳しくなってきた、こういった社会ですからありますし、西原村は社会教育団体が非常に、どこもそうですが、婦人会、青年団、いろんな社会教育団体もなくなってきております。その中で女性とか、高齢者とか、青少年の参加とかも非常に厳しい中ですが、何とか進めているところです。社会教育も趣味とかそういった部分もあります。ですけれども、やはり最終的にはコミュニティビジネス的なものにつながるようなグループの育成等もあれにはうたっておりますが、そういった思いで地域振興にもいささか役立つような気持ちは持っているところでもあります。そういった中で進めさせていただいておりますし、行政機関中もそういった思いでさせていただいておりますので、その延長線上にあるということで、いささか学校教育には疎いという部分もあるかもしれませんが、今やはり学校教育で足りないものは、その辺かなというふうに思っているところです。

ですから、やはり主は社会教育なので、当然学力も大事ですけれども体力、気力、総合的な人格形成が大事なかなと。ネット社会の中でネット依存症とか、いろいろ出てきます。非常に家庭教育も、平成18年には教育基本法の中で家庭教育がうたい込まれて、わざわざ、ここは当然のこととして基本法の中にはなかったのしょうけれども平成18年の改正で家庭教育ということで新たに位置づけられておまして、保護者の子どもに対する第一義的責任は保護者にあるという文言です。熊本県も平成25年4月から家庭教育支援条例、これ全国でも初めてという部分もありますが、そういったやつも制定されております。

ただ、条例をつくっても誰がするか、どのような形でするかについては、我々が今みんなで検討していかなくてはならない部分もあります。非常に、地域や親、保護者、家庭の地域力が減退してきたと言われておりますけれども、今の保護者は熱心さは非常に熱心だと思います。ですけれども、教育力は低下していると、家庭における、その背景にはやっぱり社会構造の変化、そういったものがある。昔はほったらかしとって子どもは育ておった部分もありますけれども、今はやはり逆に監視が必要と、規制が必要と、そういった部分に保護者、家庭が、地域が、目が届かない部分があると、数を挙

げればたくさんございますが、そういった思いで今まではやってきたところ  
であります。

能力にも限度がありますし、スタッフにも限度があります、教育委員会の。  
その中でさせていただいたところです。以上です。

○議長（坂梨公介君）宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）ありがとうございました。

今の答弁を総括しますと、重点は社会教育だと、それが子どもの教育にも  
つながるだろうというような解釈の中で、現在、子どもたち、学校教育、児  
童時代から保育園、幼稚園の中でいろんな子どもが出てきております。当然、  
不登校になったり、以前はそうたくさんの子があったようには見受けられま  
せん。そういった難しいかじ取りをやらなければいけないトップになります。

また、社会教育におきましては、保護者を含めて社会人、老人から子ども  
までに対するわけですが、なかなか教育長の思いがまだ伝わっていない部分  
もあるかと思えます。幸いに、山河塾、女性の会というところは、教育長のお  
墨つきで立ち上げられて、活動がどうにか女性の会も少しは出てきて、山  
河塾はまだまだと、今後に期待ばするところがございますけれども、やはり  
教育行政のトップということで、ある意味自分が動くことも肝心ですけれど  
も、旗振り役として、今度は集大成というところも考えて、一步前にではな  
くて一步後ろに下がって、少し遠くで見たような感じで全体を見回してやっ  
ていただければと思っております。

そういった形で、今度の4年間向かわれるようでしたら、支持もしたいと  
考えております。再度、今度の1期、これはやると、実現するということが  
ありましたら一言願って、質問を終わります。

○議長（坂梨公介君）教育長、簡潔にお願いします。

○教育長（曾我敏秀君）今、目の前の部分が、宮田議員も触れられました特別  
支援教育、これにつきましては非常に全国的に多くなっておりますし、来年  
度予算等にもまたこの辺は反映させていただくことになるかもしれません。  
それを受けて、そればかりではないですが、不登校、いじめ等、これは学校  
関係ですが、学校支援協議会なるものをぜひ立ち上げさせていただく。これ  
いじめ防止対策推進法が10月からなりましたので、その中にも教育委員会の  
附属機関を設けることができとなっておりますので、そのの文言の中で学  
校支援協議会、いろいろ二転三転ずっと去年ぐらいからしております。もど  
もと生文教審議会とか、条例化とかいう話からスタートして、いろいろこれ  
は行政からのチェックも入りましたのでなかなか難しいところもありますが、  
最終的には法律に基づくとなると、いじめ、法律ができましたので、これに  
基づいた学校支援協議会なるものを作りたいというふうに思っております。

社会教育等につきましては、これはまだきょうの最後の話があるんですけ  
れども、やはり教育委員会、5名ですけれども、この教育委員会の中で総合

的にはいつも話し合いながら進めさせていただいておりますし、教育委員会のほうも教育委員5名、社会教育委員が定数は10名、文化財が5名、スポーツ推進若手10名、合わせて30名、このスタッフを十分生かしながらやっていくという、合同会議等も開きながらやっていきたい。なかなか小さい自治体ですので、人材は限りがあります。ですから、我々の能力の限界もありますし、そう高くはないわけですので、そういった中で一般住民の方、保護者の方にご協力を得ながら進めていこうかなと思っております。以上です。

○議長（坂梨公介君）ほかにございませんか。

7番、林田議員。

○7番議員（林田直行君）7番、林田です。

先ほど、子ども子育て会議設置という条例が可決されまして、この予算にも歳入、国から来て一応システムの導入というような感じで、ここの金のほうは動いておりますが、先ほど、条例の中で新制度が平成27年4月から予定されとるということで、その準備期間のこの会議は諮問機関かなということと解釈しておりますが、今現在、西原村におきましては、保育園がにしはら保育園とこうのとりの保育園2つ頑張ってやられて、待機児童あたりは大分解消されておるとは思いますが、ここの支援制度の目的といいますか、幼児の学校教育、保育の総合的な提供をするということと、認定こども園あたりもちょっと上げてありますし、教育保育の質の改善、地域子どもの子育て支援の充実といったことでもろもろ上げてあります。

実務的に、諮問機関ということとそういう話を聞かれると思いますが、現在、執行部におかれまして住民課また保育園、問題になっているということがあればお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（坂梨公介君）住民課長。

○住民課長（片島信幸君）ただいまの質問でございまして、システムだけではなく全般的なことにもかかわってくるかと思っております。先ほどの説明資料のほうにもありましたように、新制度では3つほど大きな目標が掲げられています。今おっしゃった認定こども園とか、これは保育園と幼稚園の統合とか、その総合的なものということがあります。

それと、さっきおっしゃいましたように、私立の保育園がことし4月から開園して、もう待機のほうはほとんど解消されたということですが、今、現場のほうで抱えている一番の悩みは、これは私立保育園も一緒ですが、保育士がやっぱり不足していると。通常いう待機児童というのは、施設がきちんと受け皿はあるんだけども満員状態でなかなか入れないということですが、本村の場合はやっぱりちょっと保育士の募集をかけても問い合わせが一、二件程度でなかなかありません。そこら辺が、やっぱり現場の両保育園は、そこはちょっと悩んでいらっしゃる場所でもあります。

これからその準備、いろんな計画をしましてまいりますので、もうこの前の9



月でニーズ調査は終了しました。基本的には、就学前の子どもたちの保護者たちを対象にしておりますので約400名ほどの対象で、9割方の回収はもう終わっています。いろんな要望も出ています。24時間という話も出ています。それと、午前中までのほうが望ましい、1日預けるよりか午前中が望ましいとかいうご意見も出ています。それは幼稚園みたいなパターンになろうかと思えます。ただ、幼保育園連携の部分がうちでできるのか、施設の整備ができるのかということもこれからの検討課題であろうかと思えます。

先ほどの子ども会議の中で、委員さん一応10名ということで承認いただきましたけれども、課内で一応話はしたんですが、いろんな役職の方をお願いするのではなく、広くいろんな意見を求めるためには委員さんの公募をやったりするべきではなかろうかという話も今しております。

そういうことで、今、段取りをして、平成26年度中にその計画をつくり上げて、新制度へ移行するというところで、いろんな悩みがあろうかと思えますので、その辺を完全な形で移行できれば一番よろしいんでしょうけれども、今言ったような受け手側の体制というのがちょっと厳しいところがあるというのが、現場のほうの悩みであります。以上です。

○議長（坂梨公介君）7番、林田議員。

○7番議員（林田直行君）わかりました。

今、課長より保育士の不足ということで上げられましたが、村長は、前、一般質問のとき、1学級1保育士ということで上げられておりましたが、その対策についてちょっと考えがあればお願いします。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）この前、宮田議員のほうから提案がありました期限切つての採用ということ、今、担当のほうに指示をしておりますので、そこら辺で保育士が集まってくればというふうに思っております。

来年度からその方法で採用していくなればということで思っております。以上です。

○議長（坂梨公介君）ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

10番、田島議員。

○10番議員（田島敬一君）10番、田島です。

反対討論ですけれども、今、来年度予算に向けての予算編成ということで、いろいろ考えておられる時期での補正予算ということで、少し提案的なことになるかもわかりませんが、私たち議員一同と、また片島課長なども一緒に、長野県泰阜村に研修に行っていました。そこでは人生をトータルに考えまして、若いときの会社勤めの方でも、またお年寄り、国保に加入

して、またその先の高齢者なんかになりましてもトータルとして行政がいかに予防医療に努めるとか、また福祉を充実することによって例えば病院に行かなくても在宅で死ねるといような体制づくりということで、大変充実した予算配分をされていることによって、結局は例えば高齢者医療費も急降下して、大変安く済んでいるといようなことも、片島課長も帰ってこられていろいろな報告もされていることと思います。

また、現地の担当者もぜひ西原村に呼んで、話を聞こうではないかとか、いろいろと新しい発想が得られると思います。

そういったものが、当然補正予算で出てくるには時間が足りなかったかと思えますけれども、来年度予算に向けまして、せつかく話を聞いたならばそれを少しでも実になることで反映するといようなことでしていくべきではないかということから反対したいと思えます。

○議長（坂梨公介君） 9 番、宮田議員。

○9 番議員（宮田勝則君） 9 番議員、宮田です。

私は、賛成討論の側で討論したいと思えます。

先ほど、泰阜村のお話をされておられます。確かに、議会議員全員共感して帰ってきたところですよ。住民課長もそこに行かれて、同じような思いをしたのではなかろうかといところですが、確かに介護の保険料の、介護保険法の中でまず上限額が各介護度ごとでされておる中を一部オーバーする部分は村が全部見ますといお話のもとに頑張ってやられています。そういった中で、高齢者の医療費が相当下がってきて、国保のほうは安定した運営になっておられるといところの村でした。

ただ、そこに至るまでどういった方が携わったかといと、やはりその中枢におられる保健師さん、当時はまだ係長ではなかったと思えます。現係長ですけども、そちらがトップの村長に直談判をされて、その交渉の末そういうシステムができ上がって、予算体系もそういうふうに変わっていったと、その結果、医療費が落ちていき、国保も安定するようになったといところですよ。

今回の予算に関しては、それが反映できているかといとまだそういう状況ではありませんけれども、見るからにいろんな補助金を活用して、交付金等も活用して、満遍なく予算配分がされておると思えます。そういった中で、欲を言えば切りがないといところと、優先順位があると思えます。そういった形で、よその自治体のいいところはいち早く盗んでいかねばいけませんので、そういったことを来年度以降の課題としてといところで取り組んでいただければと思えます。

そういった形で、今回の補正予算に関しては何ら問題ないといことで、賛成討論といたします。

○議長（坂梨公介君） ほかにございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第53号、平成25年度西原村一般会計補正予算(第5号)について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(坂梨公介君) 起立多数。

よって、議案第53号は原案どおり可決されました。

お諮りします。日程の変更についてお諮りします。日程の順番を変更し、日程第17、西原村大字河原の灰床地区における開発行為についての参考人からの意見聴取の件を午後1時から審議したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 異議なしと認め、日程の順番を変更し、日程第17、西原村大字河原の灰床地区における開発行為についての参考人からの聴取の件を午後1時から審議することに決定しました。

暫時休憩します。

(午後 0時09分)

(午後 1時00分)

○議長(坂梨公介君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第17、参考人からの意見聴取を行います。

本日は、現在行われている河原の灰床地区における開発行為、そして今年の1月10日に河原地区大野原野の売却要求に係る経緯、背景などについてお尋ねしたいと思っておりますが、その前にお話を申し上げたいことがございます。

ご承知とは思いますが、特に灰床地区の開発については約3,200名の進出反対の署名が添えられ、進出と乱開発を阻止することを求める請願書が村議会に提出されたところであります。

そして、去る9月20日開催の第3回定例会において、この請願が採択されたところであります。この請願の採択を受けて、村議会として、河原灰床地区における開発行為に反対する決議が可決され、開発申請者の開俊久氏に送付したところであります。

なお、この村議会の決議の送付を受けていまだに何の対応も示されていないことは甚だ遺憾だと思っております。

さらに、こうした議会の動きと連動し、河原灰床地区における開発行為に反対する住民集会在開催され、参加者全員で進出反対の決議が採択され、今後全ての村民が一致団結して進出反対を貫いていくことが確認されたところ

でもあります。

山崎氏におかれましては、こうしたことを十分にご認識の上で私どもの質問にお答えいただきますようお願いいたします。

なお、本日は開発者の開俊久氏は欠席であります。全権委任を受けておられる山崎氏の本日の発言は開氏発言ということで受けとめてよろしいか、まず確認をいたします。

○参考人(山崎三男君) 結構です。

○議長(坂梨公介君) それでは、自己紹介とあわせて、確認いたしましたお答えをお願いいたします。どうぞ。

(参考人 山崎三男君 登壇 説明)

○参考人(山崎三男君) どうもお忙しい中、貴重な時間をありがとうございます。

私がきょう参ったのは、ここ、年を明けてからのことですが、当方といたしましては、個人の土地に関して伐採とか開発行為を申請しているところがございますけれども、何ら悪いことをしたという事実がないんですよ。何か周りの人が色眼鏡でこちらを見られて、非常に不可思議なことがたくさんあります。何かうちが悪いことをしたんでしょうか。何もしていないと思うんですが。それにもかかわらず、ああだこうだいっばい。

きょうのこの議決に関しても、この議会で議決された件です。議決されたにもかかわらず現地視察を行い、またきょう私は参考人としてこの場に今、ここにいます。これは普通逆じゃないでしょうか。審議する前にいろんな調査を行い、事情を聞いて、この議会の中で採決するのが本当の流れじゃないんでしょうか。私はそういうふうに思います。

今までたくさんいろんなことを言われ、書かれたことに対して、今まで何もしてませんでした、私は。しかし、黙って見ているのは余りにも度が過ぎると思うんです。余りにひどい。それに関してはうちも訴訟というのを十分考えています。ですから、きょうここにいらっしゃる方もそのことを踏まえ責任ある発言をし、私も責任ある発言をここでしたいと思います。

伐採にかかわり、したときも、3分の1の申請は許可が出ました。しかし、当方としては、初めから伐採という趣旨があったんですけれども、これは当時来たときに間伐でなくて主伐ですよということを申し出ればよかったですけれども、それもしなかった。これはもう私たちのミスだと思います。その後、主伐の文書を出しましたが、いまだかつて許可の文書は来ていません。

その間、県の振興課の人たちが10名、伐採に関する調査ということでお見えになりました。調査を受けました。ことしの10月28日です。約10名くらいの方がお見えになりまして、現地を見て、何か問題がありますかとお尋ねしたところ、帰り際に、いや、うちとしては何もありませんから、伐採の後はちゃんと植樹をしてくださいと、そういうふうに言われました。何ら問題が

なかったんです。ましてや個人の土地です。伐採の後、植樹をして、何が悪いんでしょうか。そこに自然公園をつくる、何が悪いんでしょうか。

私たち、何も悪いことしていない。じゃ、普通の人、民家の方たちは、山を切って植樹をする、同じことだと思うんです。それをああだこうだ、たくさん言われました。何か悪いこと、本当にしたんかどうか。

今までこの半年間の流れ、本当に嫌らしいことたくさんありましたよ。開発に際して井戸を掘りました。その間、その井戸の問題でも、ちゃんと業者が県に届けを出して、申請をして、井戸を掘りました。終わった後、この村役場から届け出ているのか何回も調査されました。こっちは県にちゃんとお伺い立てて、問題ないと確認しました。その井戸の問題でもまたありました。また県に報告して、問題ないですよと。3回目に県の方が、わかりました、私が現地に行きます。現地に来られました。そして役場の職員の方を呼ばれました。これが何が問題があるんですか、何も問題ないじゃないですか、県の方がおっしゃったんですよ。配管の人がただ井戸を掘っただけじゃないですか、これが何が違法ですか。県の方ははっきり言ったんですよ、役場の職員の方に。まして伐採した後に振興課の人たちが10名も来られた。現地調査に来られた。何もなかった。

そのことを踏まえてご審議願いたいと思います。お願いします。

どうもありがとうございました。

○議長(坂梨公介君) ただいま山崎氏からご説明いただきました。

それでは、これから各議員から質疑応答に入らせていただきます。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(坂梨公介君) ご異議がないようですので、参考人の方に質疑応答、一問一答方式でお願いいたします。

なお、議長から申し上げます。

時間の都合上、類似したお尋ねはなるべくしないように努力をしてください、各議員。

どなたからでも結構ですので、質問お願いいたします。

7番、林田議員。

○7番議員(林田直行君) 7番、林田です。

まず私から、このNPO法人自然を守る会について、自然を守る会は日本一の自然公園建設という開発構想のもとに、平成25年1月10日に、当西原村に対しまして河原地区の大野原野の売却を要求されました。そしてまた現在、灰床地区の、民有林でございますが、開発をされております。

それについて、なぜここの西原村の両エリアといいますか、原野と民有地あたりを建設予定地に選ばれたのか、またその経緯などをちょっとお尋ねしたいと思います。

まず初めに、西原村を建設予定地とされた理由はなぜかということで、この決定された情報といいますかルートなどは、どういういきさつだったのか教えていただきたいと思います。

○議長（坂梨公介君）どうぞ、山崎さん。

○参考人（山崎三男君）ルートというか、開俊久が熊本県人であります。そして、開というのは宝珠宗宝珠会ですけれども、あくまでも今回の件に関しては宝珠宗宝珠会は全く関係ありません。これは初めから言っておきます。開俊久が個人で土地を購入して申請した問題でありますから、宝珠宗は一切関係ありませんので、どうかご理解ください。

なぜここに、西原村にしたかということは、先ほど言いましたように、熊本県出身の方で、老後静かなところで生活したいという思いからであります。そんな中に、自分が今まで人生を送ってきた中で、いいことを、お金を残してもなんだから、みんなのために何かできることないかなということ、森林公園ということになりました。そして、この西原村がちょうどいいんじゃないかということで、西原村を選択したということです。

○7番議員（林田直行君）わかりました。

開氏の個人的な老後のためということでございますが、一応、村有地の大野原野もありまして、その売却というのが先に来ていた、その前の民有地の売却もあっておりますが、その中で、そういった構想は開氏そのものか、そのNPO法人によって計画されたのか、この両エリアを建設予定地として決定されたのはいつごろだったのかということですね。

○参考人（山崎三男君）でも、その件はもう終わっているんじゃないんですか。

その件について、もう売買しないということで終わっているんじゃないんですか。

○7番議員（林田直行君）ああ、そうですね。

それで、そういう計画をいつごろ立てたのかということですね、その後。両エリア、もう灰床地区も買って、個人的売却で老後の……

○参考人（山崎三男君）いつごろかと言われれば、灰床地区を購入して、その後です。

○7番議員（林田直行君）そうですか。わかりました。

それでは、もう1点ですが、この大野原野の売却要求の際には、うちの広報西原にもいろいろとまとめて載っておりますが、要求の際に村内外そして県外の国会議員からも相当な圧力があつたと聞いております。村当局に対して、なぜ国会議員に依頼をされたのかということをお伺いしたいと思います。

そしてまた、NPO法人自然を守る会に、さっきおっしゃられました開俊久氏は依頼をされておまして、国会議員とのつながりがあつて、そういうことでされていたんでしょうか。

- 参考人(山崎三男君) いいえ、関係ありません。
- 7番議員(林田直行君) そういうのは、どういうことで国会。
- 参考人(山崎三男君) だから、この件はもう終わっているんじゃないんですかと私言っているんです。売却しないということで、済んだ話をなぜぶり返すんですか。
- 7番議員(林田直行君) ああ、そうですか。  
そこがちょっと私たちとしては、団体が、何で国会議員まで来てそういう売却要求をされるのかというのは不審に思いますので。
- 参考人(山崎三男君) じゃ、一言で言います。
- 7番議員(林田直行君) はい。
- 参考人(山崎三男君) 日本一の自然公園をつくると、これは非常にいいことだと、そのことだけです。
- 7番議員(林田直行君) それに国会議員が賛同されてということでしょうか。
- 参考人(山崎三男君) そうということです。
- 7番議員(林田直行君) わかりました。
- 議長(坂梨公介君) ほかにございませんか。  
1番、坂本議員。
- 1番議員(坂本隆文君) 1番、坂本です。  
お聞きします。  
山崎さんと開俊久氏の関係について質問いたします。  
大野原野の売却申し入れの際に、新聞社の取材に対して、平成9年に解散した団体では開氏が会長、自分は筆頭理事として行動をともにしてきたが、現在は全く関係がないと、日本一の自然公園をつくろうと購入の申し入れをしたと回答されています。しかし、現在進められている灰床地区の開発では、開氏の指示のもとに貴殿が全権委任者として開発、伐採、造林を推進されたと聞いております。  
あなたは新聞社の取材に対して事実と違うことを言ったものになりますが、なぜ開俊久氏との関係を否定されたのかお聞きしたいと思います。
- 参考人(山崎三男君) 開俊久とどういう関係というんですか。
- 1番議員(坂本隆文君) 関係を否定されたのかを、新聞社の。
- 参考人(山崎三男君) 否定していませんよ。宝珠宗宝珠会とは関係ないと言っただけですよ。宝珠宗宝珠会とは関係ない。開俊久と関係ないなんか一言も言っていませんよ。
- 1番議員(坂本隆文君) じゃ、今、宝珠会とは関係ないということですが、開発のほうも全く関係ない。
- 参考人(山崎三男君) 関係ないです。開個人がやっていることですから。
- 1番議員(坂本隆文君) わかりました。
- 議長(坂梨公介君) ほかにございませんか。

6 番、山下議員。

○6 番議員（山下一義君）6 番議員、山下です。

灰床地区の山林改修についてご質問いたします。

山崎氏は、去る6月12日、今、山崎氏の最初の答弁の中にありましたように、開俊久氏より全権委任を受けて灰床地区の山林伐採届を村の産業課のほうに提出されております。提出し、協議することで、何ら怪しいことをしようと考えているわけではない、自然公園として再春館のウオークラリーのために遊歩道の整備を行い、現在、針葉樹のところを伐採して広葉樹の一部を植えかえる、その際、伐採や植林については泉田議員に任せてあるということで発言されております。

また、去る10月20日に、灰床地区における開発行為に反対する住民集会において、灰床地区の山林を売却した人から、再春館のほうから遊歩道をつくるから売ってくれないかということでしたので売りました、こんな大変なことになるとは思っていませんでしたなどと住民集会のときでも意見が出ております。後悔しておりますとの灰床地区の山林を売却された人から発言がされております。この件に対して村は再春館に対して確認をいたしました。再春館はこの件については一切関係ない、むしろ被害者であるというふうに再春館のほうからお答えをされております。

それに伴いまして、なぜ山林改修の際に再春館の名前を使われたのか。それから、再春館に対しての公式に謝罪をされたのか。また、この灰床地区の山林改修の行為者は誰が行ったのか明確に説明をお願いいたします。

○参考人（山崎三男君）再春館の話も出ましたけれども、全く当方からは何も言っていません。

ただ、再春館さんがマラソンコースに利用するようなことで、もともと自然公園ですから、どなたが出入りしても自由ですから、利用するのは構いませんと、これを言っただけです。

○6 番議員（山下一義君）すると、この山林改修についての話しかけは誰が持ってこられましたか。

○参考人（山崎三男君）その山林の売買ですか。

○6 番議員（山下一義君）はい。

○参考人（山崎三男君）私です。

○6 番議員（山下一義君）1人でですか。

○参考人（山崎三男君）いや、私1人ではとても無理ですから、泉田議員さんの協力を得て。

○6 番議員（山下一義君）2人でですか。

○参考人（山崎三男君）はい。

○6 番議員（山下一義君）2人で。

○参考人（山崎三男君）はい。



- 6番議員(山下一義君) 2人ですね。
- 参考人(山崎三男君) そうです。
- 6番議員(山下一義君) それでは、その際の再春館さんからのウオークラリーをつくるということは一切言っておられないわけですね。
- 参考人(山崎三男君) そうです。ただ、利用するのは構いませんと、これは言いましたよ。
- 6番議員(山下一義君) 再春館さんが利用されるかもしれないとも言っておられませんね。
- 参考人(山崎三男君) それも何も言っていないよ。
- 6番議員(山下一義君) 言っていないですね。
- 参考人(山崎三男君) はい。もともと出入り自由ですから、どなたが利用されても、うちは構いませんと。
- 6番議員(山下一義君) ですから、再春館さんが利用されるようなことは一切言っておられませんね。
- 参考人(山崎三男君) はい。
- 6番議員(山下一義君) 以上です。
- 議長(坂梨公介君) ほかにありませんか。  
10番、田島議員。
- 10番議員(田島敬一君) 10番、田島です。  
私は、大野原野の開発で当初開発責任者としてNPO法人自然を守る会というその名称を初めて聞いたわけですがけれども、その理事長山崎氏、あなたですね。
- 参考人(山崎三男君) はい。
- 10番議員(田島敬一君) 片や、それがぼしやったわけですがけれども、今度は灰床地区の土地買収者、開発責任者ということで、今度は開俊久氏の個人所有ということですね。
- 参考人(山崎三男君) はい。
- 10番議員(田島敬一君) 西原村が事情聴取をしましたときに、この2つの構想ですね、これは同じ一体的なものとして結びついているというような説明をされていますね。
- 参考人(山崎三男君) 意味がちょっとわからないんですけども。
- 10番議員(田島敬一君) 西原村があなたを呼んで説明を聞きましたでしょう。そのときに。
- 参考人(山崎三男君) 9月24日ですか。
- 10番議員(田島敬一君) はい。そのときに、この構想はそもそもからして一体的な構想であるというふうなことを言われたそうですね。
- 参考人(山崎三男君) 一体的な構想なんて多分言っていないと思いますよ。
- 10番議員(田島敬一君) いや、こちらではそういうふうには把握しているわ

けなんですね。

○参考人(山崎三男君)よかったら、そのときのテープは私とっていますから、証拠として出してもいいですよ。

○10番議員(田島敬一君)ええ。

○参考人(山崎三男君)多分そういうことは言っていないと思います。

○10番議員(田島敬一君)それで、今度はその財産ですね。NPO法人として、山崎さんは理事長ということでもありますのでお尋ねしたいんですけども、設立が12月3日ということでもいいですかね。

○参考人(山崎三男君)間違いないです。

○10番議員(田島敬一君)そのときに、私も鶴屋のパレアにありますNPO法人の情報閲覧所で確認しましたところ、その時点では資金0ということで、その後、多少お金の出入りはあっているようですけども、当初は0であったということで、これは一体どういうことかと思っておりましたら、村上貞廣議員が村長のもとに、開俊久氏個人の口座の残高証明ということで、20億円ということで提示されていますね。ということは、この開俊久氏が事実上の構想の開発責任者あるいは出資者というふうに理解できたわけですけども、間違いないですか。

○参考人(山崎三男君)それは間違いないです。

○10番議員(田島敬一君)はあはあ。

それで、NPOと個人ですね、NPOである、これは法人ですよ。それなのに個人と、個人の資産を提出されたということ、これはどういうことですかね。

○参考人(山崎三男君)売買した土地、灰床のほうですね。

○10番議員(田島敬一君)灰床のほうじゃなくて。

○参考人(山崎三男君)いやいや、だから説明しているんです。

あれは開俊久個人の土地です。

○10番議員(田島敬一君)そうですね。

○参考人(山崎三男君)そこにNPO法人が借りて伐採してそこに木を植えるという行為をやっているだけで、同じことです。

わかりますか。もし、もうこれはさっさできる話じゃないんですけども、上の土地を購入できたら、これだけの資産ありますよと。幾らお金がないのに買う買うと言っても、お金が、じゃ、どこにあるんだという話になったときに、いや資産はこのぐらいありますと、だからこっちの土地を購入しても資金はありますよということですよ。

○10番議員(田島敬一君)事実上の出資者ということなんですか。

○参考人(山崎三男君)土地の所有者がそうなりますから、そうでしょう。

○10番議員(田島敬一君)ということで理解したいと思います。

ということは、灰床地区で購入されている土地ですね、私たちが心配する

のは、結局NPO法人になるのか、開発がですね、現在は個人所有ということで土地は個人ですけれども、NPO法人との関係はどうなるんですか。

○参考人(山崎三男君) 誰との関係ですか。

○10番議員(田島敬一君) NPO法人と開俊久氏ですよ。

○参考人(山崎三男君) 関係ないでしょう。NPO法人はあくまでもNPO法人ですよ。

○10番議員(田島敬一君) けれども、今、事実上は出資者であるというようなことを言われた。

○参考人(山崎三男君) NPO法人は営利をしてはいけません。どなたからでも寄附を受けることできるんですよ。例えば議員さんでもいいんですよ。寄附いただければ寄附を受けることできるんです。営利はできないのがNPO法人なんですよ。非営利法人。問題ですか。営利を目的として事業をしてはいけません、NPO法人は。

○10番議員(田島敬一君) まあ、その答弁、わかりました。

それで、私も富士町とか金立町にあります施設に行きまして、このような「神様の集団」という本も開俊久氏ということを出しておられます。宗教団体ですね、宝珠宗宝珠会の事実上の本源と、神様ですね、ここに神様と書いてあります。無関係だと言われましたけれども、開俊久氏自身は宗教団体の本源であるということは認められますか。

○参考人(山崎三男君) それ間違いないでしょう。

○10番議員(田島敬一君) 間違いないですね。

○参考人(山崎三男君) それとこっちは関係ないでしょう、全く、今回の件とは。

○10番議員(田島敬一君) こちらは、それが、宗教団体の。

○参考人(山崎三男君) それは宝珠宗宝珠会は開俊久が本源ですから。でも、離れて一個人、開俊久としたときには、宗教関係ないと言っているんです。その意味わかりますか。つながって同じように見られては困るわけですよ。あくまでも離れて一個人としてこの売買をして、今、伐採を行っている状況ですよ。関係ないです。宗教とは全く関係ないということをはっきり言っておきます。

○10番議員(田島敬一君) いや、こちらはそれが心配で話をして。

○参考人(山崎三男君) 心配も何も、関係ないと私が言っているんですから。

○10番議員(田島敬一君) 事実上、人間のつながりが。

○参考人(山崎三男君) つながりはどう考えようと勝手ですけれども、私ははっきり関係ないということをここで言っているんですから、関係ないと言ったら関係ないでしょう。

○10番議員(田島敬一君) 山崎三男氏自身は宝珠宗宝珠会と関係がありますか。

○参考人(山崎三男君) 職員ですけれども、NPO法人として、また宗教は関係ありません。

○10番議員(田島敬一君) 宗教団体のどのような職員ですか。

○参考人(山崎三男君) 一職員ですよ。

○10番議員(田島敬一君) 一職員と言われてはいますけれども、これまで裁判が行われてきましたですね。それだけで。

○参考人(山崎三男君) 今回のこれは関係ないでしょうと。きょうは何で呼ばれたかご存じですか、私がここに。

○10番議員(田島敬一君) 判決がおりにいるんですよ。

○参考人(山崎三男君) だから、終わった話でしょうというの。もう裁判があつて、行われて、全部賠償責任も終わっている。これ何の関係があるんですか、この場で。きょう私が来たのは、ここにありますがけれども、今後の事業計画についてのことを参考人として私はここに来たわけですから、何の関係があるんですか、そのことが。

○10番議員(田島敬一君) 私に取り寄せました判決文では、宝珠宗宝珠会の副会長となっていますけれどもね。

○参考人(山崎三男君) 当時でしょう。もう十何年前の話でしょう。今のここに持ってこられても迷惑ですよ。この場とは審議違うでしょうと私は言いたいんですよ。今それをここで審議するところじゃないでしょうということをお願いいたします。

○10番議員(田島敬一君) ここは。

○参考人(山崎三男君) 私は、さっきも。

○10番議員(田島敬一君) お尋ねする場ですから。

○参考人(山崎三男君) きょうは、いいですか、読みましょうか。

私がここに来たのは、ここ書いてありますよ。西原村大字河原の灰床地区における開発行為の今後の事業計画についてお伺いしたいということで私は来たんです。関係ない話はやめてください。

○10番議員(田島敬一君) 関係ありますよ。

○参考人(山崎三男君) それはあなたが思うんでしょうが。

○10番議員(田島敬一君) だから、お尋ねしているわけですよ。

○参考人(山崎三男君) だから、そのことに一切お答えしません、私はもう。関係ない話には応じることができません。

○10番議員(田島敬一君) はい、終わります。

○議長(坂梨公介君) ほかにございませんか。

2番、中西議員。

○2番議員(中西義信君) 2番、中西です。

3つほどお尋ねします。

おたくにとっては、ご意見は言われますけれども、やっぱり村民は心配で

すものですから、どうしても聞かなければなりません。

自然を守る会ですね。先ほども話が出ましたけれども、12月3日設立。そういうのが、ことし来られていますよね、1月10日に。原野の申し入れの件はもうおたくにとっては、先ほどから何回も終わった話とおっしゃられますけれども、やっぱり直前の前の月に設立、できたのはそのためではないのかという。

○参考人(山崎三男君) 違います。そのためではありません。

○2番議員(中西義信君) 1カ月しかないものですから、やっぱりそういうのは思います。

○参考人(山崎三男君) はい。

○2番議員(中西義信君) わかりました。

では、活動エリアですね。今後というか、今現在というか、西原村以外にも考えられておられるのか、自然を守る会としてですね。また今後、おたくも今言われた、どんな活動を考えておられるのか。

○参考人(山崎三男君) 2点にお答えしてよろしいですか。

○2番議員(中西義信君) はい。

○参考人(山崎三男君) 今現在、伐採は中止になっていますけれども、あそこを桜、モミジ、カエデ等を植えて、自然公園をつくりたいと、今のところ、そこだけです。ほかにどうのこうのいう計画はありません。1カ所だけです。

○2番議員(中西義信君) 村外は。村外。村以外。

○参考人(山崎三男君) 村外がないという、今のところ。

○2番議員(中西義信君) 今のところ村内だけ。

○参考人(山崎三男君) はい。

○2番議員(中西義信君) わかりました。

では、最後にもう一つ。

自然を守る会に、元議長さんで議員であります泉田さんが役員になっておられます。この経緯をちょっと伺っていいですか。おたくが要請されたとかどうなのかという話と、また、どういう仕事をお願いされているとか、具体的に幾つかお願いします。

○参考人(山崎三男君) 泉田議員は、ご存じと思うんですけども、木が非常に好きな方で、非常に詳しいんです。この土地に関してもいろいろお世話になっていますので、ぜひNPO法人の理事になっていただいて、協力というか活躍していただきたいという趣旨からお願いしました。

○2番議員(中西義信君) じゃ、山崎さん個人の。

○参考人(山崎三男君) はい。

○2番議員(中西義信君) ああ。では、地主である開さんではない。

○参考人(山崎三男君) はい。

○2番議員(中西義信君) わかりました。

○議長（坂梨公介君）ほかにございませんか。

4 番、西口議員。

○4 番議員（西口義充君）4 番議員、西口です。

私は 2 点ほど質問をさせていただきます。

まず、灰床地区の具体的な開発計画についてお願いします。

この灰床地区開発構想は日本一の自然公園建設ということになっていますが、整備の方針・内容も二転三転するなど定まっておりません。また、開発関係者の株式会社宝珠製作所の境美由紀取締役の話によりますと、今後は、計画している売店などの箱物は建設をしない可能性もあるという発言もされているようでございません。このように、いまだまだ明確な事業計画も提出されず、不透明で不可解な部分が我々には多いわけございません。

また、日本一の自然公園建設と言われましても、要らぬ心配ではあるでしょうけれども、決して眺めもよくないし、山の中で果たして何人の方々が来るのか。また、印刷工場といっても、なぜあの山なのか、利便性のいい市内ではいけないのか。さらに、自然公園の入場料、使用料が全て無料ということをお聞きいたしました。どう考えても費用対策面から、採算面から見ても、不審に我々は思うわけございません。こうしたことから、この構想の推進には大きな問題がすんでいると私は思わざるを得ないところであります。

この日本一の自然公園建設構想の最終的な目的は何であるのか。この自然公園でどういう活動をされようと考えておられるのかをここでお聞きしたいと思ひます。よろしくお祈ひします。

○参考人（山崎三男君）趣旨がよくわからないんですが、まず東茶屋、これはつくりません。はっきり言ひます。つくりません。よろしいでしょうか。

○4 番議員（西口義充君）はい。

○参考人（山崎三男君）そして、最終目的、自然公園をつくるだけですよ。ほかは何の目的もありません。ただ単に自然公園をつくるだけ。

○4 番議員（西口義充君）じゃ、建物は全くつくりないということですか。

○参考人（山崎三男君）だから、東茶屋はつくりない。工場は、申請は、許可が出ないからつくりえないじゃないですか、今の現実としては。開発申請はしてひますけれども、全然ストップしたままでしょう。

○4 番議員（西口義充君）あの山の中にボーリングを県の許可を受けてされたということでお聞きしましたけれども、今やめておられませんけれども、今後あのボーリングは続けられていくのか。

○参考人（山崎三男君）だから、開発の許可が出ないのに、あの井戸を引っ張っても何の使いようがないじゃないですか。だから何もしてひないんですよ。掘っただけにしているんです。

○4 番議員（西口義充君）じゃ、わかりました。その 1 点は結構です。

次に、灰床地区の山林伐採がされまして、8 月 25 日、大雨が降りまして、

下の農地などに大きな災害をもたらしました。山崎さんも地元の方に申しわけないということでお見舞いに行かれたと思いますけれども、その後、8町ほど、また10月ですかね、開発申請を村に出されておりますけれども、それも全伐。

あの山一体は、灰床集落の上に山があるわけでございますけれども、非常にあそこは県の地すべり危険地帯ということで大変危険な山林でもございます。山の集落の上にちょっと井戸がありますけれども、私も確認しましたけれども、水の音が流れているのを確認しております。非常に軟弱なところでもございます。そういう山林を開発して、伐採で災害が関係して起きたということで、そういう災害が起きた場合、どのように集落の方に賠償責任をされるのか。今の日本、いつどこで災害が起こるかわかりません。そのような対処方法を考えておられるのかお聞きしたいと思います。

○参考人(山崎三男君) こちらもちょっと質問があります。

うちが木を切ったからあの災害が起きたということをお願いいたいたいですか。

○4番議員(西口義充君) ブルーベリー畑とか、あそこは、はい、そうです。

○参考人(山崎三男君) うちが切ったから災害が起きたと。

○4番議員(西口義充君) 土石流が、はい。

○参考人(山崎三男君) 間違いないですね。

○4番議員(西口義充君) 木がないから、はい。私が写真持っておりますので、当日、私が全部写真撮りました。

○参考人(山崎三男君) 危険箇所については、私は県庁のほうに行って、どこまでが境なのかということ。

○4番議員(西口義充君) 災害が起きたところは危険箇所じゃありませんでしたけれども、その山の。

○参考人(山崎三男君) いやいや。だから、さっきおっしゃった、もうその件は終わったんです。

じゃなくて、どこが危険箇所かという県の指定を受けているんですね、あそこ、一部。

○4番議員(西口義充君) はい、受けていますよ。

○参考人(山崎三男君) それは、私が県に行って、ちゃんと産業課長さんのほうに渡しましたよ、どこがどこ、地図でこの境界線が県の指定した災害危険地区ですよということを、私、県の人にお伺いしました。もしそこを木を切るのであれば、県の出先のほうの振興課に行って、これは、もしそのときはお尋ねしてください、指示があろうと思いますからと聞いています。そのことも産業課長さんにはちゃんと申しました。

○4番議員(西口義充君) ああ、そうですか。そこは確認の上、お願いします。私は以上です。

それから、災害が起きたときはどのように対処されますか。もしも、もし

ものとき。

- 参考人(山崎三男君) じゃ、このままの現状で災害が起きた場合は、どうなの、うちの責任ですか。
- 4番議員(西口義充君) 山林の伐採によってという。
- 参考人(山崎三男君) 明らかにそれが証明できれば、うちの責任でしょうし。それは一概に言えないんじゃないですか。全体を調べてみてやらなきゃわからないことじゃないですか。
- 4番議員(西口義充君) もしもということがありますので、一応お聞きをしたいと。
- 参考人(山崎三男君) それは言い訳じゃない。先ほど議員さんは、前回のあれは、うちが伐採したからあそこの被害が出たんだとおっしゃっていますよね。これ間違いないですよ。
- 4番議員(西口義充君) はい。
- 参考人(山崎三男君) そのことは今後も考えられるということをおっしゃっているんですね。
- 4番議員(西口義充君) はい、そうです。
- 参考人(山崎三男君) それは今後どうなるか、こちらとしては被害が出ないように対策はしたいと思えますけれども、それ以外は言いようがないです。
- 4番議員(西口義充君) 以上です。
- 議長(坂梨公介君) ほかにございませんか。  
5番、上野議員。
- 5番議員(上野正博君) 5番、上野です。  
今までの質疑を聞いておまして、まとめてお伺いいたします。  
宗教団体が進出すると断言はできないが、進出しないという保証もない。この灰床地区の開発には、裁判で損害賠償の支払い命令を受けた反社会的な宗教団体、そして、あなたを含め、その関係人物が携わっていることから、村民は大変な不安と疑いを持っている。もし今後、宗教関係の施設が建設され反社会的な宗教的活動がなされることになれば、河原地区はもとより村がイメージダウンし、村の発展どころか衰退につながるものが危惧される。断じてそのようなことはしないとここで断言し約束することができるのか、それとも、冒頭議長の話にもあったように、今後全ての村民が一致団結して進出反対を貫いていくことが確認されている中で、それでも灰床地区を開発し進出する考えは変わらないということなのか、はっきりとさせてほしいと思います。明確にお答えをお願いします。
- 参考人(山崎三男君) 開発開発と言っていますけれども、じゃ普通の農家の方が、民家の方が伐採をして植林する、これも開発ですか。私、聞いているんです。
- 5番議員(上野正博君) おたくのほうの場合には、規模が大き過ぎて3町余



りの。

○参考人(山崎三男君) だから、規模の問題じゃないでしょう。

木を切って植林するのが開発ですかと私は聞いているんです。

○5番議員(上野正博君) 最初は間伐申請だったんでしょう。

○参考人(山崎三男君) だから、それも。これ言い出せばもうもっとややこしくなりますけれども、当初、産業課の南利係長と話をして説明しました。こういうふうに自然公園をつくるんだと。間伐なんか一言も言っていませんよ。まして私が出した報告書の中には間伐一つもないですよ。

○5番議員(上野正博君) 間伐申請で来て全伐されたでしょう。

○参考人(山崎三男君) だから、聞いてください。私が初めてこの役場に来て申請書を書きました。でも、わからない部分があったんです。住所とかはわかりますけれども、中にどういう木があって、何年だとか、どういうのを植えるとかわからなかったから、担当者の人が私がやりますということで、じゃよろしくお願ひしますって帰ったんです。頼んで返ってきたのが間伐の許可だったんですよ。これ書類見たらわかります。どこの間伐って、書いてくれたのは、これ役場の職員ですよ。私の出した報告書の中には。

○5番議員(上野正博君) じゃ、おたくたちはそれを全伐申請されたんですか。

○参考人(山崎三男君) だから、説明のときにそういうふうに、南利係長さんには提出する前にお話をして、ここにこういう自然公園をつくります、それで申請書を書きました。でも、中にわからない部分がありますので、住所とかはわかりますけれども、植林に対していろいろ書くのがあるので、担当の人が私はここはやりますからと言うから、じゃわかりました、よろしくお願ひいたしますと帰ったんですよ。そして書類が提出されたんです。それで来たのが、間伐で許可が来たんです。そして、ことしの8月に伐採停止が来ました。その後、9月28日に、じゃ主伐でお願いしますってまた書類を出しました。9月28日です、出したのは。主伐の申請したのは。いまだ、2カ月ちよっとたちますけれども、何ら返事はありません。

○5番議員(上野正博君) じゃ、どうして伐根までされたんですか。

○参考人(山崎三男君) 伐根、さっき言ったように、県の方が来て現地を見て、許容範囲だから何もない、悪かったらしますよ、罰金を取られるはずですよ。何もないんですよ。わざわざ県の方、十何人来たんですよ、現地に。現場を見て、今後私はどのようにしたらいいですかと。課長補佐の方が来られました、責任者の方が。そしたら、いや、このまま植林を続けてください、うちはいいですよということ言われました。何の伐根が関係あるんですか。

○5番議員(上野正博君) それはもう乱開発でしょうが。

○参考人(山崎三男君) じゃないです。伐根をということ言われてきたんで、現地を視察したんです。でも、これは違法まで至らないということでお帰りになられたんです。現地見てくださいよ。県の方わざわざ来て調査したんで

すから。

- 5番議員（上野正博君）じゃ、わかりました。この答弁をお願いします。
- 参考人（山崎三男君）何の答弁ですか。
- 5番議員（上野正博君）今の答弁です。これを無視して、今、灰床地区において開発を進めていくのか、それともやめるのか、はっきりここで断言してください。
- 参考人（山崎三男君）許可が出ないのに伐採できないでしょう。だから、言っている。9月28日に主伐の申請はしました。許可が出ないのに、どうして切れるんですか。するもしないも関係ないじゃないですか。じゃ、それ無視して切れって言うんですか。そしたら、やるというしか答えがないじゃないですか。
- 5番議員（上野正博君）じゃ、3町余り伐採しているのは、おたくはもう全然悪いとは思ってはいないわけですか。
- 参考人（山崎三男君）だから、初めから言っているじゃないですか。確かに悪いですよと、それも。間伐で来たのに全部切ったのは、これはうちの非です、明らかに。これもうどう言い逃れもできないことだと思う。でも、その前、先ほどと同じじゃないですか。私が出した文、じゃ見たことありますか。間伐なんか一言もないですよ。役場に出している書類がありますから、見てください。
- 5番議員（上野正博君）じゃ、その後、8町を全伐申請されたのはどういう。
- 参考人（山崎三男君）だから、木を切って公園をつくるためじゃないですか。本来の目的を達成するために申請したんですよ。あそこに自然公園をつくりたいから申請したんです。間伐が違法だと言われるから主伐に訂正し直して出ただけですよ。何が悪いんですか。間伐で違法だ違法だと言っているのは皆さんじゃないですか。だったら主伐に訂正し直しただけですよ。それが何で悪いんですか。いまだかつて、2カ月過ぎていますがけれども、何の許可も出ません。
- 5番議員（上野正博君）でも、ことし、あの全伐のおかげで水害。
- 参考人（山崎三男君）さっきの方と同じ質問じゃないですか。
- 5番議員（上野正博君）同じだけどね。
- 参考人（山崎三男君）2度もしないでください。さっき議長さんが言ったじゃないですか。
- 5番議員（上野正博君）じゃ、わかりました。  
じゃ、もう、やめるということはないということですね、この計画。
- 参考人（山崎三男君）だから、許可が出ないのに推進するわけにいかないでしょう。許可が出たら伐採して、そこに植林してちゃんとやっています。
- 5番議員（上野正博君）わかりました。失礼しました。  
終わります。

○議長（坂梨公介君）時間も来ておりますが、どうですか。

9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）9番議員、宮田です。

1年1カ月ぶりぐらいですかね、お会いするのが。私は2度ほどお会いしていますけれども、その当時は前段の質問の中で全て諦められたということ、こちらにも議会議決があるからその話はしてくれるなということですので、当時はそういう話をした経緯をはっきりと覚えておりますが、今回の申請の中で、開俊久、宗教の中では本源というお話もありましたけれども、の土地に、山崎さん率いるNPO法人が伐採の届け出を出されたという過程において、届け出のときに、まだ当然特定非営利団体を設立、私も名刺もらいましたが、10月だったですね、名刺もらったのは。そのときは自然を守る会としてこういった活動をしていきたいというところで、一部共感したところもございません。買収についてはまず無理でしょうと言った経緯も覚えておられますですかね。

いった中で、私有地を今回、開発に向けて、3町ほどはされておりますけれども、その申請の中で、この申請がまだできているのかできていないのかというお話が、正確には12月に特定、今、自然を守る会が昨年12月に正式に認められて設立されたわけですが、その前の団体はまだ設立前ですよ。

○参考人（山崎三男君）そうですね。

○9番議員（宮田勝則君）ここは提出は、要するに本来だったら、またその登記後にやられて、提出、最新の版はされておると思いますが、当時何で差しかえがなかったのかなと思うんですね。

それと、今後、皆さん心配されるところは山崎さんも十分、少し今日お話を聞かれてわかったと思えますけれども、やはり開先生とNPO法人の山崎さんが代表される自然を守る会、個人的な付き合いと完全に否定はされませんでしたけれども、やはり地主が開先生、やられるのが山崎さん。山崎さんの部下が、その団体の方が大分含まれております。みんながその辺で心配しとるわけです。やっぱり否定をされても、私もそうですけれども、金は俺が出す、俺が土地、何で村から言われる必要があるかと言われりゃ、それかもしれませんが、村民として、一人として、そこに一生、開先生が、1000歳まで生きられるわけじゃないんですけれども、子どもさんもおられるといった中で、山崎さんも年齢的にはあと二、三十年、もう大分高齢になってくると思います。そういった中で、自然とその団体の方、1つの目的を過ぎたら団体は完成しましたと終わるわけです。個人の所有になっていくのかと思えますけれども、その親族の方が国に寄附されるか宗教に寄附されるか自由でございますけれども、その辺まで心配しているのが私たちです。

その辺ですね。計画が今現在の計画としては宗教色を出さないでいこうと

いう姿勢も見えております。しかし、やはり開先生が土地を所有されとるといことで、そこが一番ひっかかるわけですよ。個人を代弁してきょう来られるといことでしたら、今後の計画が、3町でとまるか残りの8町までいくかは行政もかわりますのでわかりませんが、山崎さん本人として、公園ができました、できた段階で今のNPO法人の立場をどう考えているのか、それは代表ですのでお答え願いたいと思います。

○参考人(山崎三男君) NPO法人はそのまま継続してその維持管理をやっていくつもりです。ずっと。

○9番議員(宮田勝則君) それでしたら、当然そういうお答えが来るだろうと思いましたが、開氏の代弁者でもあるというふうにはきょうは冒頭お聞きしておりますので、今後の土地、開先生も66歳というところで、100歳まで生きて、私どもからいったらあと少しといったところになるかと思いません。その後、開先生はその土地を、隠居として、冒頭、老後の生活のため、ゆったりとしたいという気持ちはよくわかります。私も年が80ぐらいになったら、山の中でゆったりして暮らしていけたらいいなと思うんですが、先生はそれができる資金も持っておられるといことで、その後、個人の土地がどうなるのだろうとみんな不安に思うわけですよ。そのときは宗教色を出さないといことで、それが自分の、当然部下が全部おるわけですよ、信者が。

○参考人(山崎三男君) 今ここで言えることは、今のところ宗教色は出さないといしか答えようがありません。

○9番議員(宮田勝則君) 将来はやっぱりわからないというふうには。

○参考人(山崎三男君) 将来のことはわかりません。

○9番議員(宮田勝則君) わかりませんですね。息子さんもその宗教団体のトップにおられるといことで、その辺でやっぱり、個人はそう思ってやられとるかもしれませんけれども、そういう不安があるわけですよ。その中に建物が、個人住宅ならそこに建てて、自分の目の届く範囲、散歩で歩く範囲、年の66歳、元気かもしれませんけれども、どう考えてもあの3町で土地は足りやせんかと。

○参考人(山崎三男君) 私と開が生存している間は、間違いなく現状のままでいきます。その後のこと、そこは責任を持って発言できません。

○9番議員(宮田勝則君) 責任は持てないといことですか。

○参考人(山崎三男君) それはそうです。わからないじゃないですか、先のこととは。

○9番議員(宮田勝則君) いや、例えば息子さんがおられるですたい。当然、息子さんのほうにも権限が、法律上の権限は出てきますので。

○参考人(山崎三男君) 先のことまではここでは私ははっきり言ってわかりません。

- 9 番議員（宮田勝則君）その辺はやっぱり個人のところというか。
- 参考人（山崎三男君）でも、言えることは、生存している間は出さないと、これは約束できます。
- 9 番議員（宮田勝則君）今のNPO法人の団体を組織するとき、途中ちょっと名前の変更はあったにもかかわらず、知りませんが、やはり山崎さんのところの宗教の役員の方、ある意味、上層部の方ですたいね。ちょっと名前をお見受けしています、見られています、登記上ですね。普通で言うと、個人的な付き合いの中で山崎さんもこの趣旨のもとでやられておるということでしたら、なぜそういう宝珠宗の中の役員の方が、これを積極的に採用したとまでは言いませんけれども、一般の方とか、されなかったのか。やはり友達がほかにいなかったと言われればそれまでですけども、大分山崎さんもいろいろ若いころからいろんな、こういう宗教に入る前は仕事をされとると思います。そういった仲間もおられるでしょうし、大分の出身ということで大分の方もおられると思います。こういった方を、同じ思いを持たれる方と言われてしまえばこの方たちなのかなと理解するところもありますけれども、役員に決めるときに、お金は出すけど口は出さんでくれと多分言ったかもしれません、山崎さんもですね。
- 参考人（山崎三男君）そんなこと言いませんよ。
- 9 番議員（宮田勝則君）開さんの意向が非常に強かったのか、その辺はちょっとお聞かせ願えればと思います。
- 参考人（山崎三男君）やはり目的を達成するために一緒にやりたいという意思があったから、そうしたまでです。
- 9 番議員（宮田勝則君）そこまで聞いて、個人的なつながりの中でやられとるけれども、やはり少し開さんの意向が非常に強くて、その部下である山崎さんとかこの方たちが。
- 参考人（山崎三男君）だから、そもそもこれは私が言い出したことなんです、本来は。自然公園をつくろうというのは私が言い出したことなんです。
- 9 番議員（宮田勝則君）はい。山崎さんが言われて、当時の直属上司というか、あなたの崇拝する開先生に言うたら、開先生がそれええなど、俺が全部ば出すけん、おまえやってみろと。
- 参考人（山崎三男君）賛同してくれたんです。それはいいことだからやろうと、それだけです。
- 9 番議員（宮田勝則君）聞きたいことはそんな感じなんですけれども、山崎さんがやはりなかなかやりたいことを進めるのが今は非常に難航しておるのも、自分たちが災害等も起こして、一部やはり名前を伏せておられたというところもあると思うとですよ。私。
- 参考人（山崎三男君）全然伏せていませんよ。
- 9 番議員（宮田勝則君）山崎さんは名前を伏せていませんから。やっぱり開

さんのことを伏せられたというところもあって、皆、不審を。

- 参考人(山崎三男君) いや、何も伏せていませんし。
- 9番議員(宮田勝則君) いや、伏せられとって、宝珠宗宝珠会の本源の名刺なんてもらったこともないですね。
- 参考人(山崎三男君) 会ってもいないのに、それは。
- 9番議員(宮田勝則君) やはり最初会ったとき、私の実感としては、人相も山崎さんはそんなに悪くないし、いい男で、これはちっと信用できる方かなと思ってお話をしたところですけども、やはり裏に開先生がおられるということで非常に不安感があると。当時の20億円の肥後銀行大津支店にお金を預けられておる名義を見せてもらいました、当時ですね。開俊久さん。もう聞きましたですよ。開さんはどういう方ですか、会社の役員の、株主とか株の配当金で来られる方ですかと言うたら口を濁されたという経緯がありましたので、それが何か嫌だったのかなって思いがありますけれども。
- 参考人(山崎三男君) 私は記憶がありません。
- 9番議員(宮田勝則君) まだ1年2カ月前ですわ。
- 参考人(山崎三男君) いや、1年前はわかりませんよ。
- 9番議員(宮田勝則君) ええ。あそこの益城町の。
- 参考人(山崎三男君) いや、お会いしたのは覚えていますよ。
- 9番議員(宮田勝則君) 2回お会いしとつとことでしょう。
- 参考人(山崎三男君) どんなお話をしたかは詳しくは覚えていません、一字一句までは。
- 9番議員(宮田勝則君) 開さんに関してちょっとお聞きしたんです、そのとき。そのときにそういうお答えが明確じゃなかったんですよ。そういった方だと思ってくださいだったんですよ。だけん、こちらは何か会社の役員の方かなと、そのぐらいだったら、株主配当関係で。
- 参考人(山崎三男君) それはもう思うのはご自由ですから、どうぞ。
- 9番議員(宮田勝則君) やはりそうじゃなかったということで、非常にその辺は、山崎さんに対しても何じゃらほいと思ったんですよ。わかりますか。
- 参考人(山崎三男君) わかりません。
- 9番議員(宮田勝則君) お互い個人ですから考え方それぞれ違うでしょうけれども。
- 参考人(山崎三男君) そのとおりだと思いますね。
- 9番議員(宮田勝則君) やはりそういった形を受け取るのは私だけじゃないと思うとですよ。開さんをやっぱり隠されてきたと。こっちは堂々と名義変更されたけれども、その辺は当初対象じゃなかったのかなという。
- 参考人(山崎三男君) だって、名義も全部、開俊久でやっているじゃないですか。隠し事なんかするわけないです。
- 9番議員(宮田勝則君) それは確認しましたので。当初、壮大な計画のとき

はそうじゃなかったのかなど。開さんを伏せられてきて。

- 参考人(山崎三男君) そういうつもりはこっちは全くありません。
- 9番議員(宮田勝則君) 行ったり来たりで話は平行線のような状態ですので、これ以上言いませんけれども、やはり、佐賀のほうも私見させていただきました。そこにおられる人たちは決して悪い方じゃないと思いました。しかし、やはりトップ並びにトップ役員の方がゴーを出したときにどういった形になるかというのが非常に不安が私どももありますので、宗教色は出さないのは山崎さんが生きとる間、開俊久さんが生きとる間と、ここまでしか確約もらえませんでしたので。
- 参考人(山崎三男君) そこまでしか言いようがありません、今のところは。
- 9番議員(宮田勝則君) 後のときは普通一般の方もずっと入れるけれども、宗教のこの法人の方も当然どんどん入ってきていいという解釈に逆に言うようになったのかなと思いました。
- 参考人(山崎三男君) それはもう考え方は自由ですから。うちはオープンでやっていますから、どうぞ。
- 9番議員(宮田勝則君) それで私の質問を終わらせていただきます。
- 議長(坂梨公介君) 7番、林田議員。  
ちょっと時間来ています。
- 7番議員(林田直行君) 時間も大分超過しておりますが、大体みんな意見が出尽くしたかな、聞くことがあったかなと思ひまして、最後に確認ということで、よろこびますか。
- 議長(坂梨公介君) はい、どうぞ。
- 7番議員(林田直行君) 一応NPO法人、自然を守る会ですね、は自然公園をつくるということで、今後も活動をするというようなことを言われておられて、開氏が今、13町ぐらい買っておられる。今後もまた買われるかもしれません。これは個人のことだからわかりませんが、その場合もそれに準じて法人は開発といいますか公園をつくっていくというような解釈のもとでよろこびますか。
- 参考人(山崎三男君) いや、それは違うと思いますよ。
- 7番議員(林田直行君) 一応現在までの土地という、申請をされとるでしょう、8町。そこまでというところで考えとってよろこびますか。
- 参考人(山崎三男君) 今現時点はもうそこしかないですから。
- 7番議員(林田直行君) それを買ひ求められて拡張したならば、そこまでも行くかもしれないという含みがあるわけですね。
- 参考人(山崎三男君) 場所によりけりですよ。
- 7番議員(林田直行君) そうですね。
- 参考人(山崎三男君) あっち転々、そんなことはしません。
- 7番議員(林田直行君) 一応そうなれば、引っつけば開発もやるかもしれな

いという確認でよろしいですか。

○参考人(山崎三男君) だけど、あの地域からすれば危険地域が多いので、あれ以上上げるとかは多分無理だと思います。現状おわかりでしょうか。

○7番議員(林田直行君) はい、わかっています。

○参考人(山崎三男君) あれ以上上げるのはちょっと無理だと思います。

○7番議員(林田直行君) 断言的にはできないかもしれないが、もう現在で終わるといふような。

○参考人(山崎三男君) はい、一応予定はですね。

○7番議員(林田直行君) 予定ですね。

○参考人(山崎三男君) あれ以上上げることできないと思います。

○7番議員(林田直行君) それで、そこで自然公園で、オープンと言われますと、私たちも村民も行って、いろいろ、開放的なというんですかね。

○参考人(山崎三男君) ああ、どうぞいらしてください。

○7番議員(林田直行君) いや、オープンといいますか、どういう方向で構想を、まだ木を植えるだけじゃなして何も見えとらんとですね。

○参考人(山崎三男君) 木は、これはもう10年後、やっぱり20年後、30年後になると思うんですけれども、春には桜が咲いて、皆さんが来られて、心癒していただければ、それでいいかな。秋には紅葉を見て、また心を癒していただければいいかなと。

○7番議員(林田直行君) そういうところが構想で、そういう紅葉の時期、桜のあれを村民、住民の皆さんに癒しを求める場所にするということでございますか。

○参考人(山崎三男君) はい、結構です。

○7番議員(林田直行君) それで、先ほど断言はできないと、私たちが死んでからはということで、宗教関係ですね、そういうのも死んだ後はわからないというところで、私たちも認識して、断言された。

○参考人(山崎三男君) 今言えるのは、それしか私は言えないですから、そういうふうに言っているんです。しないかもしれないですけども。

○7番議員(林田直行君) わかりました。開発の構想と時期あたり、おたくたちがおられる間というような感じの約束という確認でございますね。

○参考人(山崎三男君) だから、どっちもするかもわからないし、これしないかも、これはわかりません。

○7番議員(林田直行君) わかりました。

○議長(坂梨公介君) それでは、時間も来ておりますので、ここで山崎氏に退席をしていただいて、意見交換、いわゆる意見聴取、質疑応答を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

暫時休憩いたします。

(午後 2時04分)



(午後 2時15分)

○議長(坂梨公介君)休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第11、議案第54号、平成25年度西原村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

内容の説明を住民課長に求めます。

(住民課長 片島信幸君 登壇 説明)

○住民課長(片島信幸君)議案第54号につきましてご説明いたします。

議案第54号、平成25年度西原村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)。

平成25年度西原村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,268万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億1,065万5,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年12月10日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容につきましてご説明申し上げます。

6ページをおあけください。

まず、歳入予算でございます。

款3国庫支出金、項1国庫負担金及び款6県支出金、項1県負担金の高額療養費共同事業負担金、これおのおの107万7,000円の増額補正でございます。これは、市町村が国保連合会に納付する高額療養費共同事業拠出金に対し、おのおの国・県とも4分の1の負担でございます。

次に、款4療養給付費等交付金、項1療養給付費等交付金、こちらに1,383万5,000円の増額補正をしております。

款5前期高齢者交付金、項1前期高齢者交付金、こちらに現年度分の交付決定に伴います669万8,000円の増額補正をしております。

歳入につきましては全て交付金等の交付決定に伴うものでございます。また、後で確定ということになりますので、次年度以降にその精算が行われます。

次に、7ページの歳出予算でございます。

款2保険給付費、項1療養諸費、この目1一般被保険者療養給付費に700万の増額補正、目2退職被保険者療養給付費に1,400万円の増額補正、目3一般被保険者療養費に50万円の増額補正をしております。目2の退職被保険者療養給付費につきましては、9月の定例会の折も増額補正をお願いしたところでございますが、その後に100万点超えのレセプトが提出なされております。1点当たり10円になります。その件での今回の増額補正になっており

ます。

款 2 保険給付費、項 2 高額療養費、目 2 の退職被保険者高額療養費に216万円の増額補正をいたしております。

款 7 共同事業拠出金、項 1 共同事業拠出金、こちらに300万円の増額補正をいたしております。これは先ほどの歳入と連動してまいります。

款11諸出金、項 1 償還金及び還付加算金、こちらの目 1 一般被保険者保険税還付金、これにつきましては税務課のほうでの対応になります。平成24年度の更正の請求と確定申告に伴います過誤納の還付金になります。目 3 の償還金、こちらに1,453万4,000円の増額補正をいたしております。こちらは、平成24年度の療養給付費等の額の確定に伴います返還の分でございます。

諸支出金以外はいずれも平成20年度より医療費が伸びてきております。今後の予算執行に支障を来すおそれがあるための増額補正でございます。毎月の給付費を比較しますと、平成23年度よりか減少すると見込みは一応立てております。以上でございます。

あとは議員各位の質問によりお答えさせていただきます。何とぞよろしくお願いたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

9 番、宮田議員。

○9 番議員（宮田勝則君）9 番議員、宮田です。

総務委員長ということで余り国保のほうはと思いましたがけれども、昨夜、一昨日と、熊本県の中でもインフルエンザ流行の兆しが見えると数値が出ました。といったところで、例年より早いか遅いかは別にして、見ると予備費が1,200万円程度の予備費になりました。年末、12月で何らかの呼びかけをまたして、強化、インフルエンザの予防接種に向けて何らかの動きを出さんと非常にまずいんじゃないかと思いがりましたので、何らか施策をとれないかということで、お金のかからない施策というところで、呼びかけ等できますでしょうか。

○議長（坂梨公介君）住民課長。

○住民課長（片島信幸君）インフルエンザがまた発生し出しているということも確かに新聞によりますと承知しております。今、高齢者の方々には、広域化ということで市町村外でも一応1,000円の負担でたしかしていただける部分があったかと思えます。ここ最近もうその申し込みは順次やっばり見られております。ただ、今議員がおっしゃったように、何らかの形でということになりますと、あとまた広報紙となれば若干おくれるかもしれませんが、防災無線等でのまた周知徹底等については早急にでも取り組みたいと思えます。

○議長（坂梨公介君）ほかにごございませんか。

宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）ありがとうございました。

これは早急に村のほうでもそういうすぐできることをすぐやるというところで、これは住民課長、責任を持ってお願いします。以上です。

○議長（坂梨公介君）ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。討論ございますか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第54号、平成25年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、議案第54号は原案どおり可決されました。

日程第12、議案第55号、平成25年度西原村介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

内容の説明を住民課長に求めます。

（住民課長 片島信幸君 登壇 説明）

○住民課長（片島信幸君）議案第55号につきましてご説明いたします。

議案第55号、平成25年度西原村介護保険特別会計補正予算（第2号）。

平成25年度西原村介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7,548万4,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年12月10日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容につきましてご説明申し上げます。

6ページをお願いいたします。

今回は歳入予算の補正はございません。

歳出につきましては、主なものは款2保険給付費、項3高額介護サービス等費に268万3,000円の増額補正をしております。

款2保険給付費、項4特定入所者介護サービス等費、こちらに453万8,000円の増額補正をしております。

いずれも第5期介護事業計画の数値を根拠として当初予算に計上しており

ますためのサービス費の不足分として増額補正をさせていただきました。この高額サービス費は、自己負担の限度額を超えた部分の世帯負担の軽減をする制度ということと、特定入所者介護サービス費は、所得の低い方々が施設サービスなどを利用された場合にかかわる食費・居住費等の負担を軽くするために支給される介護給付費でございます。これらの財源の不足する部分としまして予備費から732万1,000円を減額いたしております。以上でございます。

あとは議員各位の質問によりお答えさせていただきます。何とぞよろしくお願いいたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第55号、平成25年度西原村介護保険特別会計補正予算（第2号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、議案第55号は原案どおり可決されました。

日程第13、議案第56号、平成25年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

内容の説明を住民課長に求めます。

（住民課長 片島信幸君 登壇 説明）

○住民課長（片島信幸君）議案第56号につきましてご説明いたします。

議案第56号、平成25年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

平成25年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ26万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,403万2,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年12月10日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容につきましてご説明いたします。

6 ページをおあけください。

歳入予算でございます。

款 4 繰入金、項 1 一般会計繰入金、こちらに26万円の増額補正をしております。

次の 7 ページの歳出予算でございます。

款 2 後期高齢者医療広域連合納付金、項 1 後期高齢者医療広域連合納付金、こちらに26万1,000円の増額補正をしております。

この補正は一般会計と連動しておりまして、平成25年度の後期高齢者医療保険基盤安定負担金の額の確定による補正でございます。これは、低所得世帯に対する被保険者の均等割の額の一定の割合を減額し、その負担を軽減する目的の負担金になっております。県はその軽減分の4分の3に相当する額を負担しておりまして、一般会計から特別会計に繰り入れて、それを連合会に納付するということになっております。以上でございます。

あとは議員各位の質問によりお答えさせていただきます。何とぞよろしくお願いたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第56号、平成25年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、議案第56号は原案どおり可決されました。

日程第14、議案第57号、平成25年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

内容の説明を産業課長に求めます。

（産業課長 海東義朗君 登壇 説明）

○産業課長（海東義朗君）議案57号について説明いたします。

議案第57号、平成25年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第1号）。

1 ページめくっていただきまして、平成25年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第1号）。

第1条、平成25年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第 2 条、平成25年度西原村工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予算額を次のとおり補正する。

収入の補正はございません。

支出。

科目、第 1 款水道事業費用、第 1 項営業費用、既決予算額1,226万2,000円、補正予定額100万円、計1,326万2,000円。

科目、第 4 項予備費、既決予算額371万7,000円、補正予定額マイナス100万円、計271万7,000円。

平成25年12月10日提出、西原村工業用水道事業管理者、熊本県阿蘇郡西原村長。

内容についてご説明いたします。

次のページをお開きください。

平成25年度工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）説明書。

収益的収入及び支出。

支出。

款・項、1 水道事業費用、1 営業費用、目 3 総係費、節10委託料、100万円の増額補正であります。新地方公営企業会計制度移行支援業務委託料でございます。

項 4 予備費、目 1 予備費、節の 1 予備費、100万円の減額補正でございます。

新地方公営企業会計制度移行につきましては、昭和27年にスタートしました地方公営企業会計は、昭和41年改正以来、大きな改正がなされてきませんでした。このため、民間企業会計との比較、分析、整合性がとれないなどの点から対応が必要とされてきました。それを受けまして、平成26年度予算より現行の企業会計制度の考え方が大幅に取り入れられまして、新しい地方公営企業会計制度が適用されることになりました。主要11項目の大幅な改正が行われることになり、そのため、現行の会計制度における各種懸案事項に対し、地方公営企業会計制度の改正等を踏まえ助言指導や各種情報提供を公認会計士から受け、新しい地方公営企業会計制度に対応した財務報告を目的として今回補正予算を計上いたしております。よろしくご審議方お願いします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第57号、平成25年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第1号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、議案第57号は原案どおり可決されました。

日程第15、同意第4号、西原村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、曾我教育長の退席を求めます。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 泉田元宏君 登壇 説明）

○総務課長（泉田元宏君）同意第4号についてご説明いたします。

同意第4号、西原村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

西原村教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

平成25年12月10日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

住所、西原村大字鳥子211番地。

氏名、曾我敏秀。

生年月日、昭和26年3月10日。

提案理由、教育委員曾我敏秀氏の任期満了に伴い再任いたしたく、任命に対し議会の同意を要するためでございます。

次のページに履歴書を添付いたしております。

よろしく願いいたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございますか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

同意第4号、西原村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、同意第4号は原案どおり同意することに決定しました。

曾我教育長の入場を許可します。

暫時休憩します。

(午後 2時40分)

(午後 2時40分)

○議長(坂梨公介君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

曾我教育長に申し上げます。

ただいま教育委員の任命につき同意を求めることについて、同意されましたので告知いたします。

日程第16、同意第5号、西原村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

(総務課長 泉田元宏君 登壇 説明)

○総務課長(泉田元宏君) 同意第5号についてご説明申し上げます。

西原村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

西原村教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

平成25年12月10日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

住所、西原村大字河原1076番地。

氏名、荒木均。

生年月日、昭和26年3月25日。

提案理由、教育委員堀田清治氏の在任中の逝去に伴い、新たに委員を任命することに対し、議会の同意を要するためでございます。

次のページに履歴書を添付させていただいております。

よろしく願いいたします。

○議長(坂梨公介君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

10番、田島議員。

○10番議員(田島敬一君) 10番、田島です。

堀田清治氏が任期途中で突然お亡くなりになったということ、大変お悔やみ申し上げます。

このたび荒木均氏、経歴書を見ていると、ずっと大体農業関係の畑でやってこられたと、特に県立農業大学の副校長ということで、大変すばらしい人が来られるなというふうに喜んでいるところです。

それで、今回の提案は、教育委員ということでございます。農業関係の教育ということでずっと経歴をされておられるので、恐らく教育は教育でも子



どもたちの農業への親しみとかそういったことに抱負を持っておられるのではないかというふうに想像するわけですが、その辺どのように聞いておられるでしょうか。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）荒木氏におかれましては、今議員が申されましたように県立農業大学の副校長ということで、現在も県立大学の非常勤講師ということでなされておるとのことでございます。

私も以前から承知はしておりました。なかなか温厚で真面目な方ということで、県庁時代は農業関係のほうが多かったと思いますけれども、またそして教育長ともたまたま同級生ということでもありますけれども、そういうことで教育委員としても、農業をなされている方も教育委員をなされておりますので、ましてや学校関係におられたということで、推薦、同意をいただくものでございます。以上です。

○議長（坂梨公介君）ほかにございせんか。

教育長。

○教育長（曾我敏秀君）村長のほうからのご相談もございまして、荒木均さんは同級生でもありますけれども、今、県の教育委員会の委員も木之内さんがなられました。立野の木之内農園ですね。今、非常に学校の児童生徒、いろんな意味で、以前と違って社会構造の変化で、いじめ、不登校、コミュニケーション不足、いろんな面で厳しい状況になっております。

そういった中でやはり、蒲島知事も木之内農園の顧問をされておられます。そういった意味ではやっぱり広範囲からということで、村長の申請に私もそういった思いで意見を述べさせていただいたのが事実です。以上です。

○議長（坂梨公介君）ほかにございせんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はございせんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

同意第5号、西原村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、同意第5号は原案どおり同意することに決定しました。

日程第18、総務福祉常任委員会の審査報告を議題とします。

委員会審査報告書は、議席に配付のとおりです。

総務福祉常任委員会の審査報告を委員長に求めます。

総務福祉常任委員会委員長、宮田勝則君。

(総務福祉常任委員会委員長 宮田勝則君 登壇 報告)

○総務福祉常任委員会委員長(宮田勝則君) 9 番議員、宮田です。

総務福祉常任委員会に付託されておりました村有財産貸付について、平成25年11月11日提出の議案第41号について、平成25年11月11日、第2回臨時会において総務福祉常任委員会に付託された本付託事件については、委員会において慎重に審査しておりましたが、12月10日で審議を打ち切りと決定いたしました。

ということで、本委員会に付託されておりました審議の結果でございますけれども、以上のように審議打ち切りということであります。これを会議規則第77条の規定により議会において報告いたします。

流れでございますが、当然審議の途中で打ち切りになったわけでございますが、当初、過程におきまして、先月11日の臨時議会後、総務福祉常任委員会のほうでお受けして、まず第一に再春館製薬所さんの常務になりますけれども、おいでいただいて、11月19日に第1回の総務委員会を開催しております。その折、各総務委員の皆さんと再春館製薬所さん側にいろんな質問をやりとりしております。その内容的には、皆様方に回答書として再春館製薬所さん側の代表取締役西川正明様より本議会の議長坂梨公介様宛てに回答書としていただいております。皆さん方に配付のとおりでございます。

その回答書を受けて、また12月5日に第2回目の総務委員会を開催しております。その報告内容に沿って、区長会、当日あっておりますので、その終了後に開いたわけですが、その折の意見交換の中で幾分議論になっております。総務委員会としては前向きに考えているという報告をいたしておりますけれども、その中でもまだもう少し慎重に審議していただきたいという旨のお話もありましたので、12月5日、その意見交換会が終了後、総務委員会を開きまして、再度、要望的なお話を3件ほどに絞りまして、再春館さん側に翌12月6日にお伝えしております。

それで、12月10日には、皆さんご承知のとおり、審議をして本日議決をとるとというのが午前中のお話でしたけれども、午後の確認で常任委員会冒頭に執行部側から再春館製薬所さん側から今後の契約につきましては見送らせていただきたいという旨の趣旨があったそうで、その趣旨に沿って継続して審議する意味を、目標をなくしたと、委員会として、いうところで審議の打ち切りを決定いたしましたところですので、以上です。

○議長(坂梨公介君) これから委員会審査報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 質疑がないようですから、質疑を終結します。自席に帰ってください。

暫時休憩します。

(午後 2時53分)

(午後 3時05分)

○議長(坂梨公介君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

お諮りします。11月11日に村長から提出された議案第41号、村有財産の貸付について、撤回したいとの申し出があります。

村有財産の貸付についての撤回の件を議題とし、追加日程第1とし、日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 異議なしと認め、議案第41号の撤回を日程に追加し、追加日程第1とし、議題とすることに決定しました。

追加日程第1、「議案第41号 村有財産の貸付について」の撤回についてを議題とします。

村長に撤回理由の説明を求めます。

(村長 日置和彦君 登壇 説明)

○村長(日置和彦君) それでは、議案の撤回理由についてご説明申し上げます。

議案第41号、村有財産貸付について。

平成25年11月11日の第2回臨時会において継続審議となり、総務福祉常任委員会に付託されました株式会社再春館製薬所による太陽光発電設備設置に伴う議案第41号、村有財産貸付については、その後、総務福祉常任委員会と株式会社再春館製薬所の協議の中で、株式会社再春館製薬所側から事業中止の申し入れがありましたので、本議案につきましては撤回とさせていただきます。

なお、現在の土地賃貸借契約についても契約を解除したい旨の発言もあっております。まことに残念でございます。以上でございます。

○議長(坂梨公介君) 以上で村長の説明は終わりました。

ただいま議題となっております村有財産の貸付についての撤回の件を許可することに異議ありませんか。

3番、村上議員。

○3番議員(村上貞廣君) 3番、村上です。

この議案第41号、ことしの11月11日提出された村有財産の貸付について、今、村長のほうから撤回の理由がございました。

常任委員会といたしましても、何とか熊本県で、日本でもすごい優良企業でございます再春館製薬所が、15年間、下あげの土地を賃貸をやって、その上で自家発電、これは売電になりますけれども、自家発電にも利用されています太陽光発電に取り組むという非常にいい事業だというふうに自分は認識をしておりました。

ただし、撤回は別として、撤退について地元の下あげの区長は承知をしているというふうに思いますが、入会権者の中にはまた全然こういう撤退ということについて知らない人たちがほとんどであります。

ですから、これはもう要望ですけれども早急に、これは議案として撤回は理解できますが、村として再春館がどうして撤退の方向に踏み切ったのか、そういうことにつきまして入会権者の全体集会ということをごちも開きたいというふうにも考えておりますので、村としてもぜひ再春館製薬所も含めたところで関係各位の出席のもと事情の説明を村長にお願いしたいということをごちで申し上げておきます。以上です。

○議長(坂梨公介君) 答弁求めますか。

○3番議員(村上貞廣君) いや、これは要望です。

○議長(坂梨公介君) 要望。よかですか。

11番、泉田議員。

○11番議員(泉田洋一君) 11番、泉田です。

村長にお聞きします。

入会権というのをどのように認識されておるのか、入会権者の、その点をちょっとお聞きします。

○議長(坂梨公介君) 村長。

○村長(日置和彦君) 入会権というものは強うございます。法令上に強いところもあると聞いております。どこまでかは知っておりませんが、今申しましたように、その権利は昔からある権利ということで、慣行ということで、強いというふうに認識をしております。

○議長(坂梨公介君) 11番、泉田議員。

○11番議員(泉田洋一君) 11番、泉田です。

なぜきょう出されたですか。地元を回って入会権者に報告して、同意を得てしてもいいじゃないですか。議会で、入会権者の意見も聞けないし、議決して、村長が提出した、その村長の気持ちがわかりませんが。

○議長(坂梨公介君) 村長。

○村長(日置和彦君) この件に関しましては、私どもも提案された以上は議決していただけるものというふうに思っていたところでございます。その後、委員会付託ということで今まで来ておったということで、実は12月9日に再春館さんのほうから撤退したいという旨が口頭で申し入れがございました。このままではいけないということで10日に、11日が休会でありましたので、再春館さんのほうにお話をさせてくれということで、総務課長のほうからアポをとってしたところ、会社の方針でもう決定しているからお話しすることはないという旨の向こうからのお答えでございました。

入会権者があって、その集落にはそれぞれの分収金が落ちているということで、部落も大変であろうということで、そういうことで話をするならば

ということで申し入れたところでありまして、もういいですよという返事でした。常務のほうに電話に出られたということで、もう私に一任されておられるということで即答で会えないという返事でしたので、諦めざるを得ないのかなということで、きょう常任委員会のほうにその旨を報告し、常任委員会のほうも審査打ち切りということで、きょうの撤回というふうになったところでございます。以上です。

○議長（坂梨公介君）11番、泉田議員。

○11番議員（泉田洋一君）再春館のほうはそれでいいですよ。地元の人の納得がですよ。それで納得するですか。私、それを聞きたいわけですよ。入会権者の承諾を得て、そしてここに提案するのが一般の筋道だと思いますけれども、お聞きします。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）入会権者に聞くも聞かんも、先方のほうからお断りをいただいたのでどうしようもないという判断をしたわけでございます。このまま入会権者に聞いても借ってもらわにゃいかんとか、中にはもうよかろうという人もひょっとするとおられるかもしれませんが、全体的には借っていただきたいという意見が多いかもしれませんが、相手のほうがもう話もしないと会社の方針で決まっておると言われれば、我々もどうしようもないということで、今議案は撤回させていただいたと。また何かがあれば提案させていただくならばというふうに思います。

○議長（坂梨公介君）まとめてください。

泉田議員。

○11番議員（泉田洋一君）私が言いたいのは、集落に説明して入会権者に説明した後でも遅くはないじゃないですかと言っているわけですよ。えらい急々に急々になぜされるのか、その旨がわからんわけですよ。お聞きいたします。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）向こうから撤退と言われたものですから、話をしても仕方がないというふうに判断したところでございます。再春館さんのほうがもう会わないと、話もしないということでありますので、これ以上再春館さんと、向こうが会っていただければまた別ですけども、もう会わないとおっしゃったもので、だからきょう撤回ということでさせていただきました。

○議長（坂梨公介君）3番、村上議員。

○3番議員（村上貞廣君）3番、村上です。

今、泉田議員が言われるのは当然だと思いますが、私が要望をさっきしたのは、再春館さんがここまで至った経緯等も含めたところで、再春館さんが来てくれるならば再春館さんにも出席をしていただいた上で、地区に1つの集会所、小野が一番広うございますので、小野の集会所に入会権者を全部寄せ

て、こちらが区長さん方にご足労かけてお願いいたしますけれども、その理由をそこで説明してくださいという、それが要望です、はい。だから、そういうことを早急にやっていただきたいということの要望でしたので、それができるのかできないのか。じゃ、村長のほうからご答弁をお願いします。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）我々は議案を提案させていただきました。議決していただくものというふうに提案をさせていただいたところであります。それを前回継続審査となって委員会付託ということでありますので、その後、委員会がどうなったのか私どものほうには詳細には伝わっておりませんが、本来ならばその後の状況がどうなったか委員会のほうで説明をしていただくのが筋ではなかろうかなというふうに思います。

○議長（坂梨公介君）3番、村上議員。

○3番議員（村上貞廣君）私も総務福祉常任委員会に所属しておりますので、委員長がどういうふうに努力されたというのは大体知っているつもりであります。さっき念を押したのは、この議案第41号の村有財産の貸付についての議案を撤回するという意味で私はとったわけですね。それはそれでよろしいんですね。

○村長（日置和彦君）そうです。

○3番議員（村上貞廣君）ですから、針の穴ぐらいの光でもあれば、それはそれでこちらも一生懸命努力しようと思っておりますので、ですから、村は提案した、そして付託は委員会が受けた、議会の特別委員会が受けたということのその筋道はわかります。そして結論が出たというのはわかりますが、村は今まで賃貸借契約の甲乙で言うならば甲という立場の契約主でありますし、ですから、下あげの入会権者の人たちも誰も何もまだ知らないでいる状態ですから、それは執行部として、役場として、村長として、入会権者にこういういきさつでしたのでこういうふうになりましたという報告は当然行っていただけるものというふうに自分は考えてこういう要望をしたわけです。

ですから、それをいついつまでにとということで、できるだけ早目、もう区長さんも交代です、ことしいっぱいで。ですから早目にそれを、入会権者にこういういきさつでこういうふうになりましたという、その撤退理由について、その関係された方々、あるいは再春館が来ていただければ再春館に来ていただいて、こういうことで私たちは撤退に踏み切ったということによっていただければ、もうそれにこしたことはないんですけども、だから、そういう場をつくってくださいと言っているんです。それがこちらの要望です。

○議長（坂梨公介君）答弁求めますか。

○3番議員（村上貞廣君）以上です。

○議長（坂梨公介君）ほかにありませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(坂梨公介君) じゃ、異議がありますので、起立によって採決します。

「議案第41号 村有財産の貸付について」の撤回について、許可することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(坂梨公介君) 起立多数であります。

したがって、「議案第41号 村有財産の貸付について」の撤回の件は、許可することに決定しました。

日程第19、産業教育常任委員会審査報告を議題とします。

委員会審査報告書は、議席に配付のとおりです。

産業教育常任委員会の審査報告を委員長に求めます。

産業教育常任委員会委員長、山下一義君。

(産業教育常任委員会委員長 山下一義君 登壇 報告)

○産業教育常任委員会委員長(山下一義君) 産業教育委員会委員長の山下です。

平成25年12月13日、西原村議会議長、坂梨公介様。

西原村議会産業教育常任委員会委員長、山下一義。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記。

事件の番号、陳情書受理番号8番。

陳情者、阿蘇郡西原村大字布田1348番地、小澤敏邦、他賃借人1名。

件名、生活用水の提供について。

審査の結果、平成25年9月20日第3回定例会において産業教育常任委員会に付託された本付託事件については、委員会において慎重に審査した結果、採択と決定いたしました。

採択に至りました経過をご説明いたします。

9月議会に提出されましたこの陳情書は、委員会としても調査、検討の必要があり、産業教育常任委員会付託になったところですが、委員会におきまして平成25年10月31日、委員会を開催し、現地を見てまいりました。直接小澤さん本人からこれまでの経緯と現状の問題をお聞きし、再度検討することになりました。平成25年11月26日、再度常任委員会を開催し、将来給水を必要とする方に、受益者負担も考慮に入れ、関係者に協力を呼びかけ、まずは給水区域に編入いただければ関係者には金銭負担もかかることから、最終的には小澤さん単独負担も考慮して準備を進めますということを書き添えましたので、今後は村と協議をしながら進めることになりましたので、産業教育委員会において審査した結果、採択と決定いたしました。

この件名であります生活用水の提供について小澤氏からの陳情書、この審

査の結果、2件の大きな課題がありました。それは、まず西原給水区と小森水道区の重なり、これが1つの課題であります。それから、これを許可した場合に布田の私有地のところを通過して給水配管をしなくてはならないというこの2つの課題がありました。これを調査して、小森水道区の今会長であります片山さん、それから役員の方にお話をしまして、それはオーケーで、仕方ないということであります。

ですから、小森水道区につきましては、まず規則がありまして、親等1までは譲るけれども、ほかの方には譲らないという規則があります。だから、この重なりについてはどうしても西原村の水道を使わなくてはできないということで、その許可は小森水道区からいただきました。

それから、布田の私有地、これを通らなくては配管ができません。ですから、これにつきましては布田の区長さんたちと協議をいたしまして、それならばオーケーということで、この委員会の採択を決定したわけであります。

以上で産業教育常任委員会の報告を終わります。

○議長（坂梨公介君）これから委員会審査報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。自席に帰ってください。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これから陳情書受理番号8番、陳情書、生活用水の提供についてを採決します。

この陳情書に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、陳情書受理番号8番、陳情書、生活用水の提供については、委員会審査報告のとおり採択することに決定しました。

日程第20、組合議会報告を行います。

組合議会議員から報告ございましたらお願いします。

（「なし」の声）

○議長（坂梨公介君）ないようでしたら、これで組合議会報告を終わります。

日程第21、委員会報告を行います。

各委員会から報告がございましたらお願いします。

（「なし」の声）

○議長（坂梨公介君）ないようでしたら、これで委員会報告を終わります。



日程第22、請願書審議についてを議題とします。

お諮りします。請願書受理番号4番については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略して本会議で審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 異議なしと認め、よって、委員会付託は省略して本会議で審議することに決定しました。

請願書受理番号4番、受理年月日、平成25年12月11日。

請願者の住所及び氏名、阿蘇郡西原村大字宮山865、藤川俊光氏。

請願の要旨、熊本県議会議員第3選挙区に係る区割り案に関する請願書。

紹介議員、宮田勝則君。

内容の説明を紹介議員、宮田勝則君にお願いします。

(9番議員 宮田勝則君 登壇 説明)

○9番議員(宮田勝則君) 9番議員、宮田です。請願書の紹介議員として今回の宮山865、藤川俊光氏による請願の趣旨、熊本県議会議員第3選挙区に係る区割り案に関する請願書ということで、皆様方には文書がお渡しと思しますので、朗読にて説明にかえさせていただきます。

熊本県議会議員第3選挙区に係る区割り案に関する請願書。

平成25年12月11日。

西原村議会議長、坂梨公介様。

請願代表者、阿蘇郡西原村大字宮山865、藤川俊光。

紹介議員、西原村議会議員、宮田勝則。

#### 1 請願要旨

公職選挙法改正により、西原・南阿蘇地域では歴史上初めてとなる「単独定数(選挙区)」が法律として可能となった。

このことにより、住民としては「住民福祉の向上」、「西原・南阿蘇地域の発展」、「地域実情」をふまえば、「西原・南阿蘇地域での単独定数要望」は当然である。

よって西原・南阿蘇地域(西原村・南阿蘇村・高森町)での単独定数1議席を県に要望する西原村議会要望を請願する。

#### 2 請願本文

平成25年11月15日に衆議院を通過した公職選挙法改正案において、平成27年度の統一地方選から、都道府県の裁量により変更された選挙区において選挙を実施することが可能となる。

これまで、阿蘇市区および阿蘇郡区にてそれぞれ1名ずつの定数設定がなされているが、地域実情および民意を反映した住民主体の真の地方自治を目指すための選挙制度を設計するためにも、法の原則論に則り、本法改正案の原則である「隣接している市町村」による区割り設定、すなわち飛地の解消

と、基本的な生活基盤や公共交通網、また歴史的背景においても阿蘇五岳により南北で二分される地域実情を鑑み、阿蘇全域で設定されている定数2議席を、西原村・南阿蘇村・高森町の3自治体で構成される西原・南阿蘇区と阿蘇・小国区にてそれぞれ1議席ずつ区割り設定することが有意義であることは明らかである。

さらに、この両区がそれぞれの地域情勢および地域の民意を十分に反映した施策を推進する基盤を構築できる絶好の機会と捉え、かつ両地域間の相乗効果に基づく阿蘇地域全体の発展を見据え、大局的な本法改正案の活用を請願する。

### 3 請願項目

熊本県議会特別委員会に対し、阿蘇全域で設定されている定数2議席を、西原村・南阿蘇村・高森町の3ヶ町村で構成される南阿蘇区と阿蘇・小国区にてそれぞれ1議席ずつ区割り設定することを是とする意見書の提出。

補足事項として、この選挙区の人口等の単位とか、今までは郡市単位からというところの単位から隣接する市町村という区割りに実情で変えられるという旨と、地域の実情ということで、県道熊本高森線の交通量と国道57号の交通量の違い等、また選挙区の1票の格差についても問題がないと、阿蘇は一つという考え方にも問題がないということで、触れられております。

なお、3枚目に、この同文の意見書(案)という形でこの請願が採択することにより意見書として、同文でございます、つけられております。この同文の意見書を熊本県議会議長、藤川隆夫様、阿蘇郡市議長会会長、阿南誠蔵様宛てに西原村議会より提出する運びとなります。以上でございます。

○議長(坂梨公介君) ただいま紹介議員より内容の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。紹介議員及び執行部に何か質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 質疑がないようですので、自席に帰ってください。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立により採決します。

請願書受理番号4番、熊本県議会議員第3選挙区に係る区割り案に関する請願書について、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(坂梨公介君) 全員起立であります。

よって、請願書受理番号4番については採択し、意見書を送付することに決定しました。

日程第23、委員会の閉会中の継続調査の申し出についてでございます。

お手元に配付の各常任委員会の申し出に従いまして、議会運営委員会委員長、林田直行君、総務福祉常任委員会委員長、宮田勝則君、産業教育常任委員会委員長、山下一義君、以上の方から申し出がっております。

事件、理由などについては記載のとおりです。

閉会中の継続調査申し出について承認してよろしいですか。

(「異議なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 承認されたものと決定します。

以上で、本日の議事日程及び会期日程は全部終了しました。

これをもって閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 異議なしと認め、これをもって平成25年第4回西原村議会定例会を閉会します。

午後 3時36分 閉 会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成        年        月        日

熊本県阿蘇郡西原村議会議長                      坂 梨 公 介

熊本県阿蘇郡西原村議会副議長                      林 田 直 行

7 番議員                      林 田 直 行

9 番議員                      宮 田 勝 則